

みやしろ健康福祉プラン
—障がい者編—

第6期障がい者基本計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

(案)

令和6年1月

第1章 総論.....	1
1. 計画策定の目的	2
(1) 計画策定の趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	3
2. 計画の基本理念	4
(1) 基本理念	4
(2) 計画推進にあたっての基本的視点.....	5
(3) 計画推進にあたっての基本的な方針.....	6
(4) 計画推進にあたっての実行理念.....	7
3. 計画の概要	9
(1) 計画の特徴	9
(2) 計画の期間	9
(3) 計画の策定体制と方法	10
(4) 計画の進行管理	10
4. 障がい者等の状況.....	11
(1) 人口・世帯の状況	11
(2) 障がい者の状況	12
(3) 計画策定の課題	17
第2章 宮代町障がい者基本計画.....	41
1. 基本構想	42
(1) 計画の体系	42
(2) 重点的に取り組む事業	44
2. 施策の展開	47
(1) 地域福祉の推進体制	47
(2) サービス提供体制	60
(3) 福祉サービス	69
(4) 保健・医療サービス	88
(5) 教育（保育）・生涯学習	97
(6) 生活基盤	109
(7) 生活環境	117
第3章 宮代町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画.....	123
1. 目標値の設定	124
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	124
(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	124
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	126
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	127
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	128

(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	129
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	130
2. 障害福祉サービス等の体系.....	131
3. 障害福祉サービス.....	132
(1) 訪問系サービス	132
(2) 日中活動系サービス	133
(3) 居住系サービス	134
(4) 相談支援	134
4. 障がい児福祉サービス.....	135
(1) 障がい児通所支援	135
(2) 障がい児相談支援	135
5. 地域生活支援事業.....	136
(1) 必須事業	136
(2) 任意事業	140
資料編	141
1. 例規	142
(1) みやしろ健康福祉事業運営委員会条例.....	142
(2) みやしろ健康福祉プラン策定委員会設置規程.....	143
2. 委員名簿	144
(1) みやしろ健康福祉事業運営委員会委員.....	144
(2) みやしろ健康福祉プラン策定委員会委員.....	144
3. 計画の策定経過	144

第1章 総論

1. 計画策定の目的

(1) 計画策定の趣旨

宮代町では、平成30（2018）年に「みやしろ健康福祉プラン―障がい者編―」として、「このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく」を基本理念とした第5期障がい者基本計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画を策定しました。また、令和2（2020）年には第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定し、幅広く障がい者施策に取り組んできました。

この間、国等の動向として、令和4（2022）年8月には障害者権利条約に基づいて、国連の「障害者の権利に関する委員会（障害者権利委員会）」による我が国の政府報告の審査を実施し、同年9月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

国連の「障害者の権利に関する条約」に関連して、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25（2013）年6月、障害者差別解消法が制定され、平成28（2016）年4月1日から施行されました。令和3（2021）年3月には障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました（令和6（2024）年4月1日施行）。

また、障害者基本法に基づき、令和5（2023）年3月には「第5次障害者基本計画（令和5（2023）年度～9（2027）年度）」が策定され、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための取組が推進されています。さらに、令和3（2021）年6月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しています。

こうしたことから、本町では、障がい者・障がい児が地域で安心して、その人らしく暮らせるまちづくりを推進するため、平成30（2018）年3月策定の「第5期障がい者基本計画」を見直し、「第6期障がい者基本計画」を策定するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保のための「第7期障がい福祉計画」及び、「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画で策定する3つの計画は、それぞれ次の法律により策定することとされている法定計画です。

①第6期障がい者基本計画（障害者基本法第11条）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。

障害者基本法

（障害者基本計画等）

第十一条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

②第7期障がい福祉計画（障害者総合支援法第88条）

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

③第3期障がい児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本町の障がい児のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 計画の基本理念

(1) 基本理念

このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく

本町では、「ともに ふれあい 生きる やさしさとおもいやりのみえるまち」を福祉社会の将来像として、障がい者福祉、高齢者福祉や介護保険事業等の関連する福祉施策の連携を強化しながら、福祉のまちづくりを進めてきました。障がい者基本計画においては、基本理念（将来像）を「このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく」と掲げ、障がいのある人が住みよいまちづくりを進めてきました。障がいのある人が、障がいがあることにより選択肢が狭まることなく、自分の生き方を自ら選択し、「自分らしく」過ごせることは障がい者福祉にとって普遍的な目標といえます。

国においては、障害者基本計画の指針として、全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を盛り込んでいます。障がい福祉分野についても地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみ作りを進める方向性となっています。

国の施策や従前までの取り組みを踏まえ、本町ではこれまでどおり、基本理念を「このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく」とし、その実現に向けた基本方針や施策体系の考え方を継続して実施します。このまちに住むすべての人がともに、“その人らしい生き方”を実現し、地域の中の暮らしをとおして、“互いに支えあいながら心を育ていける”、また地域住民が主体性を持ったまちづくりを進めていきます。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

(2) 計画推進にあたっての基本的視点

本計画は、次の3つの視点を大切にしながら、一人ひとりの「心とところ」をつなげていきます。

①安心して暮らせるまち

地域の暮らしに必要な“支え”をみんなで作くりながら、「安心して暮らせるまち」をめざします。

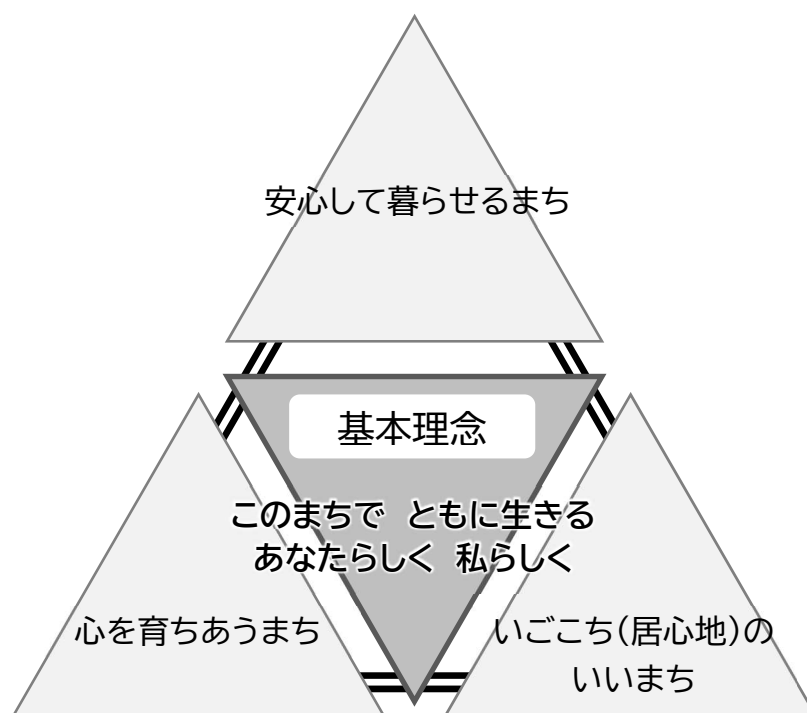
②心を育ちあうまち

地域の暮らしの中で、出会い、ふれあい、かかわりあいながら、ともにおもいやりの「心を育ちあうまち」をめざします。

③いごこち(居心地)のいいまち

このまちに暮らすことで、その人らしく輝いていける「いごこち(居心地)のいいまち」をめざします。

図表1-1 基本的視点



(3) 計画推進にあたっての基本的な方針

本計画がめざす「このまちで ともに生きる あなたらしく 私らしく」を実現するための施策の基本方針は次のとおりとします。

①「そうだん」をつなげる

身近なところで、一人ひとりの生き方を受け止め「すむ」「くらす」「まなぶ」「はたらく」へつなげていく相談体制を構築します。

②「すむ」をつづける

住み慣れた地域でそれぞれの「すむ」を続けていけるよう、居住機能を中心とした施設の町内誘致や、自立支援、地域移行支援を進めていきます。

③「くらす」をささえる

さまざまな主体による支援の重層的な取り組みを図り、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

④「ともにまなぶ」をすすめる

この地域で障がいのあるなしにかかわらず、ともに育ち、ともに学ぶことを大切にしていきます。

⑤「はたらく」をひろげる

それぞれの特性や能力に応じた働き方を地域に広げていけるよう、関係機関一体となって取り組めます。

(4) 計画推進にあたっての実行理念

①計画推進のための行動指針

「障がいのある人が、地域の中であたりまえに暮らしている」社会の実現をめざし、その目標達成のための行動指針を次のとおり掲げます。

自 助：自分ができることを実現していきます。

共 助：お互いに理解し、支えあい、協働していきます。

公 助：地域社会に必要な施策を総合的に実施していきます。

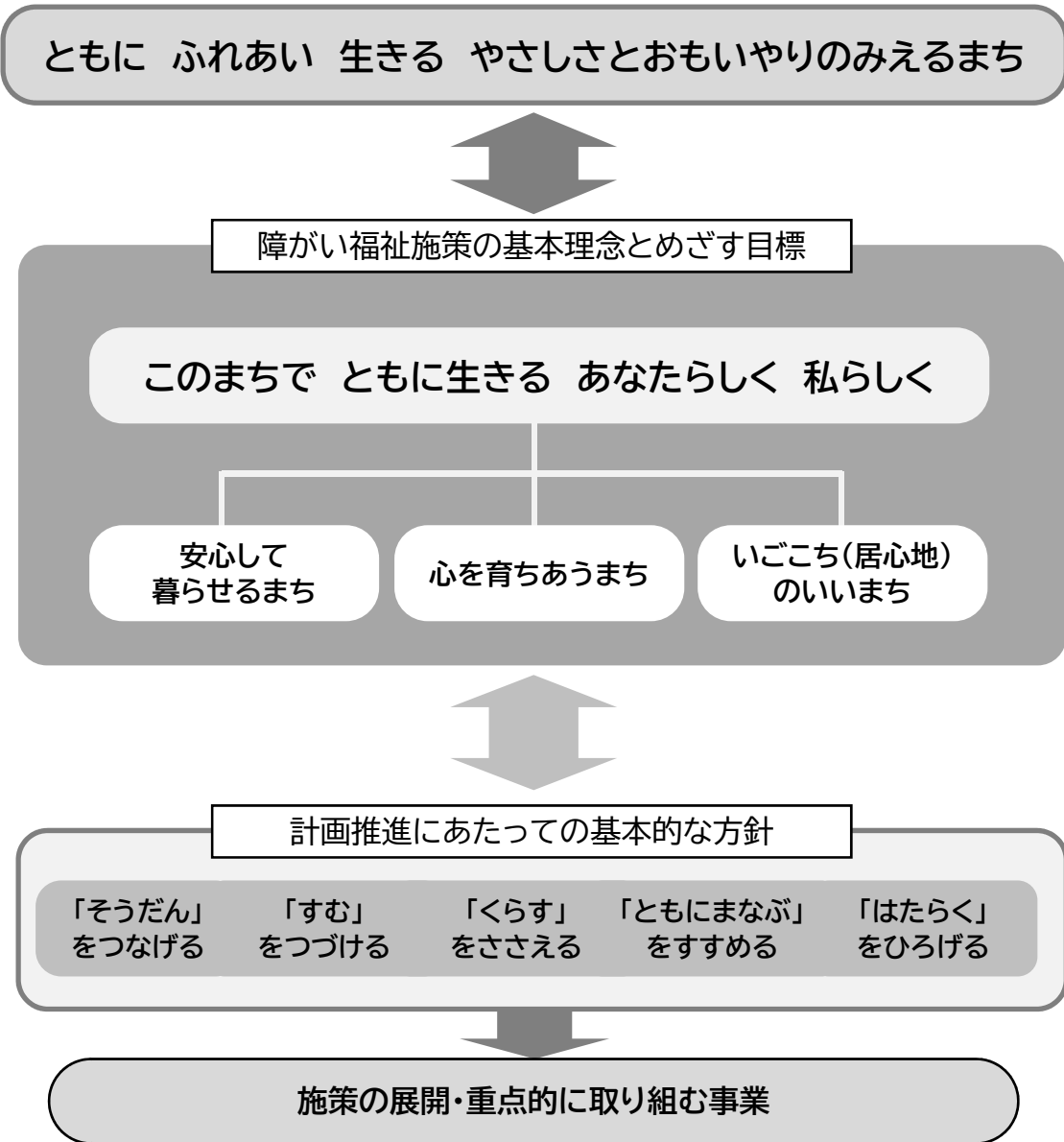
②計画推進のための住民や地域団体等に期待する取り組み

「障がいのある人が、地域の中であたりまえに暮らしている」社会を実現していくためには、自助、共助、公助の行動指針のもと、地域の中のすべての人がそれぞれの役割と責任を認識し、多様な主体が「我が事」として参画、「丸ごと」つながることで、それぞれの力を発揮しながら結びつき、ともに支えあう地域を創りあげていく必要があります。

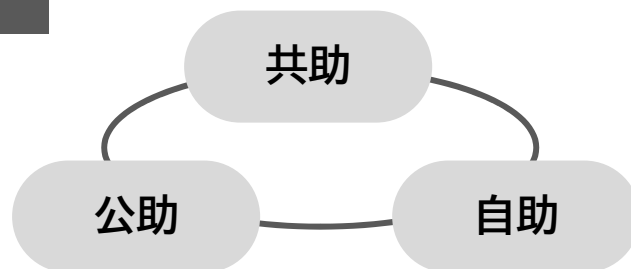
このため、第2章の宮代町障がい者基本計画（第6期）において、住民や地域団体等に期待する協働の取り組みを施策の柱ごとに提示します。

図表1-2 障がい福祉施策の基本理念等

福祉社会の将来像



実行理念



障がい者福祉施策推進の“原動力”

3. 計画の概要

(1) 計画の特徴

①地域社会全体で障がいのある人を支える活動に取り組むための計画

本計画は、町の保健福祉行政指針としての役割はもとより、行政と住民が協力して、支援の必要な障がいのある人を支えるとともに、障がいのある人自らが地域において自立した生活を営み、積極的に社会参加するための指針としての役割をもっています。

また、障がいのある人をはじめとした住民、関係団体、社会福祉事業者等については、共通の理念に基づいてそれぞれが主体的に活動を発展させていくことを期待するものです。

②目標達成度による評価（重点的な事業の設定）

計画の実行性を高め、効果的な事業を推進する観点から、実施事業の有効性を評価しながら、次の事業展開を図るための進行管理を行います。

特に、重点的に取り組む事業においては、年度ごとに取り組み方針と取り組み時期を設定しました。

③地域福祉の推進を展望した計画

本計画は、地域における福祉増進のための総合的な共通基盤となる「地域福祉計画」との整合を図った計画です。

(2) 計画の期間

障がい者基本計画は、令和6（2024）年度を初年度とする6か年の計画として、令和11（2029）年度までを計画期間とします。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とします。

図表1-3 計画の期間

令和	6	7	8	9	10	11
西暦	2024	2025	2026	2027	2028	2029
障がい者基本計画	第6期障がい者基本計画					
障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

(3) 計画の策定体制と方法

①みやしろ健康福祉事業運営委員会

障がいのある人をはじめ、広く住民のニーズや民間事業所、関係機関の実情等を本計画に的確に反映させ、計画策定の過程を開かれたものとするために公募による住民の代表者や幅広い関係機関が参画する「みやしろ健康福祉事業運営委員会」において計画内容の協議を行いました。

②みやしろ健康福祉プラン策定委員会

庁内においては、各課の施策の連携を図るため、みやしろ健康福祉プラン策定委員会にて検討しました。

③アンケート調査及びヒアリング調査

障がいのある人をめぐる現状・問題点やニーズ等を的確に把握し、具体的な施策の検討を行うため、障がいのある人やその介助者に対するアンケート調査、関係団体等に対するヒアリング調査を実施しました。さらに、幅広く住民の方の意見を取り入れた住民総意の計画となるよう、パブリックコメントを実施しました。

(4) 計画の進行管理

計画の進行にあたっては、「みやしろ健康福祉事業運営委員会」と協働し、重点事業を中心に施策・事業の進捗実施状況の点検・評価を行い、計画の適切な進行管理を行うとともに、その結果を今後の計画推進に反映していきます。

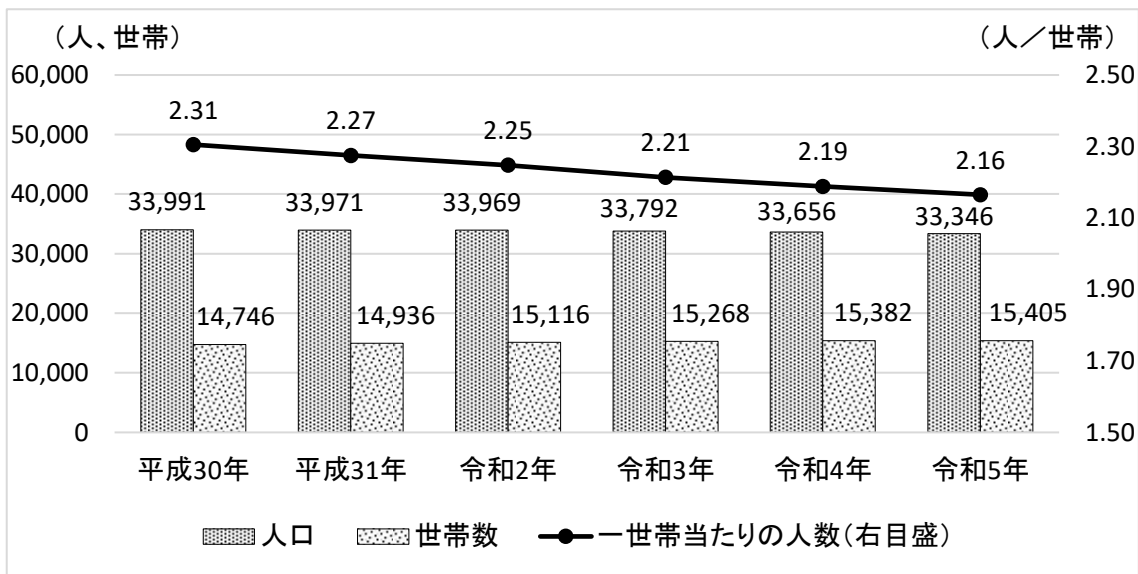
4. 障がい者等の状況

(1) 人口・世帯の状況

本町の人口は、ここ数年ゆるやかに減少を続け、令和5（2023）年には33,346人となり、平成30（2018）年と比べると645人の減少となっています。世帯数は増加傾向で推移しており、一世帯あたり人員は減少、単身世帯の増加が推測されます。

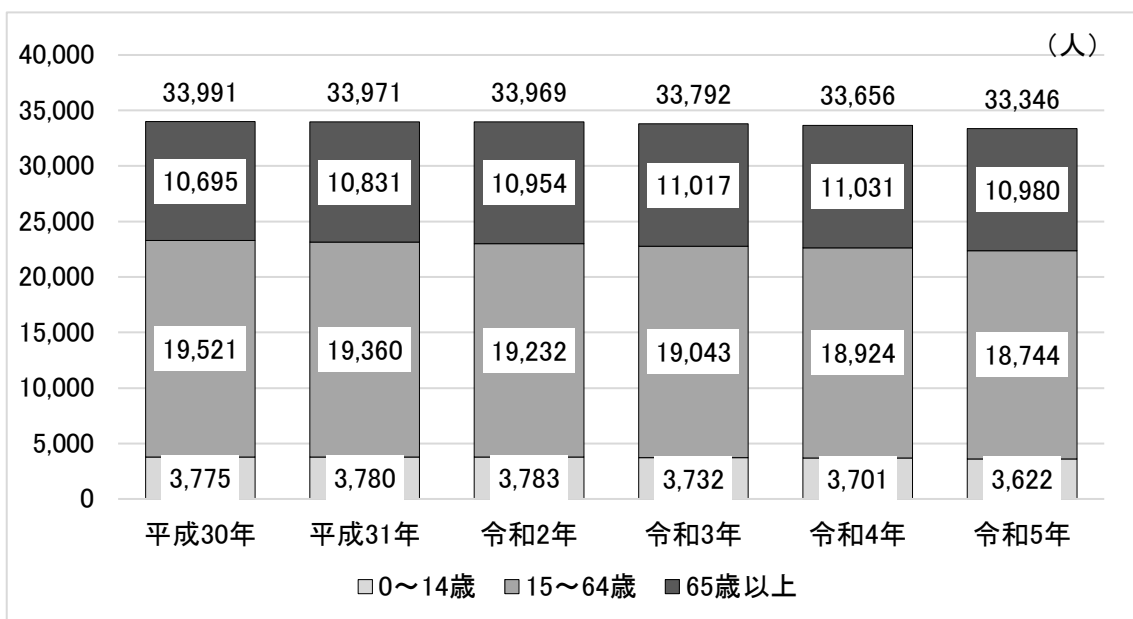
年齢3区分別人口推移をみると、65歳以上の人口は令和5（2023）年にそれまでの増加傾向から減少に転じており、令和5（2023）年の総人口に占める割合は32.9%となっています。0～14歳、15～64歳の人口は、近年、減少傾向で推移しています。

図表1-4 人口・世帯数の推移



資料：統計みやしろ（各年4月1日）

図表1-5 年齢3区分別人口の推移



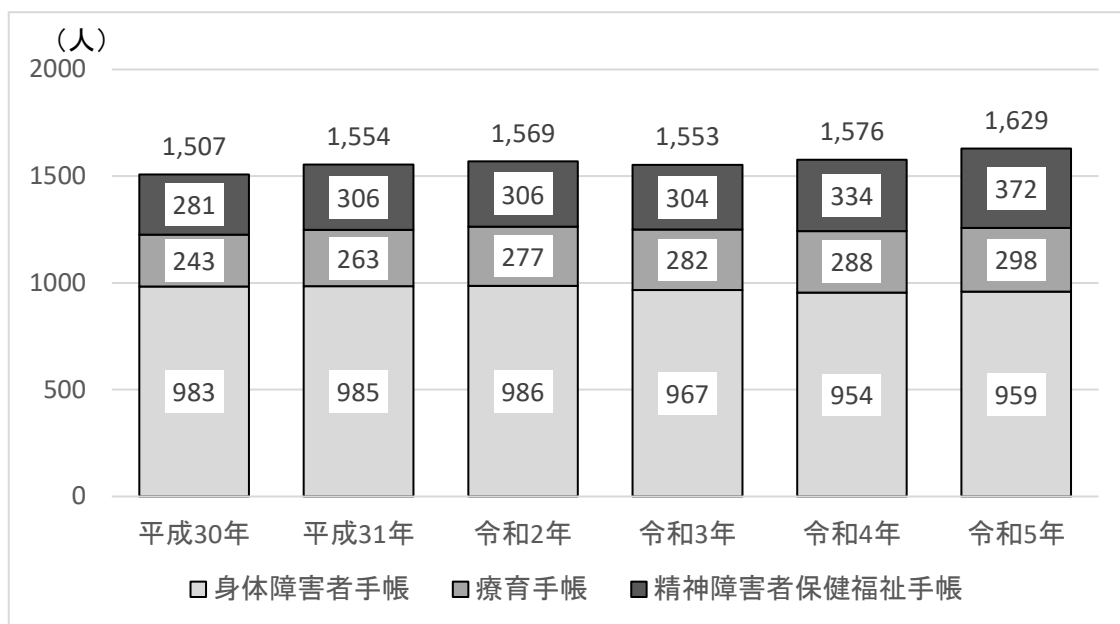
資料：統計みやしろ（各年4月1日）

(2) 障がい者の状況

①手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけてやや増加傾向で推移しており、令和5（2023）年の総数は1,629人となっています。障害者手帳種類別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者が平成30（2018）年から令和5（2023）年にかけて91人増加しています。構成比でみると、身体障害者手帳が減少している一方、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の割合が増加しています。

図表1-6 障害者手帳所持者数の推移



資料：宮代町福祉課統計（4月1日現在）

図表1-7 障害者手帳所持者数及び構成比の推移

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	人数（人）	983	985	986	967	954	959
	構成比（%）	65.2	63.4	62.8	62.3	60.5	58.9
療育手帳	人数（人）	243	263	277	282	288	298
	構成比（%）	16.1	16.9	17.7	18.2	18.3	18.3
精神障害者保健福祉手帳	人数（人）	281	306	306	304	334	372
	構成比（%）	18.6	19.7	19.5	19.6	21.2	22.8
合計	人数（人）	1,507	1,554	1,569	1,553	1,576	1,629
	構成比（%）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

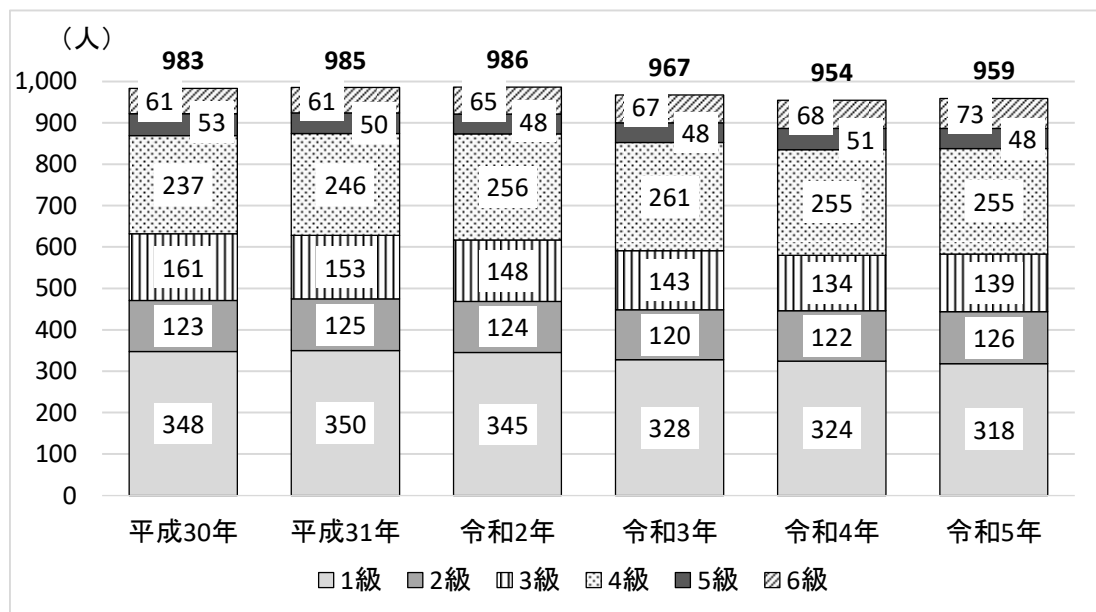
資料：宮代町福祉課統計（4月1日現在）

②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成30（2018）年から令和2（2020）年まで980人程度で推移していましたが、その後減少し令和5（2023）年は959人となっています。内訳をみると、「肢体不自由」は減少傾向であり、平成30（2018）年から令和5（2023）年まで42人の減少となっています。

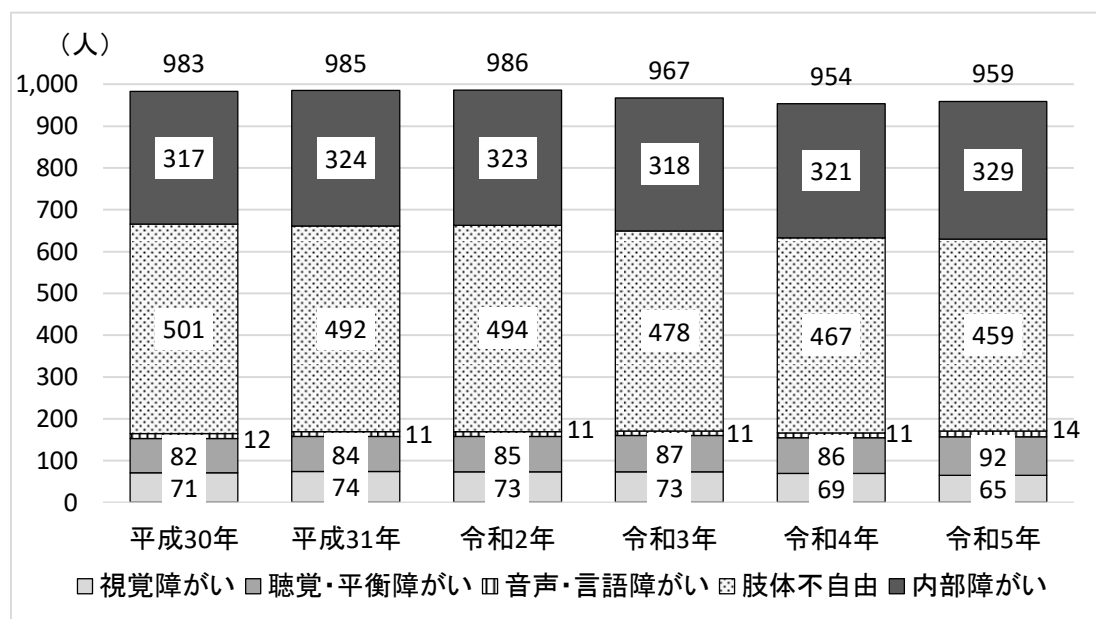
また、等級別に推移をみると、1級は減少傾向、2級は横ばい傾向であることから、“重度”は減少傾向となっています。

図表1-8 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：宮代町福祉課統計（4月1日現在）

図表1-9 身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）

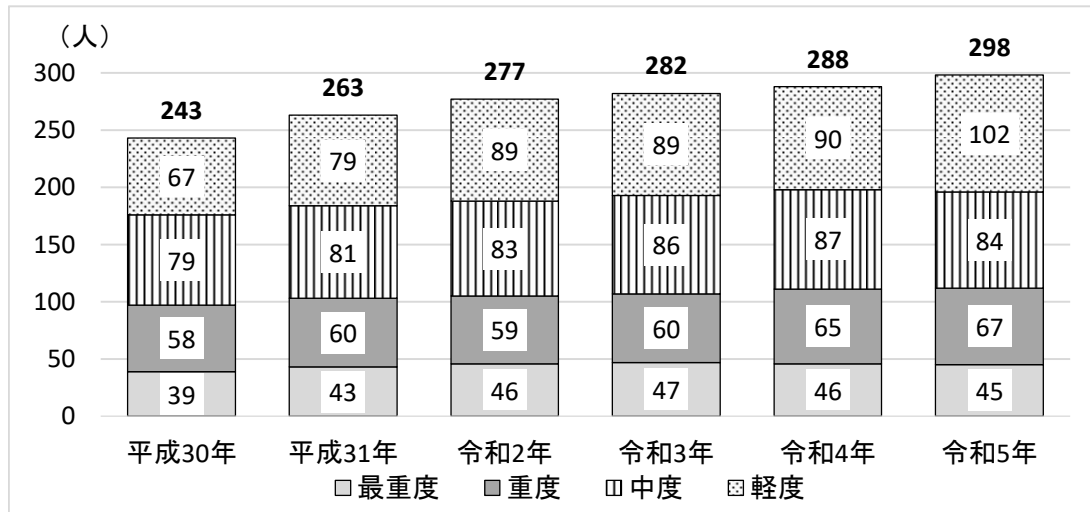


資料：宮代町福祉課統計（4月1日現在）

③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成30（2018）年から令和5（2023）年度で55人の増加となっています。内訳をみると、「軽度」の人の増加が平成30（2018）年から令和5（2023）年で35人の増加となっています。

図表1-10 療育手帳所持者数の推移（等級別）



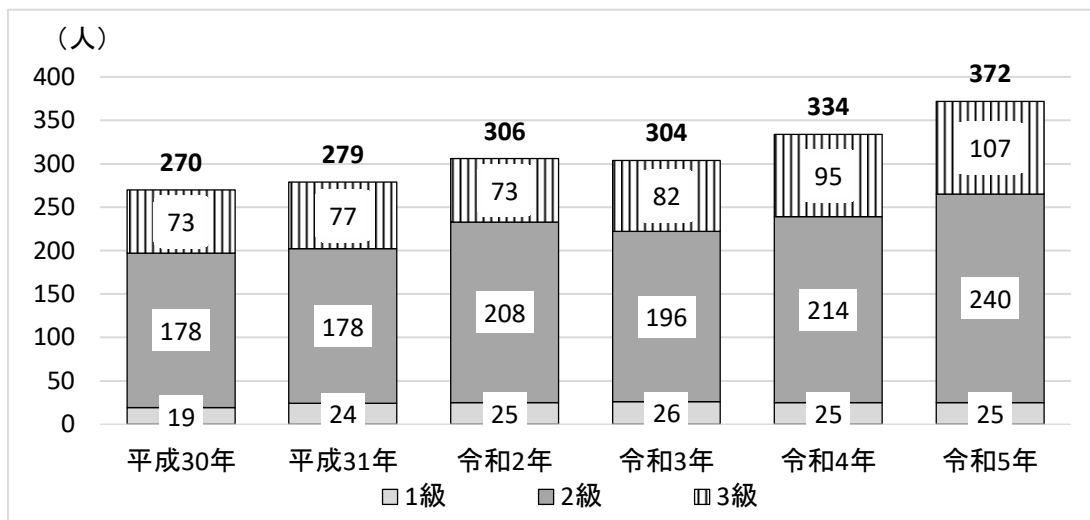
資料：宮代町福祉課統計（4月1日現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成30（2018）年から令和5（2023）年で102人の増加となっています。

また、等級別にみると、「2級」で平成30（2018）年から令和5（2023）年で62人の増加となっています。

図表1-11 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



資料：宮代町福祉課統計（4月1日現在）

⑤自立支援医療（精神通院）利用者の状況

自立支援医療（精神通院）利用者数は増加傾向にあり、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度で141人の増加となっています。

疾病別にみると、令和5（2023）年では「気分障がい」が144人で最も多く、次いで「統合失調症、統合失調症性型障がい及び妄想性障がい」が63人となっています。

図表1-12 自立支援医療（精神通院）利用の推移（疾病別）

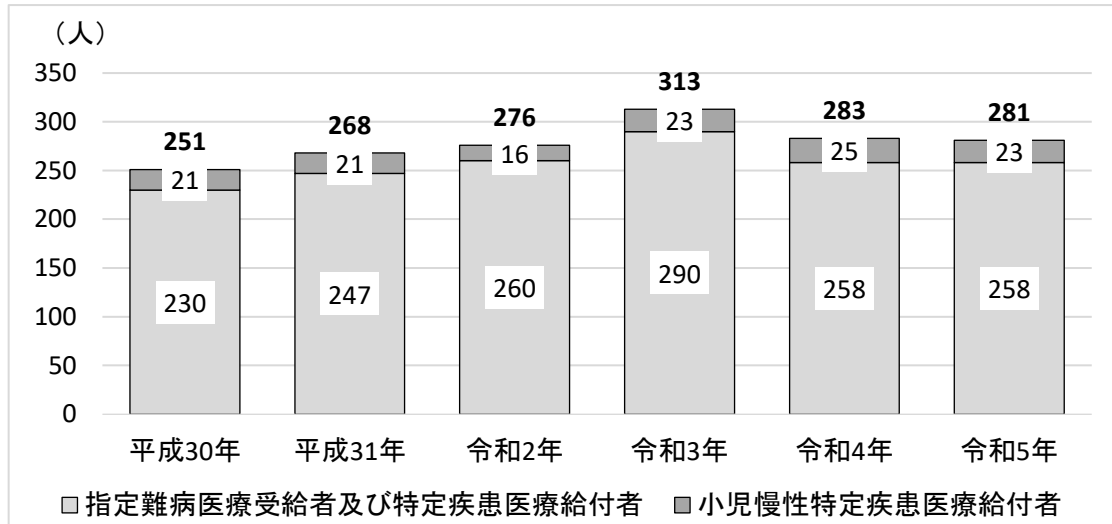
	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
症状性を含む器質性精神障がい	20	11	22	22	15	20
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	5	1	5	4	6	3
統合失調症、統合失調症性型障がい及び妄想性障がい	137	58	107	81	113	63
気分障がい	162	87	120	132	143	144
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	25	20	23	27	26	31
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	1	0	1	0	1	0
成人の人格及び行動の障がい	0	3	0	4	0	3
精神遅滞	1	2	1	1	3	2
心理的発達の障がい	3	12	13	15	18	19
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい及び特定不能の精神障がい	15	3	4	9	10	8
その他の精神障がい	7	0	1	0	0	0
てんかん	29	19	24	15	28	20
分類不能	75	278	196	270	231	308
合計	480	494	517	580	594	621

資料：宮代町福祉課統計（4月1日現在）

⑥難病患者等の状況

難病患者数は、令和3（2021）年に313人で最も多く、その後やや減少して令和5（2023）年には281人となっています。令和5（2023）年の内訳をみると、「指定難病医療受給者及び特定疾患医療給付者」は258人、「小児慢性特定疾患医療給付者」は23人となっています。

図表 1-13 難病疾患医療給付等の推移



資料：宮代町福祉課統計（4月1日現在）

※指定難病医療給付制度：原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が指定する疾病を「指定難病」という。指定難病は、治療が極めて困難であり、その医療費も高額に及ぶため、患者の医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている患者に指定難病に係る医療費の一部が助成される。令和3年11月現在、388疾患が指定されている。

※特定疾患等医療給付制度：対象となる疾患の治療を受けている患者が、保険医療機関で保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等の全部又は一部を、埼玉県が公費負担することにより、特定疾患等に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図るもの。

※小児慢性特定疾病医療費助成制度：児童福祉法第19条の2に基づき、児童等の慢性疾病のうち国が指定した疾病（小児慢性特定疾病）の医療にかかる費用の一部を埼玉県が助成し、小児慢性児童等の御家庭の医療費の負担軽減を図る制度のこと。

(3) 計画策定の課題

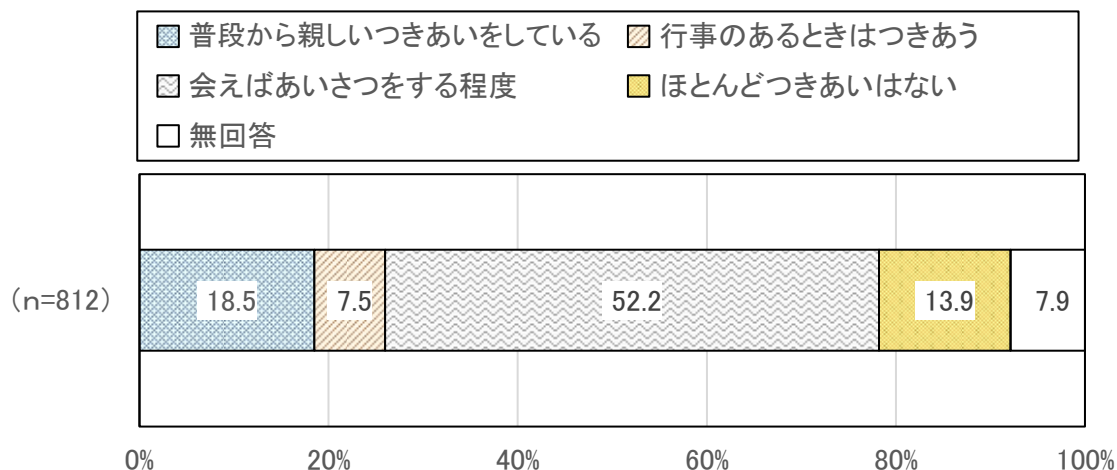
本計画の策定にあたり、アンケート調査を令和4（2022）年11月に町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、指定難病医療受給者を対象に実施しました（配布数1,531件、回収数812件、回答率53.0%）。その調査結果（「宮代町障がい福祉に関するアンケート・地域福祉に関するアンケート結果報告書」令和5年3月）をふまえ、計画策定にあたっての課題を次のとおり、施策の柱ごとに抽出しました。

1. 地域福祉の推進体制

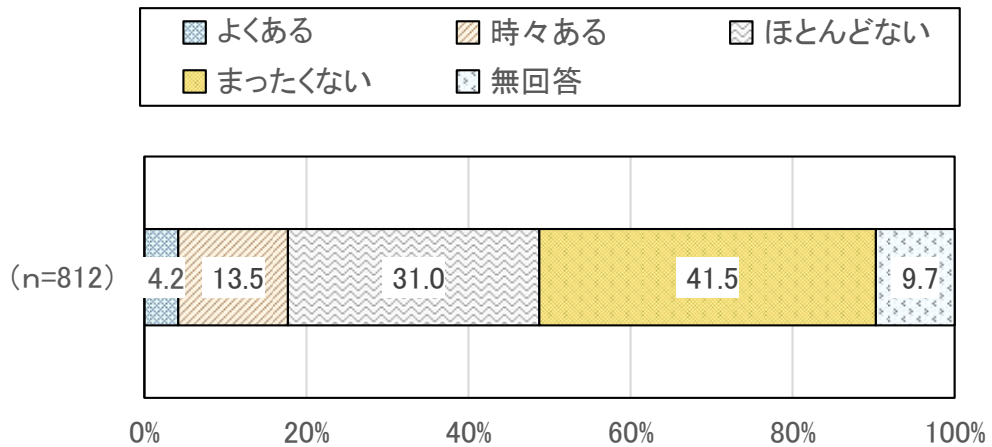
1-1 福祉の意識を育てる

- 普段から隣近所とのつきあいのある人（普段から親しいつきあいをしている＋行事のあるときはつきあう）は約4分の1であり、多くはつきあいが薄い（会えばあいさつををする程度＋ほとんどつきあいはない）が約3分の2となっています。地域でのイベントや交流事業を数多く開催し、多世代の障がいのある人が地域と接する機会を多く持つことが重要です。
- 障がいがあるために差別を受けたり嫌な思いをした経験（よくある＋時々ある）は、約6人に1人となっており、福祉意識の醸成のため学校教育を含めた多様な場面で周知、啓発を図る必要があります。

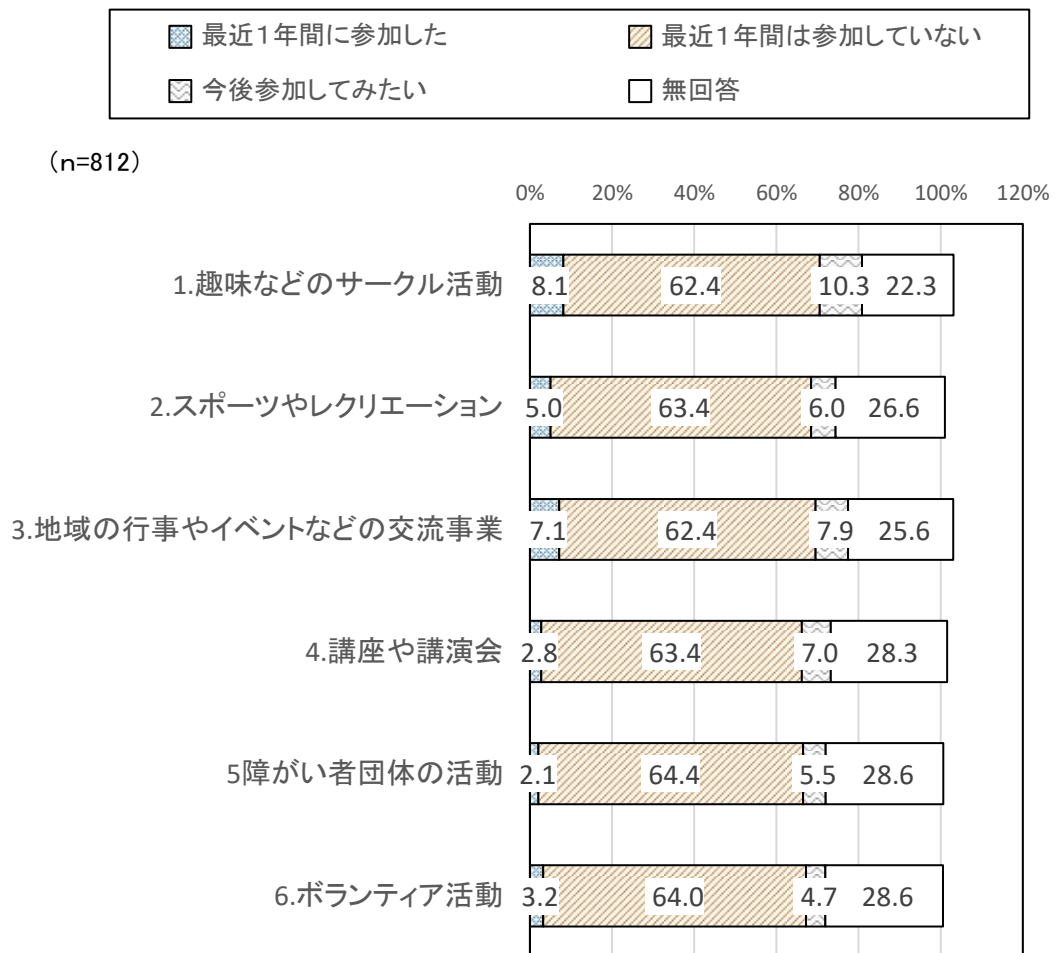
図表 1-14 隣近所とのつきあい



図表 1-15 障がいがあるために差別を受けたり嫌な思いをした経験

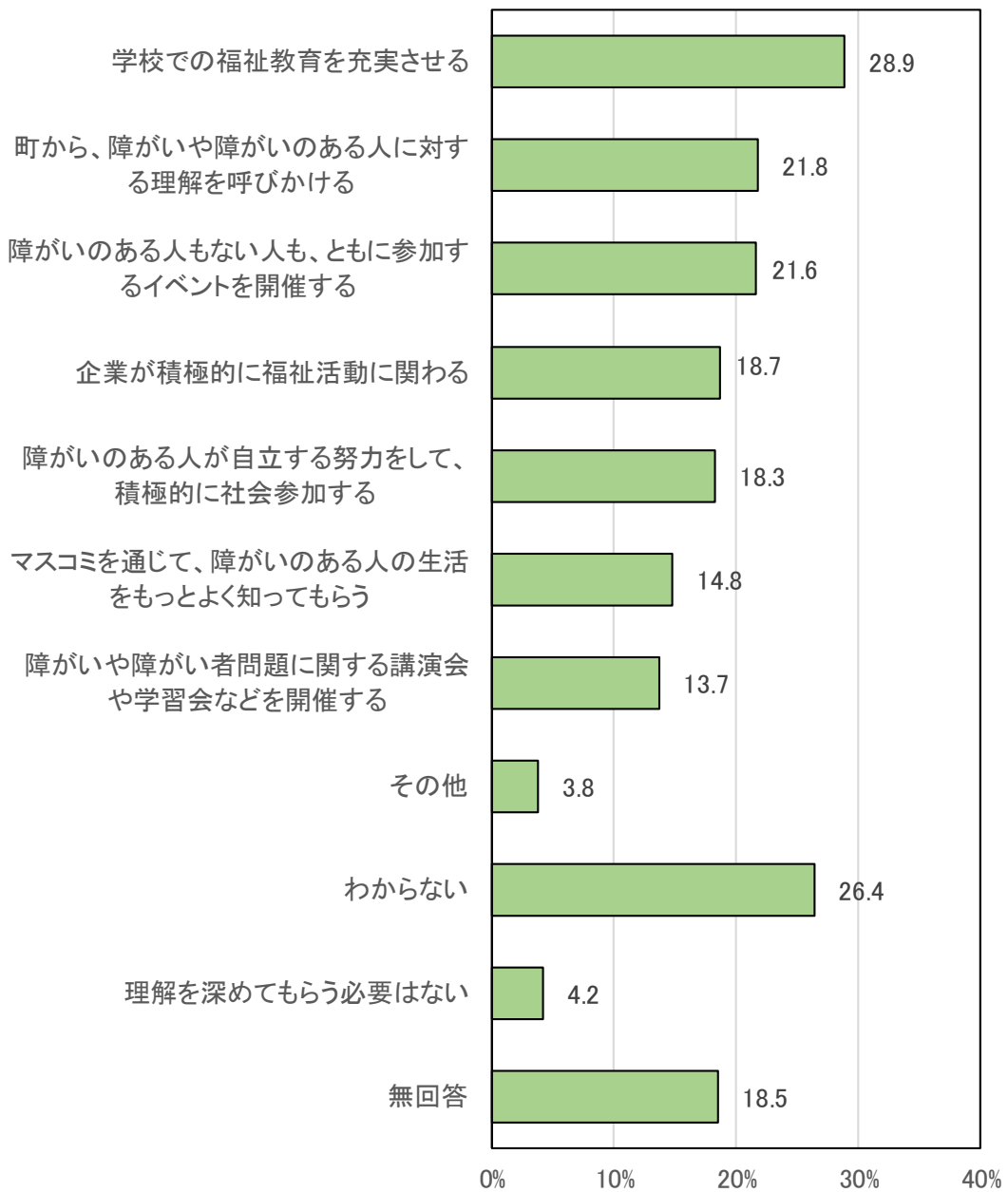


図表1-16 地域活動への参加状況



図表1-17 障がいのある人への理解を深めるために必要なこと

(n=812)

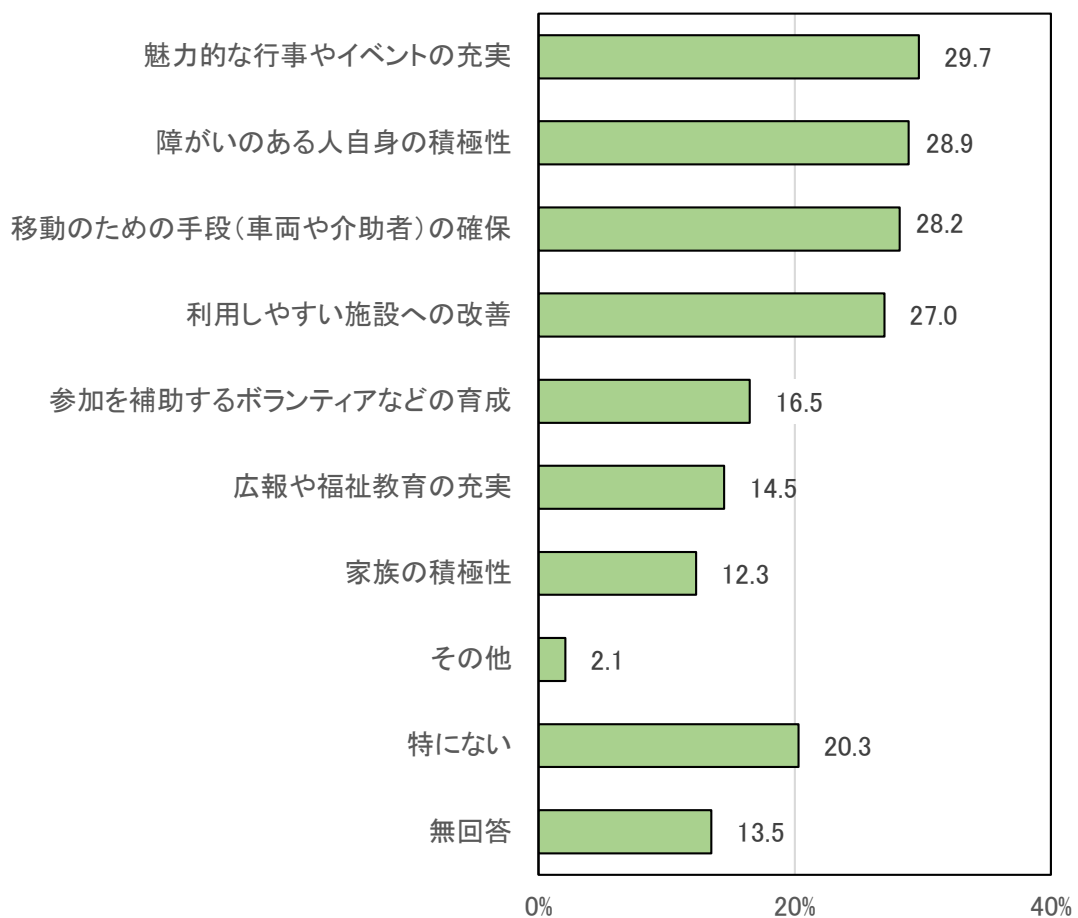


1-2 協働のしくみをつくる

- 障がいのある人が地域とともに暮らしていくためには、魅力的な行事やイベントを充実するとともに、障がいのある人自身が積極的に参加する姿勢、移動のための手段の確保などが必要です。また、利用しやすい施設整備、きめ細かいボランティアの支援が求められています。
- 障がいのある人への支援として力を入れるべきこととして、医療・保健・福祉・教育・就労等、関係機関の連携強化、特に医療分野との連携が求められています。

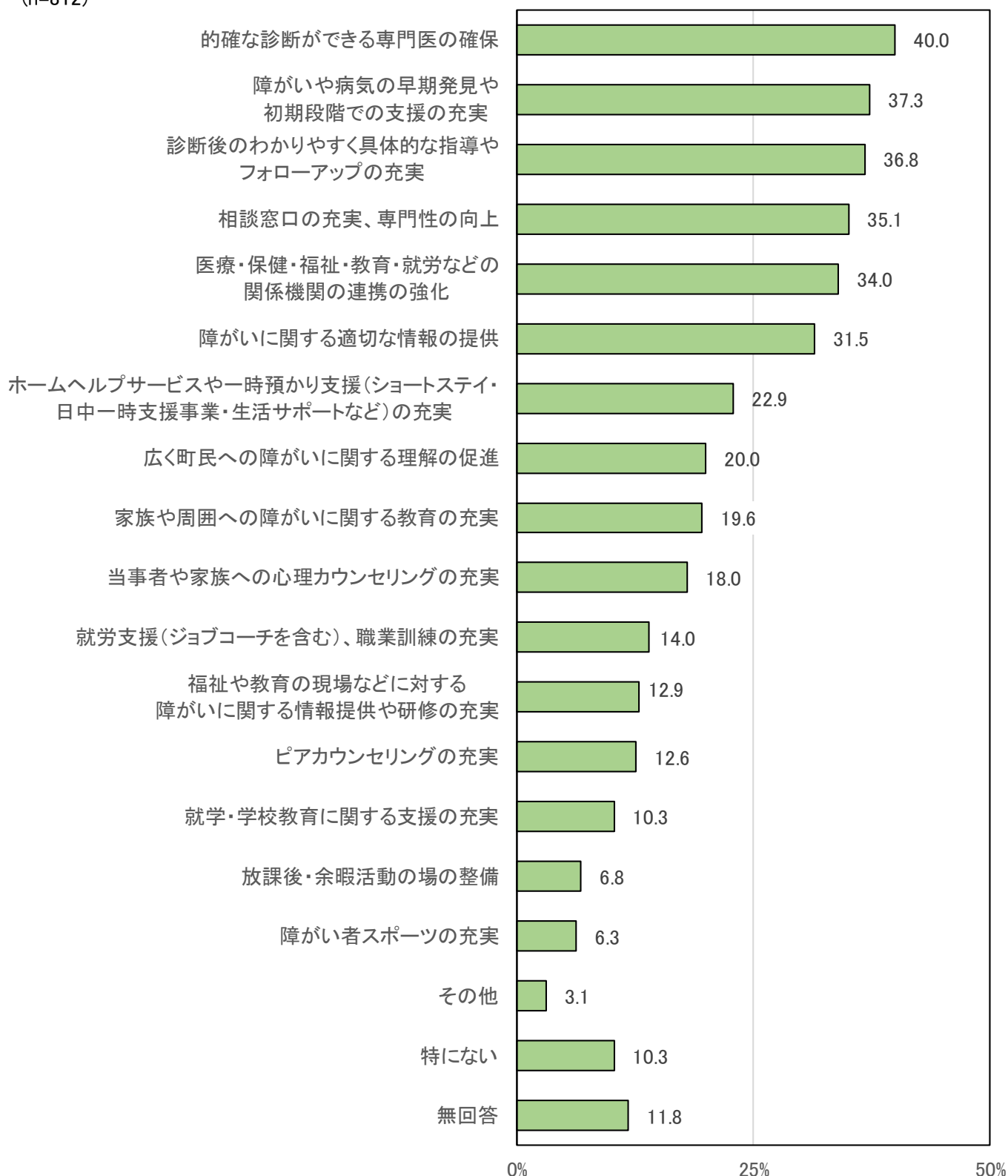
図表1-18 障がいのある人が地域活動に積極的に参加するために必要なこと

(n=812)



図表1-19 障がいのある人に対する支援として今後力を入れるべきこと

(n=812)

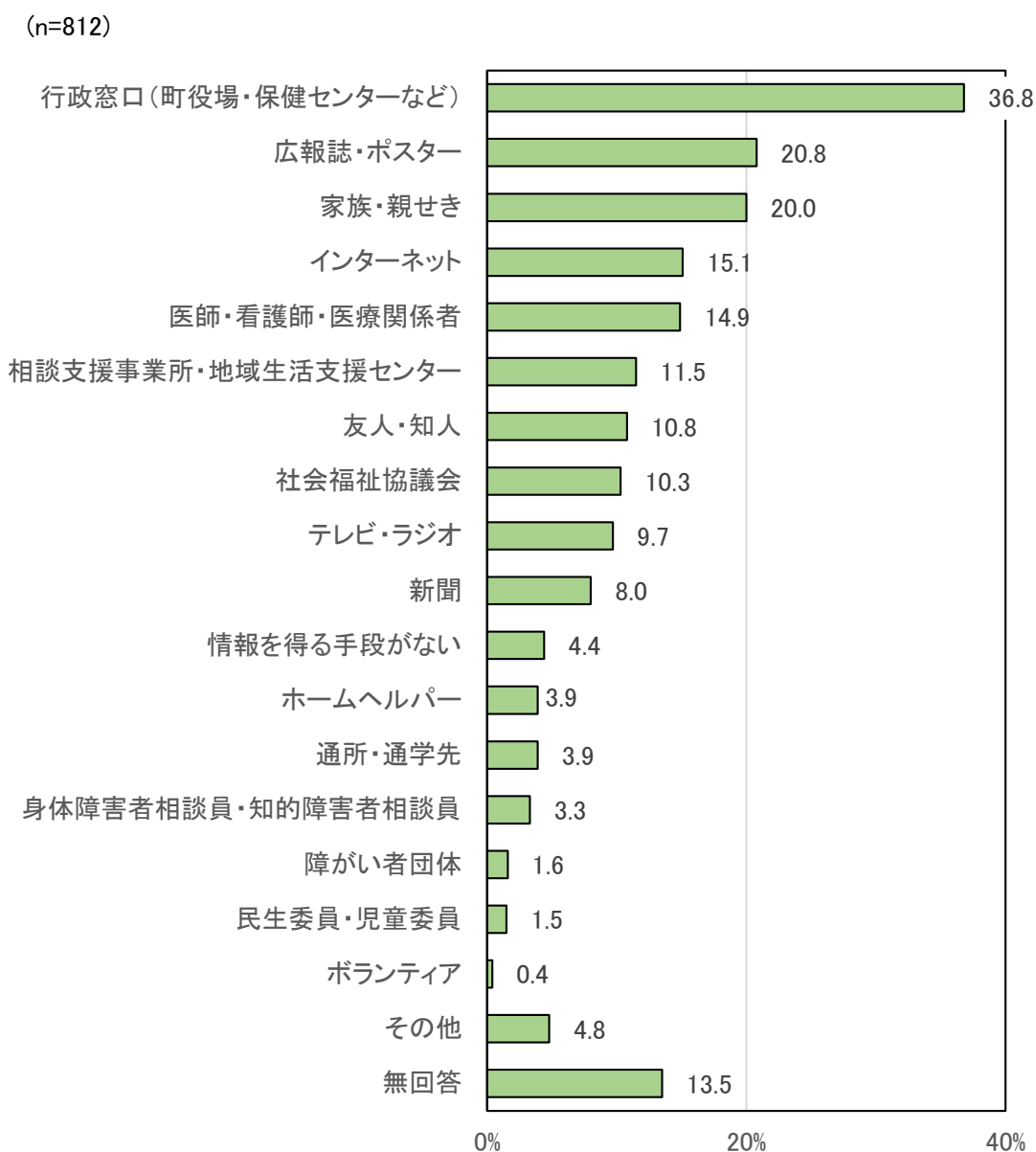


2. サービス提供体制

2-1 最適なサービスを提供するしくみを整備する

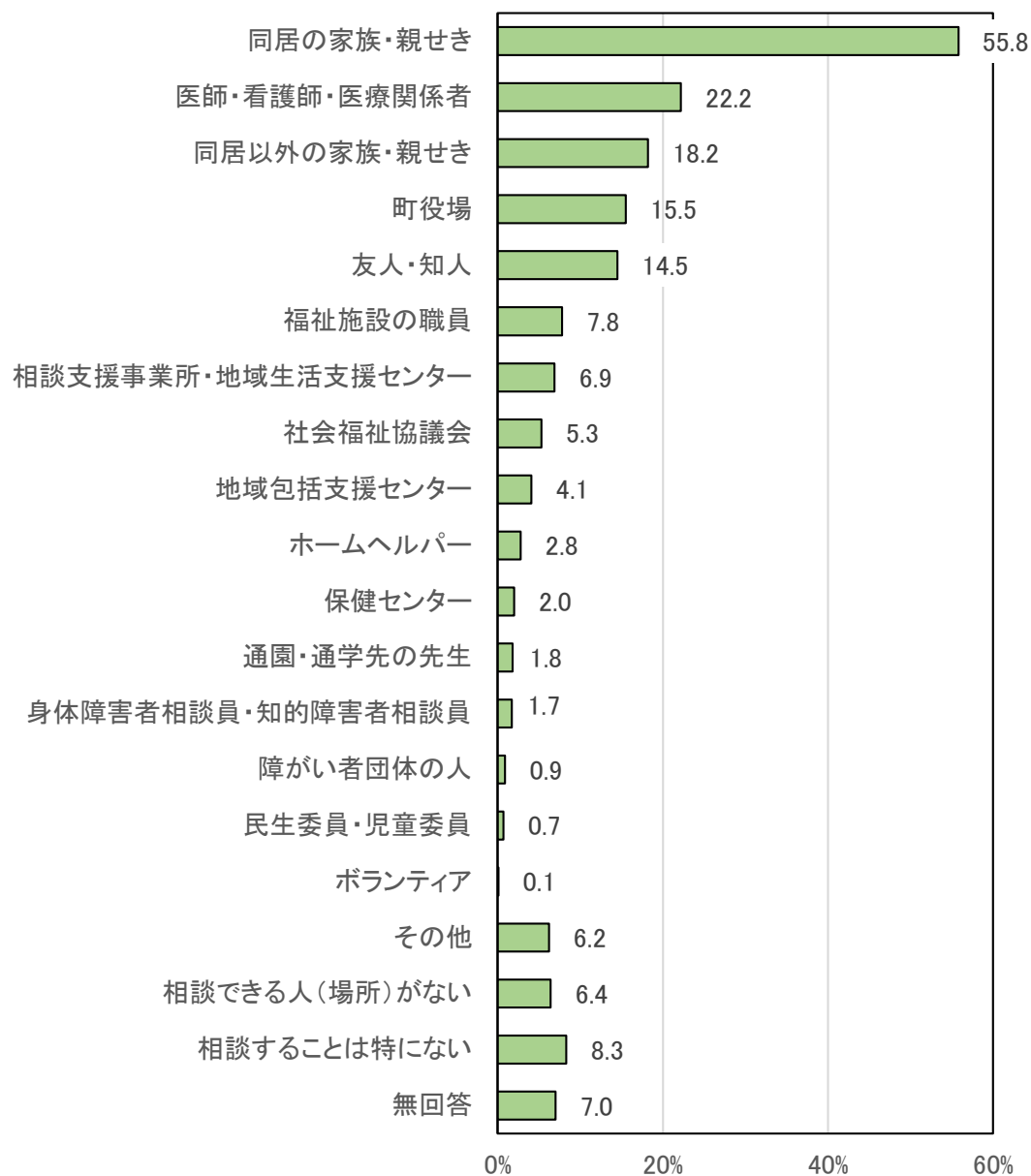
- 障がいのある人に最適なサービスを提供するためには、必要な情報が的確に提供される必要があります。福祉関係の情報の入手先として、行政窓口が大きな役割を担っていることから、町役場や保健センター等の窓口における情報提供の充実を図る必要があります。
- 悩みや困ったことの相談先は、町役場をはじめとした行政窓口はそれほど多くはありませんが、相談窓口の役割は大きく、障がいのある人が利用できるサービスやその利用方法等の詳細な情報提供が必要です。

図表1-20 福祉関係の情報の入手先



図表1-21 悩みや困ったことの相談先

(n=812)

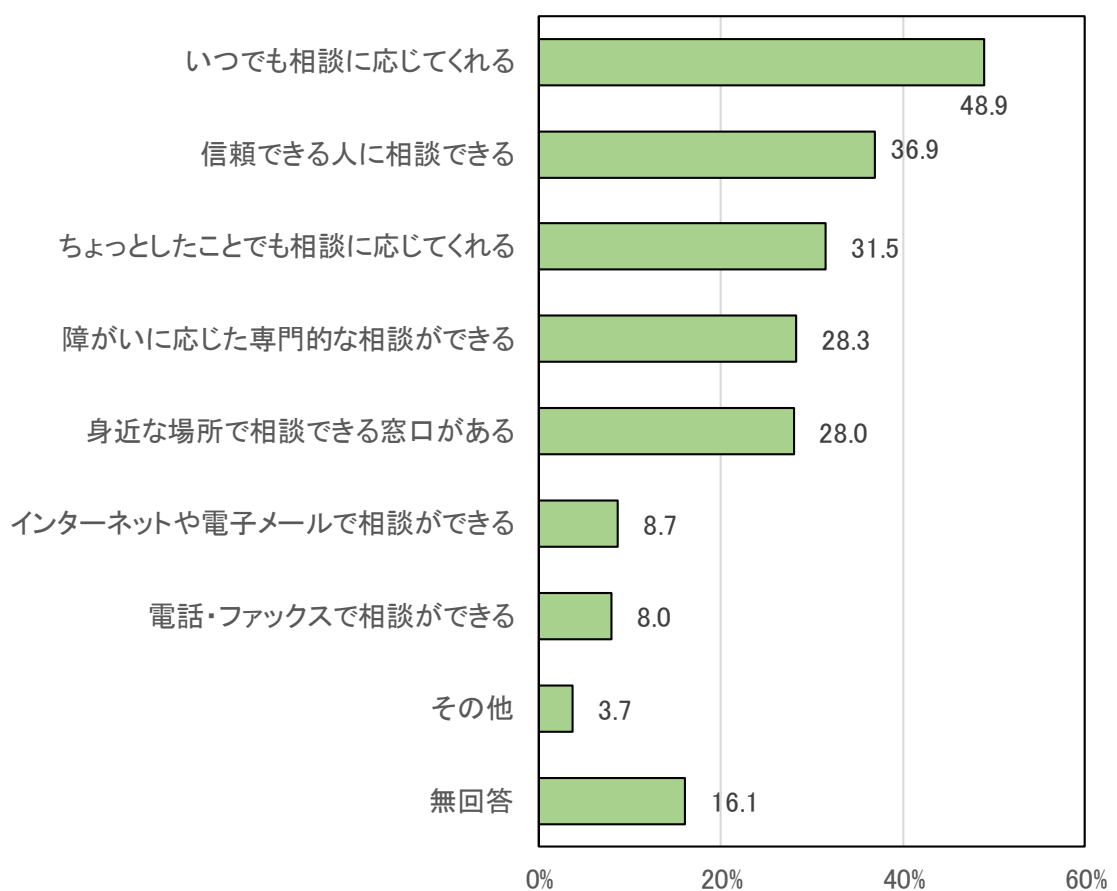


2-2 社会資源を有効に活用する

- 相談をしやすいするためには、いつでも相談に応じてくれる、信頼できる人に相談できることが重要であり、多様な相談に対しそれぞれのケースに幅広く対応できる相談員を確保、育成していく必要があります。
- 障がいのある人が地域活動に積極的に参画するためには、魅力的な行事やイベントの充実を図るとともに利用しやすい施設として改善していく必要があります。

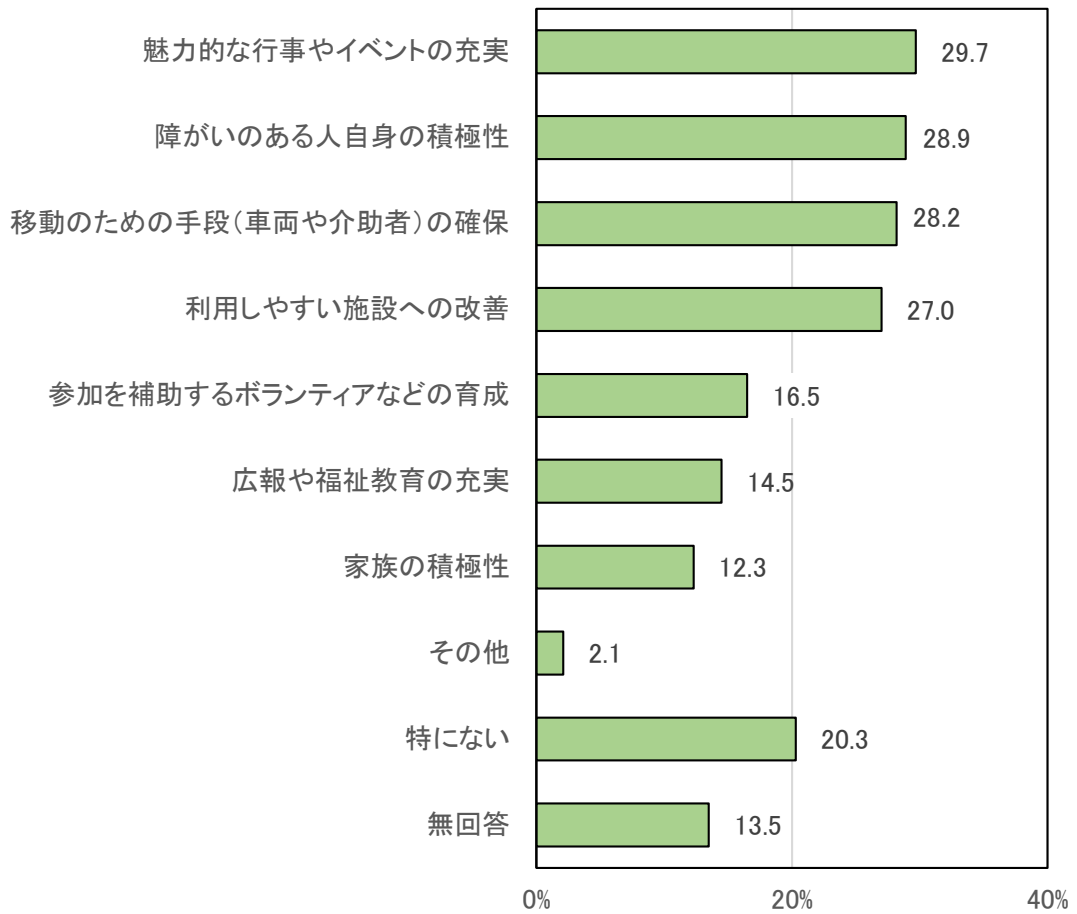
図表1-22 相談しやすいために必要だと思うこと

(n=812)



図表1-23 障がいのある人が地域活動に積極的に参加するために必要なこと

(n=812)

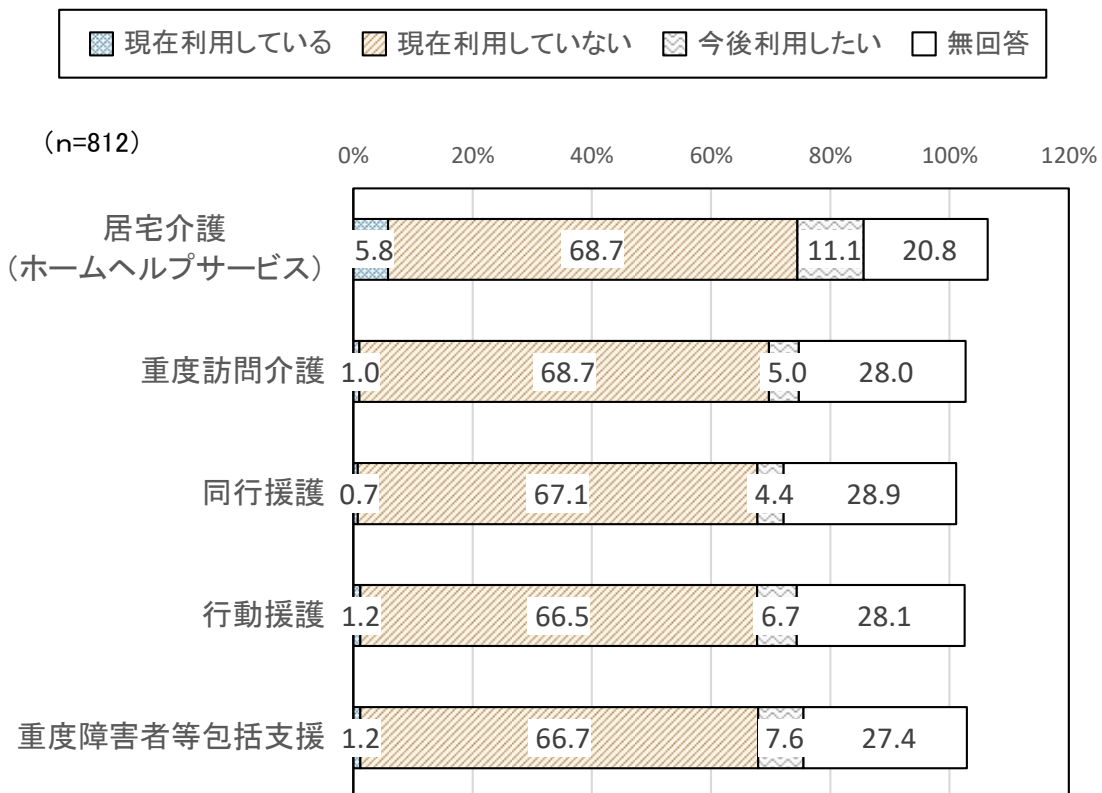


3. 福祉サービス

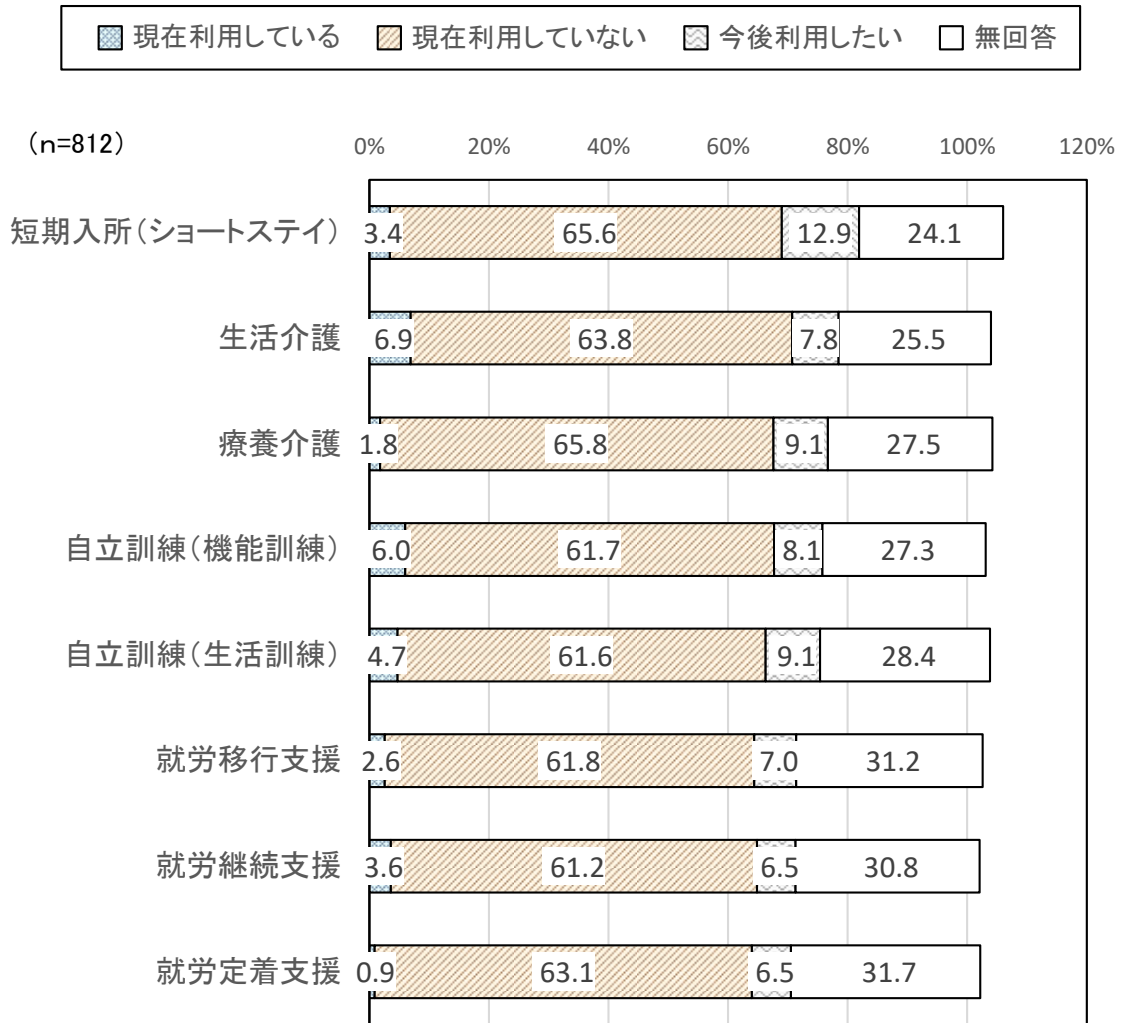
3-1 在宅での生活を支える

- 訪問系、日中活動系サービスともに利用率は低く、障がいのある人にとって利用しやすいサービスにしていく必要があります。
- 今後の利用意向は短期入所や居宅介護といった基本的なサービス需要が高いことから、ニーズに応じたサービスの提供が必要です。外出については、ひとりで外出できる障がいのある人が多く、また家族の介助で外出できていますが、長期的には外出や移動を支援するサービスのニーズが高まると想定されます。

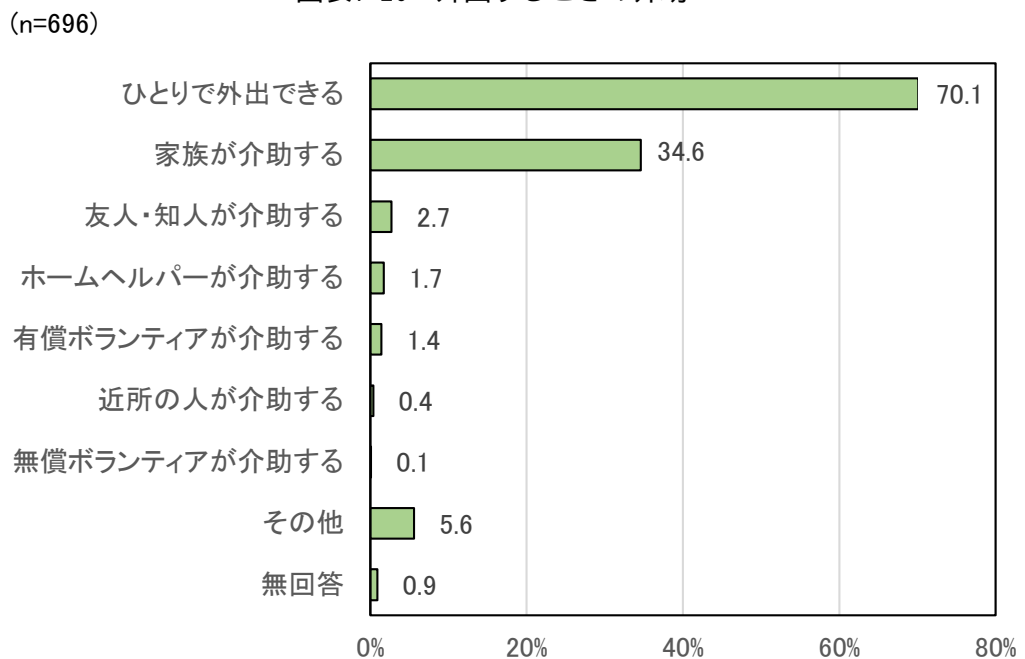
図表1-24 訪問系サービスの利用状況



図表1-25 日中活動系サービスの利用状況



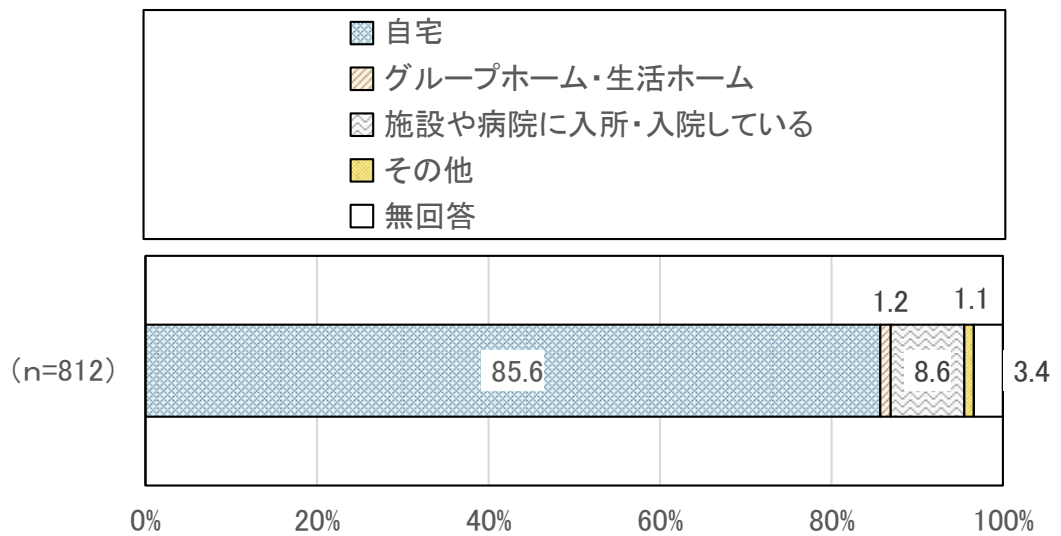
図表1-26 外出するときの介助



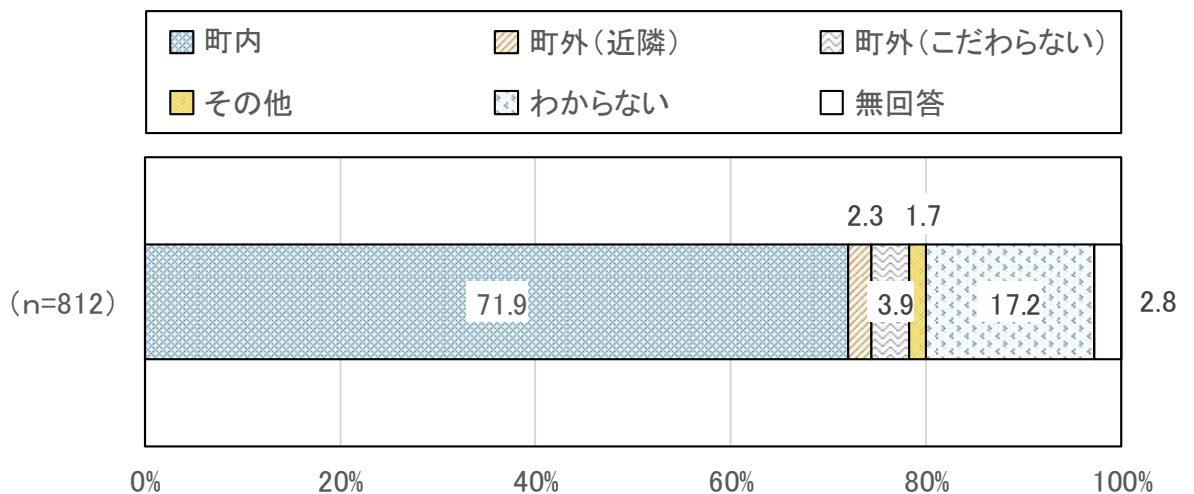
3-2 ケアと暮らしの場を提供する（施設サービス・住まい）

- 今後の暮らしは、「町内」に住みたい人、「今までと同じように暮らしたい」という人がともに7割を超えています。障がいのある人が、住み慣れた地域で過ごせるように周囲の受け入れ態勢や意識の醸成とともに、在宅サービスの充実が必要です。
- 居住系サービスについては少ないながらも一定の利用意向がみられ、ニーズに対応できるよう、施設の確保などの取り組みが必要です。

図表1-27 現在の生活環境

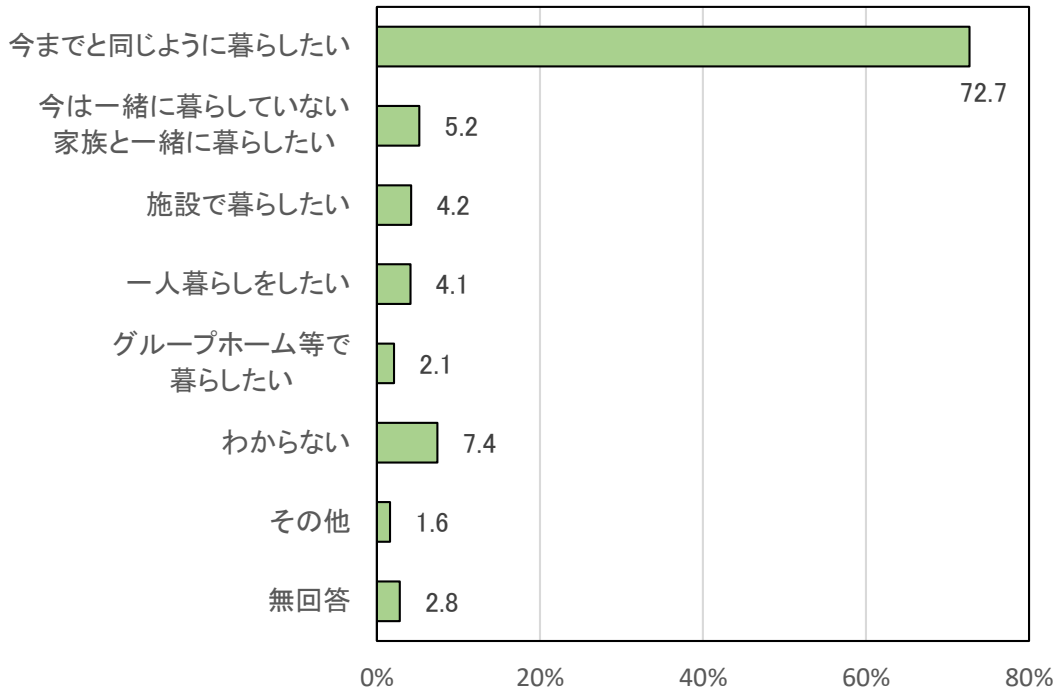


図表1-28 今後住みたい場所



図表1-29 希望する暮らし方

(n=812)

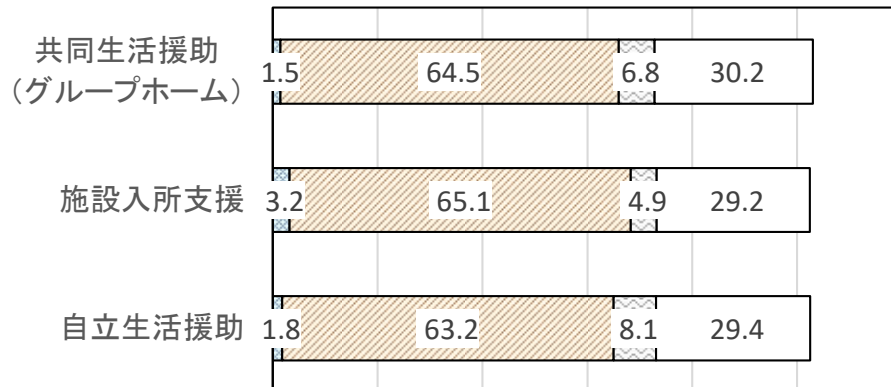


図表1-30 居住系サービスの利用状況



(n=812)

0% 20% 40% 60% 80% 100% 120%

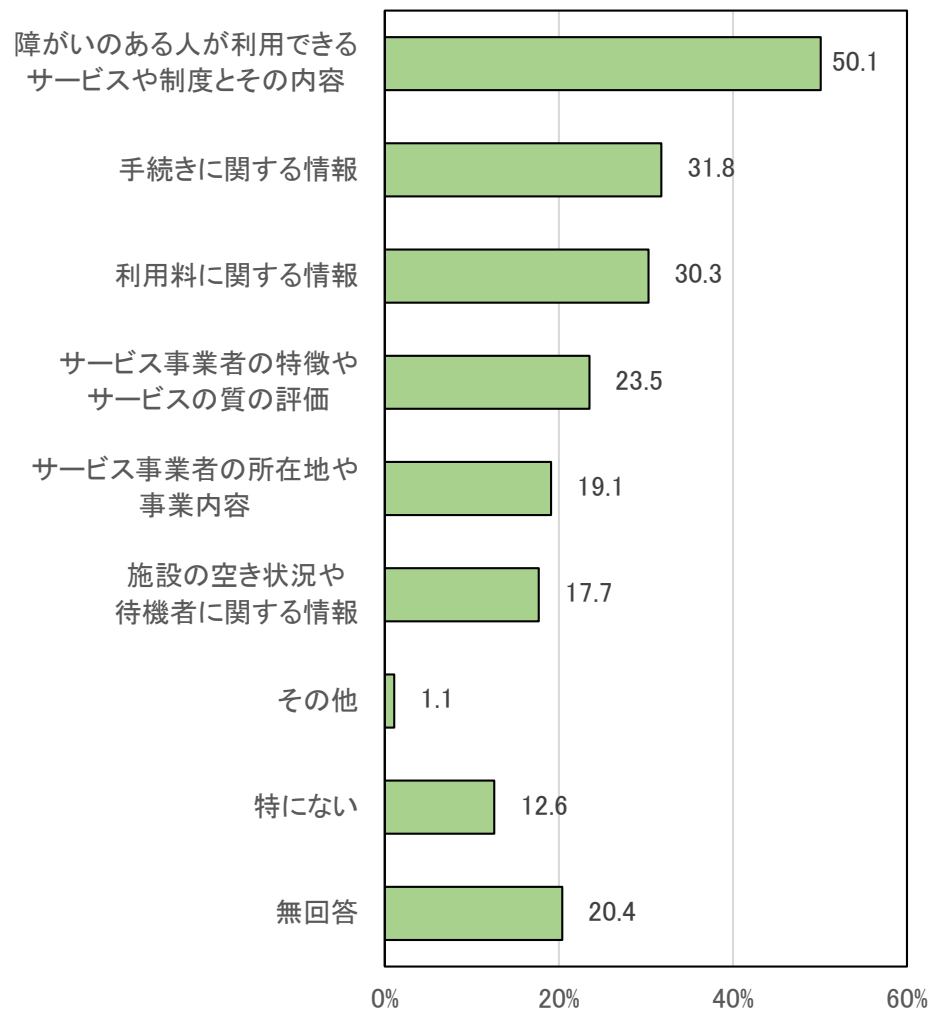


3-3 制度の円滑な運営を図る

- 福祉関係の情報で必要とされているものは、利用できるサービスについての情報が最も求められていますが、手続きや利用料、事業者の評価情報などももとめられています。事業者と連携し、情報開示を求め、積極的に広報していくことも求められています。
- 適正なサービスの利用に向け、制度のわかりやすい周知等に努めていく必要があります。

図表1-31 福祉関係の情報で特に必要なもの

(n=812)



4. 保健・医療サービス

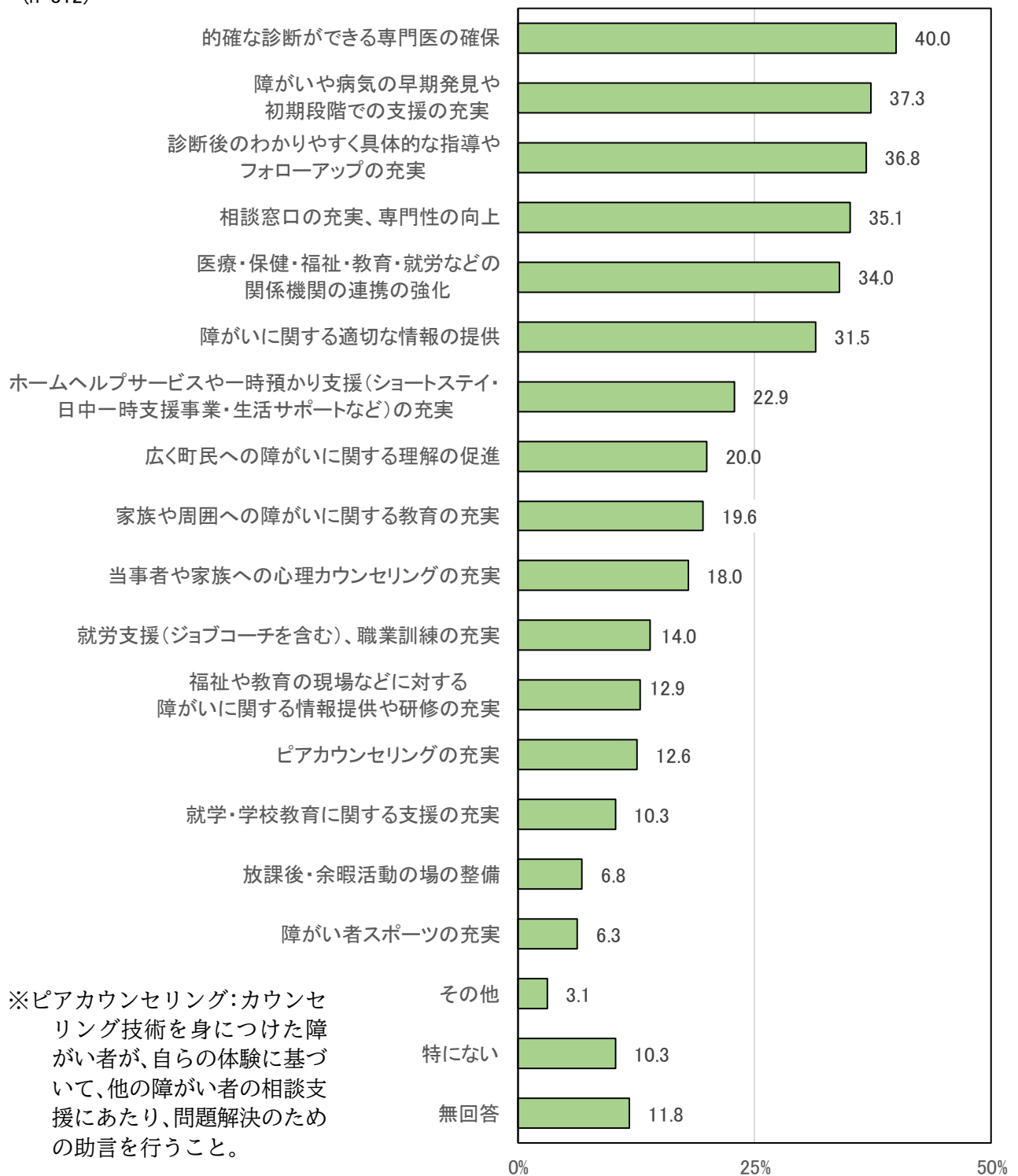
4-1 障がいの発生予防・早期発見

○障がいのある人への支援として、専門医の確保などとともに、障がいや病気の早期発見や初期段階での支援の充実が求められています。医療の専門性と提供体制の充実とともに、診断後のフォローまで、一貫した支援体制の確保が課題です。

○障がいがあっても安心して受診できる医療体制の確保が必要です。

図表1-32 障がいのある人に対する支援として今後力を入れるべきこと

(n=812)

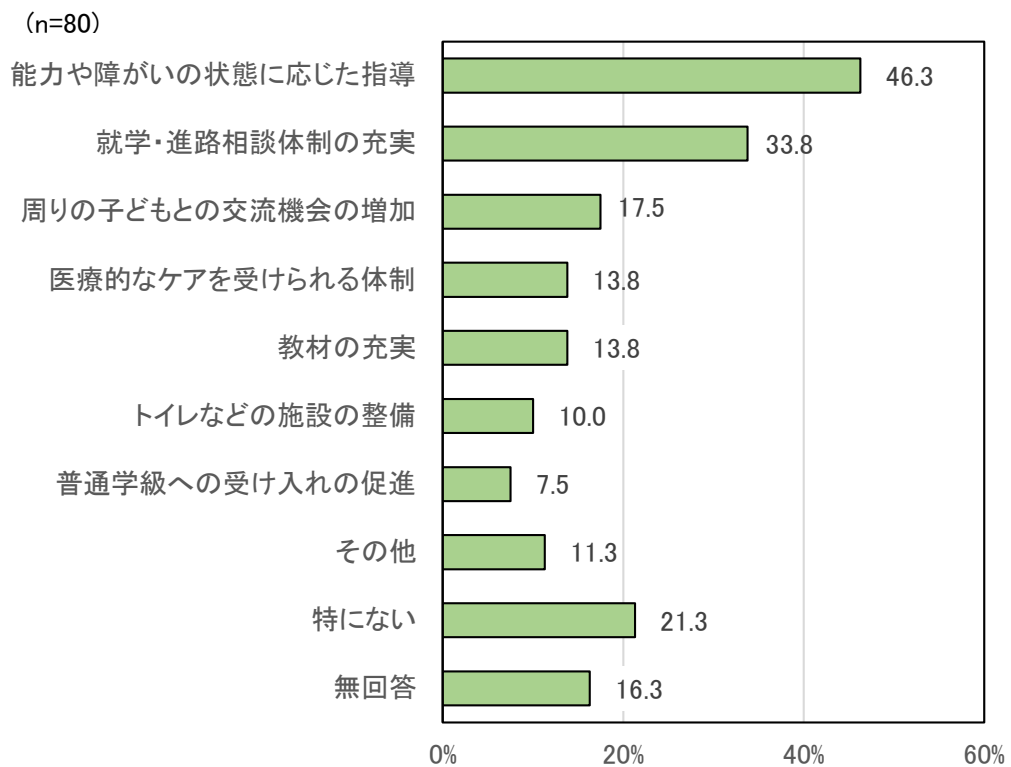


※ピアカウンセリング: カウンセリング技術を身につけた障がい者が、自らの体験に基づいて、他の障がい者の相談支援にあたり、問題解決のための助言を行うこと。

4-2 療育体制を確立する

- 医療と療育機関や関係各所との連携のため、体制の強化が課題です。
- 通園・通学先に対しては、能力や障がいの状態に応じた指導や就学・進路相談体制の充実が求められています。
- また、医療的ケアを受けられる体制も求められており、本人の適性に応じた療育体制の充実が必要です。

図表1-33 通園・通学先に望むこと



5. 教育（保育）・生涯学習

5-1 とともに育ちともに学ぶ機会を充実する

○障がいのあるなしにかかわらず、次代を担う子どもたちが地域の中でともに育ち、ともに学び、お互いの理解を深めることが必要です。

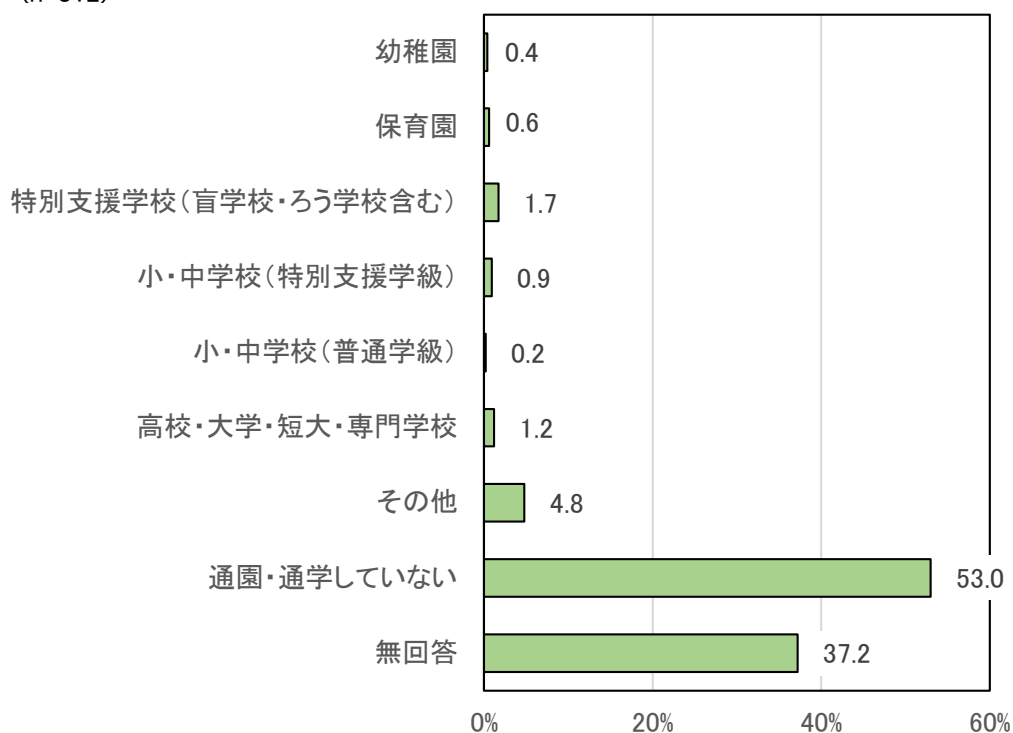
○能力や障がいの状態に応じた指導や就学・進路相談体制の充実が求められています。就労移行への希望もみられることから、教育機関と企業との連携強化が必要です。（前ページグラフ参照）

○障がいの状態に応じた適切な指導の充実のためには、職員の専門性の向上などが求められます。

○幼稚園・保育園から高等教育機関まで、通園・通学している障がいのある人がいることから、障がいのある人の学びを支援する取組が不可欠です。

図表1-34 通園・通学状況

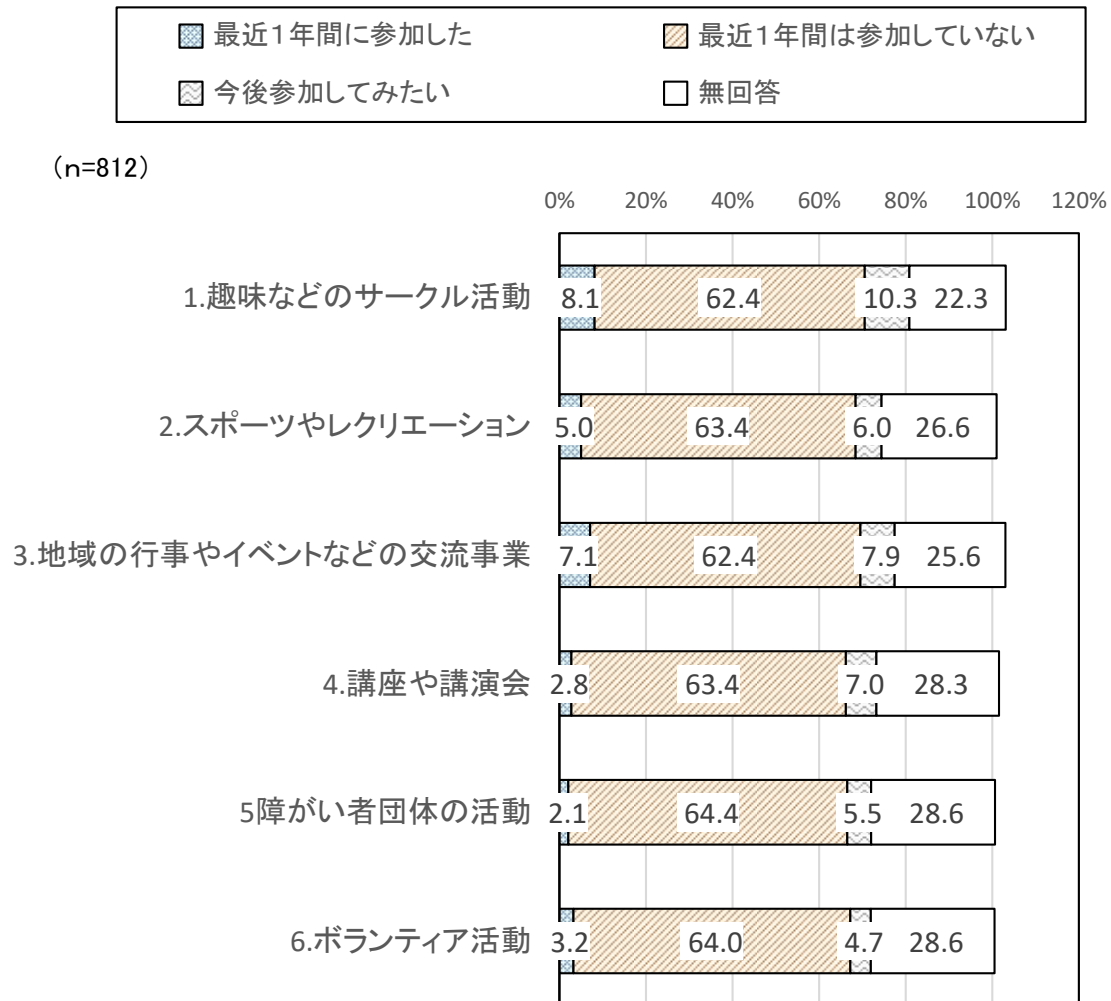
(n=812)



5-2 生涯を通じた学習等の活動を支援する

- 「地域の行事やイベントなどの交流事業」を通して、障がいのある人の活動の幅を広げる取り組みが必要です。
- 多様な活動に参加したことがある、または参加してみたいという障がいのある人の意向があることから、活動等を支援する取組を充実していく必要があります。

図表1-35 地域活動への参加状況

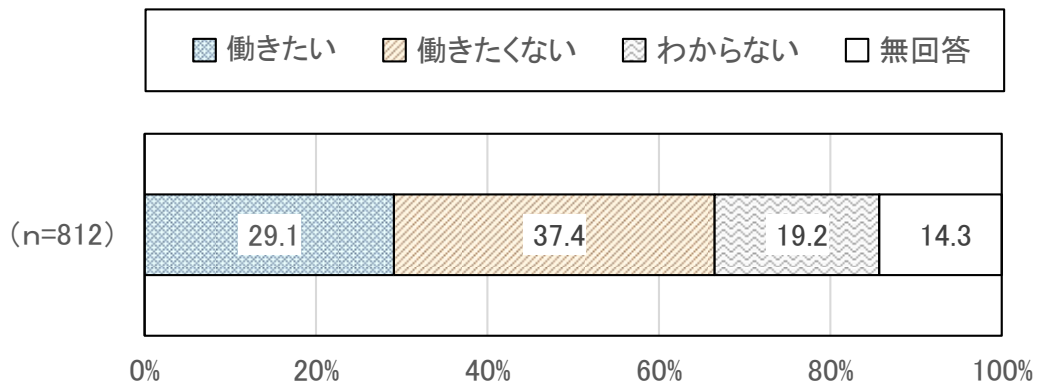


6. 生活基盤

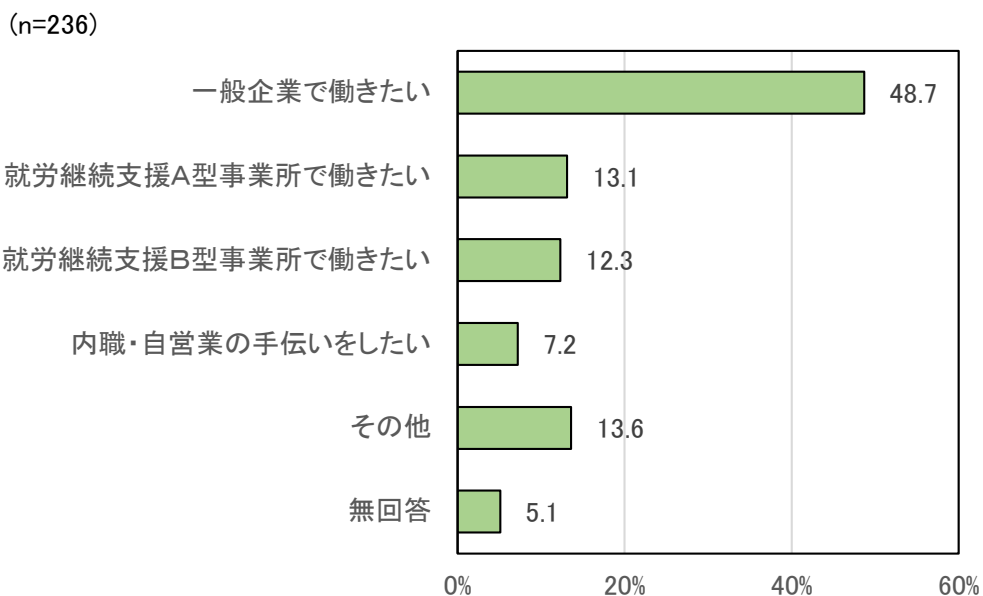
6-1 「はたらく」をひろげる

- 就労意向が高いことから、希望する職種と企業側の要望をつなげ、雇用に結び付けていくことが必要です。就労選択支援によるサービスの提供が必要です。
- 雇用主をはじめ、職場において障がいへの理解を深め、障がいのある人に配慮した労働環境を整備する必要があります。また、障がいのある人が働き続けるために、移動手段や交通環境の充実が課題となっています。
- フルタイム、パートタイムなど、障がいのある人のニーズに沿った就労形態が可能な企業を確保していく必要があります。

図表1-36 今後の就労意向

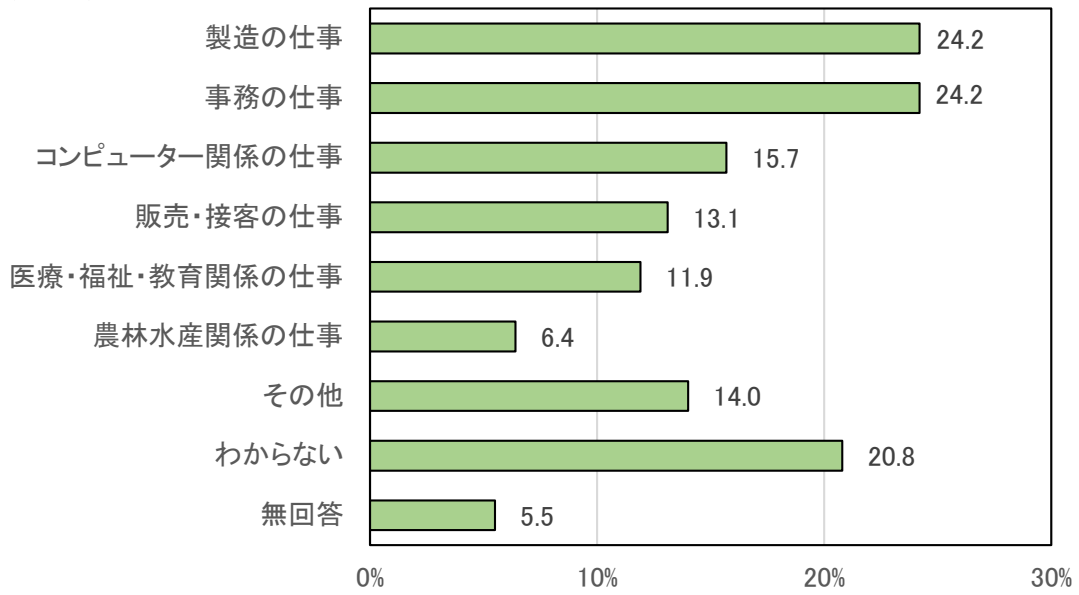


図表1-37 希望する就労先



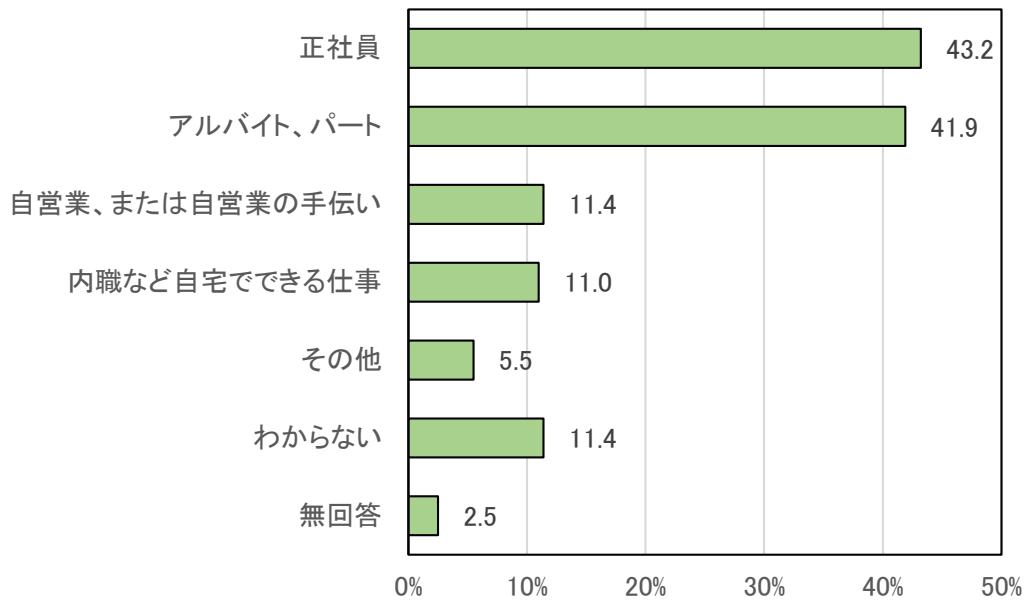
図表1-38 希望する仕事内容

(n=236)



図表1-39 希望する就労形態

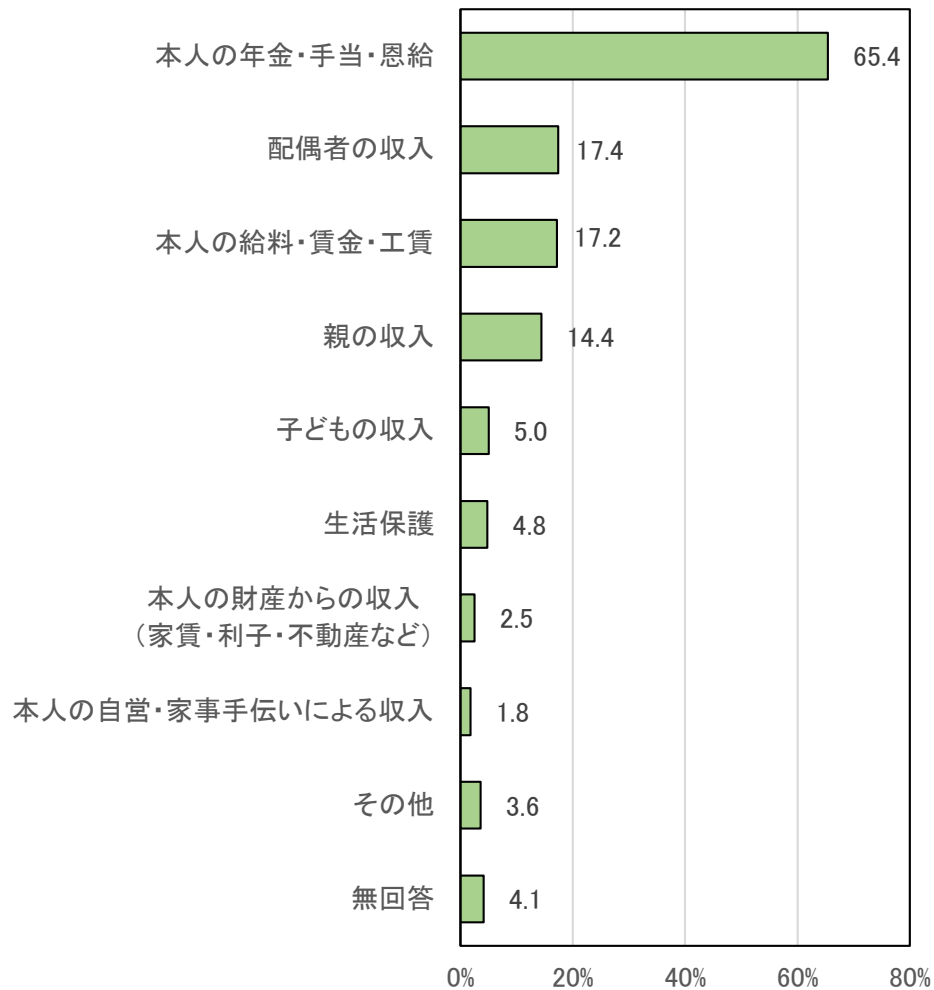
(n=236)



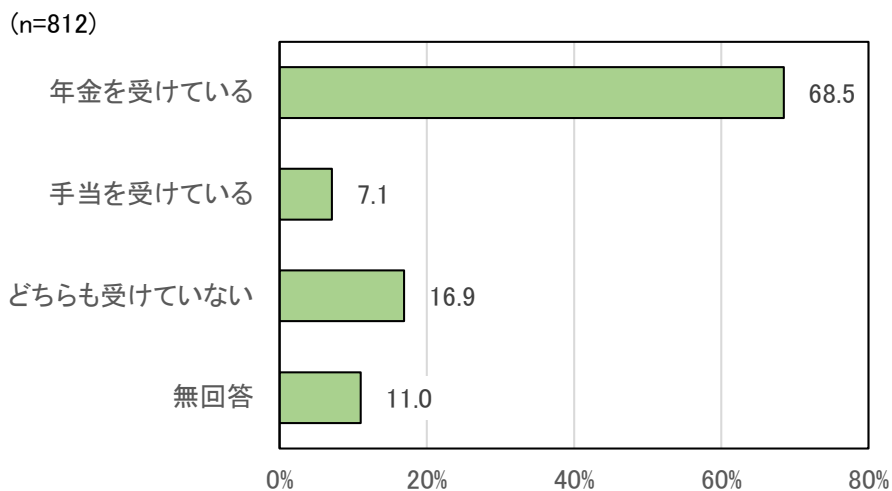
6-2 生活の安定を支援する

○主な収入は、本人の年金・手当・恩給とする割合が約3分の2を占めており、制度の安定が求められます。また、必要とする人に適正な就労支援を行うなどして、生活の安定に寄与していく必要があります。

(n=812) 図表1-40 主な収入



図表1-41 公的年金や手当の受給状況

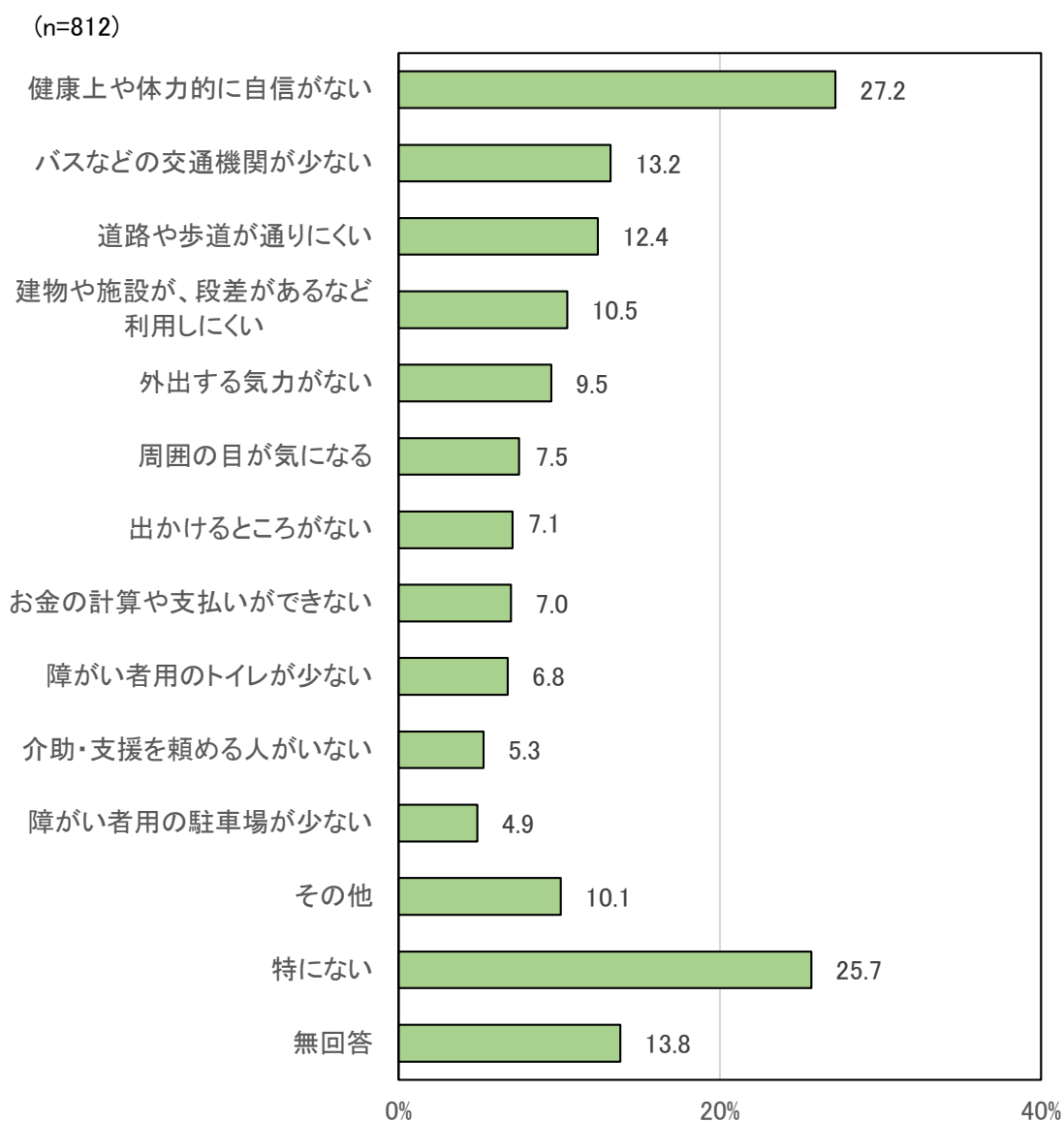


7. 生活環境

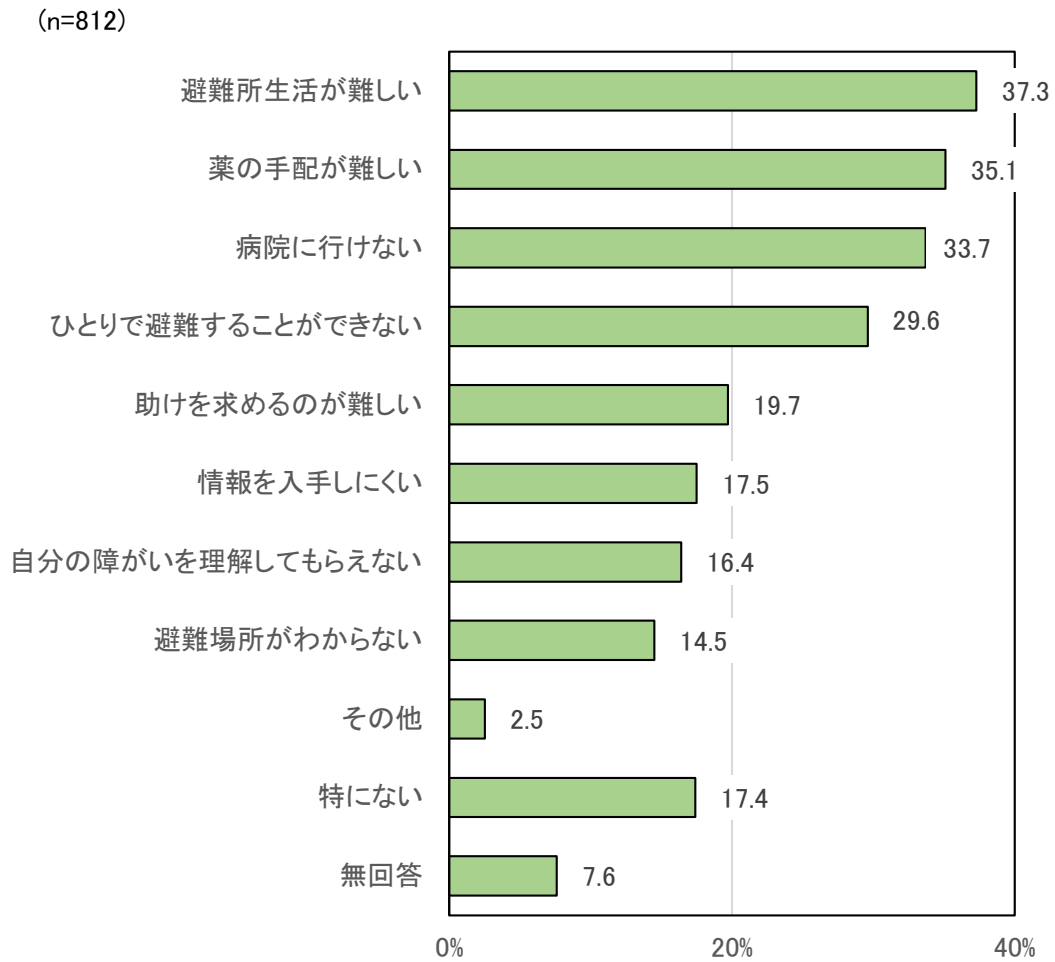
7-1 誰もが安心して暮らせるまちをめざす

- 災害時要援護者支援制度の利用率が低く、一人で避難することが困難な障がいのある人への広報活動等による利用促進が課題です。
- 災害時に備えて、隣近所や担当の民生委員など地域の支援者が重要な役割を担っており、日頃から連絡を取り合う必要があります。また、近隣の住民が障がいに対する理解を深めることは、災害時においても障がいのある人にとって安心感を与えるため、障がいのある人を交えた防災訓練等の実施が課題です。
- 避難所における医療体制についても検討する必要があります。

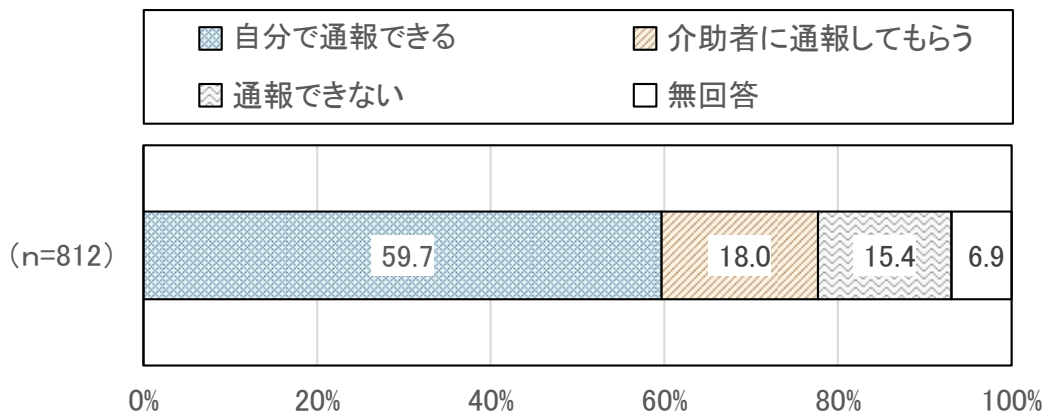
図表1-42 外出できない理由・外出するときに困ること



図表1-43 災害が起きたときに心配なこと



図表1-44 緊急時の通報



第2章 宮代町障がい者基本計画

1. 基本構想

(1) 計画の体系

施策の柱	将来のイメージ（目標）
1 地域福祉の推進体制	<p>①お互いの理解が深まり、誰もが地域でともに生きるということを自然な意識としてもっています。</p> <p>②一人ひとりが地域社会の一員としての役割を認識し、自らできることを実践しています。</p> <p>③住民、ボランティア団体、自治会、NPO、事業者、行政等が、役割を分担しながら協働で福祉社会を形成しています。</p>
2 サービス提供体制	<p>①必要な情報がすぐに入手でき、適切なサービス利用や積極的な社会参加が進んでいます。</p> <p>②困ったことや、わからないことは、身近なところでいつも気軽に相談できます。</p> <p>③保健・医療・福祉の連携はもとより、庁内、関係機関、広域等さまざまな連携に基づいた体制整備により、利用者に最適なサービスが提供されています。</p>
3 福祉サービス	<p>①住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスの選択が可能となり、誰もがいきいきと生活しています。</p> <p>②家族の介護の負担も少なくなり、不安が解消されています。</p> <p>③質の高い福祉サービスを安心して利用することができ、個々の状況に応じた生活機能の維持・向上が図られます。</p>
4 保健・医療サービス	<p>①健康づくりを進める体制が充実し、健康への関心が高まっています。</p> <p>②疾病の早期発見、予防体制からリハビリテーションまでの保健・医療体制が充実しています。</p> <p>③障がいのある人も、十分な医療のバックアップのもとに安心して生活しています。</p> <p>④障がい児に対する継続的な地域療育体制が確立され、その保護者や家族への支援体制が充実しています。</p>
5 教育（保育）・生涯学習	<p>①障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域の中で“ともに育ちともに学び”、地域につながりを広げています。</p> <p>②誰もが生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション等に気軽に参加できるよう、そのためのサービスが充実しています。</p>
6 生活基盤	<p>①就労の機会が増大され、それぞれの特性や能力に応じた働き方が地域に広がっています。</p> <p>②「はたらく」を続けるための生活支援が整備されています。</p>
7 生活環境	<p>①人にやさしい生活環境、都市基盤が整備され、社会参加が容易になっています。</p> <p>②誰にとっても、安全で安心して暮らせるまちとなっています。</p>

政策	施策
1-1 福祉の意識を育てる	1-1-1 日常的にふれあい、ともに活動できる交流機会の充実 1-1-2 学校・地域における福祉学習の充実 1-1-3 多様な媒体を通じた福祉の意識づくり 1-1-4 人権尊重と権利擁護の推進
1-2 協働のしくみをつくる	1-2-1 支えあう活動の促進 1-2-2 障がいのある人の活動の支援 1-2-3 地域ネットワークの強化 1-2-4 市民参加による計画推進体制の充実
2-1 最適なサービスを提供するしくみを整備する	2-1-1 各種サービス等に関する知識の普及 2-1-2 相談しやすい体制整備とニーズの的確な把握 2-1-3 連携に基づくサービスの調整機能の強化
2-2 社会資源を有効に活用する	2-2-1 広域的な連携によるサービスの確保 2-2-2 人材の確保と資質の向上 2-2-3 地域拠点施設の有効活用
3-1 在宅での生活を支える	3-1-1 訪問系サービスの推進 3-1-2 日中活動系サービスの促進 3-1-3 日常生活及び家族介護の支援 3-1-4 移動・外出の支援 3-1-5 社会参加の支援
3-2 ケアと暮らしの場を提供する	3-2-1 居住系サービスの提供 3-2-2 安心して暮らせる住居の確保支援
3-3 制度の円滑な運営を図る	3-3-1 質の高いサービス提供体制の整備 3-3-2 サービスの適正な利用促進
4-1 障がいの発生予防・早期発見	4-1-1 生涯にわたる健康づくりの支援 4-1-2 精神保健活動の推進 4-1-3 医療給付費の充実
4-2 療育体制を確立する	4-2-1 障がいの早期発見 4-2-2 地域療育体制の充実
5-1 ともに育ちともに学ぶ機会を充実する	5-1-1 就学前児童の育成支援 5-1-2 一人ひとりに応じた就学指導・相談体制の整備 5-1-3 障がいに応じた就学支援体制とともに学ぶ環境の充実 5-1-4 発達障がい児支援の充実
5-2 生涯を通じた学習等の活動を支援する	5-2-1 人材バンクの活用 5-2-2 生涯学習・スポーツ活動の促進
6-1 「はたらく」をひろげる	6-1-1 「はたらく」を支援する 6-1-2 「はたらく」場を創出する 6-1-3 「はたらく」を続ける
6-2 生活の安定を支援する	6-2-1 適正な経済的支援
7-1 誰もが安心して暮らせるまちをめざす	7-1-1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり 7-1-2 移動しやすい公共交通手段の整備促進 7-1-3 減災と災害被害を予防できる環境づくり

(2) 重点的に取り組む事業

本計画においては、計画の基本理念の実現のために、施策の柱ごとに重点的に取り組む事業（重点事業）をまとめるとともに、計画期間の年度別行動計画を定めます。

重点事業については、計画の推進にあたり、基本的視点及び基本的な方針及び前計画策定後の国の動向をふまえて設定しました。

また、本章では、それぞれの柱に基づく各事業の概要や今後の方針等を記載していますが、「今後の方針」欄における「新規・検討・充実・継続」の扱いについては、以下のとおりです。

図表 2-1 今後の方針の考え方

区分	内容
新規	令和6年度以降新規に実施するもの、または現在準備段階で令和6年度以降、本格的に事業が開始されるもの
検討	制度・事業の見直しについて、実施に向けて検討段階にあるもの
充実	制度・事業の改善や見直しを行い、今後拡充、充実を予定して実施することが決まっているもの
継続	制度・事業の見直しの予定が現在なく、今後も継続していくもの

①地域福祉の推進体制

「障がい」及び「障がいのある人」に対する理解の促進を図り、誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに生き、支えあう地域をつくる

目標達成のための重点的な取組		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施策1-1-2④ 福祉教育の推進	○継続	小中学校における福祉教育等 →					
施策1-1-4② 障がいを理由とする差別の解消の推進	○継続	合理的配慮等の周知 →					

②サービス提供体制

利用者の立場にたち、必要なときに必要な支援が、相談支援や地域社会資源をとおして提供される

目標達成のための重点的な取組		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施策2-1-2① 相談の一元化	○充実 ・重層的支援体制 整備事業の実施に 向けた検討	検討・実施					
施策2-2-2① 地域福祉を支える 人材の確保	○継続	福祉人材の確保・育成					

③福祉サービス

地域であたりまえに暮らすために必要な支援を確保・提供する

目標達成のための重点的な取組		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施策3-2-1⑥ 地域生活支援拠点 の運営	○継続	確保・充実					

④保健・医療サービス

地域で安心して暮らすための保健・医療サービスを確保する

目標達成のための重点的な取組		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施策4-1-2① 精神保健相談の推 進	○継続	推進					
施策4-2-2⑩ 地域の中核的機能 を有する児童発達 支援センターの整 備	○新規 ・地域の中核的機 能を有する児童発 達支援センター整 備について検討	検討・設置			運営		

⑤教育（保育）・生涯学習

ともに育ちともに学ぶを基本に、一人ひとりの特性や状況に応じた教育機会を提供する

目標達成のための重点的な取組		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施策5-1-1④ 保育所等への巡回 相談	○継続	保育所等への巡回相談					
施策5-1-3⑥ 交流教育の推進	○継続	インクルーシブ教育の環境整備					
施策5-1-4② 発達障がい児等の 教育支援体制の充 実	○継続	推進					

⑥生活基盤

たくさんの「はたらく」が広がり、「はたらく」をとおして社会参加が実現されている

目標達成のための重点的な取組		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施策6-1-2① 障がい者の雇用の 場の創出	○継続	就労の場の確保					

⑦生活環境

誰もが安心して暮らせる生活環境を確保する

目標達成のための重点的な取組		取り組み時期					
事業・方策等	今後の方針	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
施策7-1-3③ 避難行動要支援者 支援体制の整備	○継続	要支援者の避難訓練の実施					

2. 施策の展開

(1) 地域福祉の推進体制

この施策でめざす将来のイメージ

- ①お互いの理解が深まり、誰もが地域でともに生きる“共生社会”の実現を、一人ひとりが自然な意識としてもっています。
- ②一人ひとりが地域社会の一員としての役割を認識し、自らできることを実践しています。
- ③住民、ボランティア団体、自治会、NPO、事業者、行政等が、役割を分担しながら協働で福祉社会を形成しています。

「地域福祉の推進体制」施策の体系

施策の柱	政策	施策
1 地域福祉の推進体制	1-1 福祉の意識を育てる	1-1-1 日常的にふれあい、ともに活動できる交流機会の充実 1-1-2 学校・地域における福祉学習の充実 1-1-3 多様な媒体を通じた福祉の意識づくり 1-1-4 人権尊重と権利擁護の推進
	1-2 協働のしくみをつくる	1-2-1 支えあう活動の促進 1-2-2 障がいのある人の活動の支援 1-2-3 地域ネットワークの強化 1-2-4 市民参加による計画推進体制の充実

1-1 福祉の意識を育てる

住民、地域団体等に期待する取組

福祉の意識を育てるために・・・

- ・各種の福祉学習やボランティア活動、地域活動などへ積極的に参加し、様々なかかわりや交流をとおして、互いの理解を深めます。
- ・障がいのあるなしにかかわらず、互いの人格と個性を尊重し、ともに生きる意識をもちます。
- ・町などが発信する情報等の理解に努め、日々の生活や活動、助けあいをとおして、相談支援や福祉施策に対して自ら働きかけます。
- ・障がいのある人への偏見や差別のないまちづくりを協働で進めます。すべての住民、事業者が障がいのある人への合理的配慮に取り組みます。

事業の体系

施策	事業・方策等
1-1-1 日常的にふれあい、ともに活動できる交流機会の充実	①福祉交流センター「陽だまりサロン」の実施
	②障がいに対する意識の向上・活動できる機会の充実
1-1-2 学校・地域における福祉学習の充実	①出前講座「まちしるべ」の実施
	②福祉学習機会の充実
	③社会福祉協力校としての活動をとおした学習機会の提供
	④福祉教育の推進★
1-1-3 多様な媒体を通じた福祉の意識づくり	①広報紙・パンフレットの発行
	②町のホームページの活用
	③講演会・イベントを通じた啓発
1-1-4 人権尊重と権利擁護の推進	①人権に関する啓発の推進
	②障がいを理由とする差別の解消の推進★
	③虐待等への的確に対応できる体制の整備
	④権利擁護の推進
	⑤成年後見制度の利用支援(地域生活支援事業)

★重点的に取り組む事業

施策1-1-1 日常的にふれあい、ともに活動できる交流機会の充実

地域で、障がいのあるなしに関わらず、交流の場を多く持つことにより、障がいへの理解を深めます。日ごろから助けあいの関係が築けるよう、交流機会の場を多く作ります。

事業の概要と方針

①福祉交流センター「陽だまりサロン」の実施

対象	住民	担当課	福祉課
事業概要	障がい者や高齢者、児童、子育て中の方等誰もが気軽に話しあえる場や学校の子どもたちとの交流の場、世代間の垣根を越えた交流の場をつくる。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用者数 4,233人		

②障がいに対する意識の向上・活動できる機会の充実

対象	住民	担当課	福祉課
事業概要	障がいのある人もない人も参加できる交流事業や障がい者の作品展などを展開し、住民相互が自然に地域交流や助けあいができる環境づくりを進める。	今後の方針	継続
現況	障害者週間に「こころをつなぐ展示会」を開催		

施策1-1-2 学校・地域における福祉学習の充実

障がい者、障がい児が地域で安全、安心に暮らしていくには、地域住民の障がいに対する理解が不可欠です。そのためにも、地域での講座の開催、福祉学習の機会を増やします。

また、社会福祉協力校の取組など小・中学校からの学校での教育を促進し、学齢期から障がいについて学習したり、ふれあいを持つ機会の促進を図ります。

事業の概要と方針

①出前講座「まちしるベエ」の実施

対象	住民	担当課	町民生活課
事業概要	福祉意識の高揚や地域福祉の必要性等について理解を深め、住民の主体的な活動を喚起・促進するため、出前講座の活用を推進する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 講座3回開催 参加者延べ105人		

②福祉学習機会の充実

対象	住民	担当課	福祉課
事業概要	障がい者にかかわる制度やボランティア活動などの福祉のまちづくりについての学習の機会を充実する。	今後の方針	継続
現況	適宜開催		

③社会福祉協力校としての活動をととした学習機会の提供

対象	小・中・高生	担当課	教育推進課
事業概要	社会福祉協力校となっている町内小・中学校等で、体験ボランティア活動等それぞれの工夫のもとに特色ある福祉教育の実践を図る。	今後の方針	継続
現況	各小中学校、感染症対策を講じながら実施		

④福祉教育の推進★

対象	学校、企業、住民団体	担当課	総務課、福祉課、教育推進課
事業概要	町職員をはじめ、学校や企業、地域の関係者等、障がいのある人にかかわりのある機関・団体等の関係者を対象とした研修会を実施する。	今後の方針	継続
現況	町職員、教職員に対する研修会を実施		

★重点的に取り組む事業

施策1-1-3 多様な媒体を通じた福祉の意識づくり

障がい及び障がいのある人の理解の促進のための取り組みを推進します。特に、一層の住民の理解が必要な知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、盲ろう、高次脳機能障がい等について、その障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図ります。また、住民の福祉意識の高揚を図るため、多様な情報媒体による情報提供を推進します。情報発信が複雑化している状況下、従来の広報紙やパンフレットでの啓発に加え、町のホームページ、各種SNS等をも取り入れた情報発信を行い、住民、障がいのある人に障がい福祉の情報にふれる機会を増やし、意識の醸成を図ります。

事業の概要と方針

①広報紙・パンフレットの発行

対象	住民、障がいのある人	担当課	総務課、福祉課
事業概要	広報紙・パンフレット等による福祉情報の提供に努める。また、障がいの特性に配慮した広報紙やパンフレット等の効果的な提供を図る。	今後の方針	継続
現況	広報は、コロナ禍の配布方法から従来の自治会配布に戻し、継続して情報提供を実施		

②町のホームページの活用

対象	住民	担当課	総務課、福祉課
事業概要	パソコンやスマートフォン等の情報端末を通じて町の最新情報を見たり、書類を取り出せるよう、ホームページや各種SNS等による情報提供を行う。	今後の方針	継続
現況	継続して情報発信を実施		

③講演会・イベントを通じた啓発

対象	住民	担当課	福祉課、健康介護課
事業概要	講演会・イベントを実施する等福祉に関する啓発を行う。	今後の方針	継続
現況	適宜実施		

施策1-1-4 人権尊重と権利擁護の推進

障がい者、障がい児に対する施設内や家庭内での虐待や事件が全国的に問題となっており、報道でも大きく取り上げられています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」により、障がいを理由とする差別の禁止等について具体的な取り組みが推進されています。

関係機関と連携しながら、障がい者、障がい児の権利擁護に向けて、研修の充実、相談体制の整備、成年後見制度の認知と利用の促進などに取り組むとともに、合理的配慮の周知を図ります。

事業の概要と方針

①人権に関する啓発の推進

対象	住民、事業者	担当課	総務課、教育推進課
事業概要	人権に関する正しい理解と認識を深めるために地域住民や関係者を対象とした啓発を行う。	今後の方針	継続
現況	継続して情報発信を実施		

②障がいを理由とする差別の解消の推進★

対象	住民、事業者	担当課	福祉課
事業概要	障がいに対する理解と社会的障壁についての啓発活動を推進するとともに相談窓口や協議会を設置し、適切な対応を行う。	今後の方針	継続
現況	相談窓口の設置		

★重点的に取り組む事業

③虐待等への的確に対応できる体制の整備

対象	住民	担当課	福祉課、健康介護課 子育て支援課
事業概要	障がい者虐待の防止のための研修会の実施、早期発見のためのネットワークを確立する。 障がい者虐待の通報に際しては、関係機関と連携し、適切な対応、支援を実施する。	今後の方針	継続
現況	・障がい者虐待防止センター設置 ・通報があった場合は、関係機関と情報共有し、必要に応じてケース会議を開催		

④権利擁護の推進

対象	障がいのある人	担当課	福祉課
事業概要	知的障がいや精神障がい等判断能力が十分ではない人に対する権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービス等を行う権利擁護事業(あんしんサポートネット事業)の利用を促進する。	今後の方針	継続
現況	相談支援の実施		

⑤成年後見制度の利用支援（地域生活支援事業）

対象	障がいのある人	担当課	福祉課
事業概要	成年後見制度の周知と相談体制の充実を図り、利用の支援を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 町申し立てによる成年後見人等への報酬助成人数 障がいのある人 1人		

1-2 協働のしくみをつくる

住民、地域団体等に期待する取り組み

協働のしくみをつくるために…

- ・NPO活動やボランティア活動など、地域福祉課題の解決のため主体的に取り組める福祉活動について考え、実行し、「力」を発揮します。
- ・各種福祉活動の連携を図り、支えあう地域づくりを進めます。
- ・近所づきあいや地域での行事などとおして、地域のつながりを強くします。また、身近な地域での見守り活動につなげていきます。

事業の体系

施策	事業・方策等
1-2-1 支えあう活動の促進	①社会福祉協議会との連携
	②ボランティアセンターへの支援及びボランティア団体の育成、支援
1-2-2 障がいのある人の活動の支援	①地域活動等への参加支援
	②障がい者団体・家族会の活動支援
	③施設使用料の減免
1-2-3 地域ネットワークの強化	①支援ネットワークのしくみづくり
	②地域自立支援協議会の開催
	③見守り支援ネットワークの推進
1-2-4 市民参加による計画推進体制の充実	①市民参加による計画推進組織の機能活用

施策1-2-1 支えあう活動の促進

障がい者福祉の推進に向けた取組を進めるためには、町による公的なサービス、いわゆる「公助」だけではきめ細かな対応は難しい状況となっています。

このため、社会福祉協議会と常に連携をとり、ボランティア団体、NPO法人、事業者等への支援を図るとともに、住民の地域活動への参加意欲を醸成し、支え合える関係性の構築に努めます。

事業の概要と方針

①社会福祉協議会との連携

対象	社会福祉協議会	担当課	福祉課、健康介護課
事業概要	地域福祉の推進や障がい者福祉サービスの向上につながるよう、社会福祉協議会との連携を強化する。	今後の 方針	継続
現況	各種事業実施にあたり、社会福祉協議会との調整、連絡を実施		

②ボランティアセンターへの支援及びボランティア団体の育成、支援

対象	社会福祉協議会、ボランティア団体、住民	担当課	福祉課
事業概要	地域福祉を幅広く効果的に推進していくため、住民の多様なボランティア活動のコーディネートやボランティアの育成の役割を担う社会福祉協議会のボランティアセンターの充実を支援する。	今後の 方針	継続
現況	既存の福祉ボランティア団体だけでなく、新たに、すてっぷ宮代活動チームを含めた団体による交流・意見交換の場の設置		

※すてっぷ宮代活動チーム：社会福祉協議会と繋がり、地域や福祉のために『自分たちでできること』を実践する、ボランティア・文化団体・法人など活動の枠組みを超えた新しい登録制度。

施策1-2-2 障がいのある人の活動の支援

障がいのある人が、日常、いきいきと暮らしていくためには、自身の主体的な取組が必要です。障がい者、障がい児本人やその家族が、地域に進んで参画していくために本人、家族、団体などが活動しやすい環境づくりを進めるなど、支援を充実します。

事業の概要と方針

①地域活動等への参加支援

対象	障がいのある人、住民	担当課	福祉課
事業概要	障がいのある人が地域での活動やまちづくり活動等、さまざまな活動に積極的に参加できるよう支援する。	今後の 方針	継続
現況	・移動支援事業の実施 ・意思疎通支援事業の実施 ・地域活動支援センター事業の実施		

※移動支援事業：屋外での移動が困難な障がい者に対して、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動などの社会参加のため、外出時にガイドヘルパーを派遣し、必要な移動の介助および外出に伴い必要となる介護を提供するサービスのこと。

※意思疎通支援事業：聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通に支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行うサービスのこと。

②障がい者団体・家族会の活動支援

対象	障がいのある人、住民	担当課	福祉課
事業概要	障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、継続的に障がい者団体・家族会との連携を密にし、その活動支援を行う。	今後の 方針	継続
現況	自発的活動への助成 令和4年度 3団体		

③施設使用料の減免

対象	障がいのある人	担当課	各施設担当課
事業概要	障がいのある人の自立の促進を図るため、公共的施設の使用料等の減免その他必要な施策を実施する。	今後の 方針	継続
現況	施設の使用料等の減免		

施策1-2-3 地域ネットワークの強化

地域では現在、少人数による活動から大きな団体による組織的な活動等を含め、自主的な活動が展開されています。

各団体の連携強化を図り、支援のネットワークづくりに取り組み、よりスムーズに、効果的な活動をしていけるように支援します。

事業の概要と方針

①支援ネットワークのしくみづくり

対象	住民、団体	担当課	福祉課
事業概要	地域福祉活動を担うさまざまな主体が障がいのある人の地域生活支援を協働で実施できるネットワークを構築する。	今後の方針	継続
現況	・地域自立支援協議会地域移行・地域定着支援部会の開催 ・地域自立支援協議会医療的ケア児者を考える医療・福祉等連携会議の開催		

②地域自立支援協議会の開催

対象	障がいのある人、住民、団体、事業者	担当課	福祉課
事業概要	相談支援事業をはじめとする地域の障がい者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として地域自立支援協議会を開催する。 また、会議を通じて、地域の関係機関・団体等によるネットワークを構築するとともに、社会資源の活用や開発、障がい者の地域生活への移行に向けての支援システム等の協議を実施する。	今後の方針	継続
現況	全体会、運営会議、部会の開催		

③見守り支援ネットワークの推進

対象	団体、住民	担当課	健康介護課、福祉課
事業概要	障がいのある人や高齢者が地域の中で社会から孤立することなく主体的な暮らしを送ることができるよう、見守り支援ネットワーク等の推進を図るため、民生委員・児童委員協議会、区長会、民間事業者等の関係団体による連携を推進する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 令和5年2月に要援護者見守り支援ネットワーク会議を開催。		

施策1-2-4 市民参加による計画推進体制の充実

計画の進行管理は、事業の実効性を高める上で重要であり、市民参加により第三者の評価の視点を加えながら、計画の策定に始まり、計画に掲げる施策・事業の進捗状況の把握、また、必要な見直し・改善を的確に行うことができるよう、計画推進組織の機能活用を図ります。

事業の概要と方針

①市民参加による計画推進組織の機能活用

対象	住民	担当課	福祉課、健康介護課
事業概要	市民参加による計画推進組織の機能を十分活用し、客観的な視点を加えながら計画の進捗状況の把握と適切な進行管理を行い、各事業の効果的な推進を図る。	今後の 方針	継続
現況	みやしろ健康福祉事業運営委員会による進行管理		

(2) サービス提供体制

この施策でめざす将来のイメージ

- ①障がいの特性に応じた情報提供が行われていることから、必要な情報はすぐに入手でき、適切なサービス利用や積極的な社会参加が進んでいます。
- ②困ったことや、わからないことは、身近なところでいつも気軽に相談できます。そのため
の保健・福祉に係る相談体制が強化されています。
- ③保健・医療・福祉の連携はもとより、庁内、関係機関、広域等さまざまな連携に基づいた
体制整備により、利用者に最適なサービスが提供されています。

「サービス提供体制」施策の体系

施策の柱	政策	施策
2 サービス提供体制	2-1 最適なサービスを提供するしくみを整備する	2-1-1 各種サービス等に関する情報提供 2-1-2 相談しやすい体制整備とニーズの的確な把握 2-1-3 連携に基づくサービスの調整機能の強化
	2-2 社会資源を有効に活用する	2-2-1 広域的な連携によるサービスの確保 2-2-2 人材の確保と資質の向上 2-2-3 地域拠点施設の有効活用

2-1 最適なサービスを提供するしくみを整備する

住民、地域団体等に期待する取り組み

最適なサービスを受けるために…

- ・さまざまな媒体や相談窓口をとおして、各種サービスに関する情報等を積極的に入手し、自ら活用するとともに相互に情報交換します。
- ・保健・福祉・教育・就労などにおいて直面している問題や悩みごとについて、町や関係機関に相談し、その解決に努めます。

事業の体系

施策	事業・方策等
2-1-1 各種サービス等に関する情報提供	①広報紙・パンフレットの発行(再掲1-1-3①)
	②町のホームページの活用(再掲1-1-3②)
	③出前講座「まちしるべ」の実施(再掲1-1-2①)
2-1-2 相談しやすい体制整備とニーズの的確な把握	①相談の一元化(地域生活支援事業)★
	②相談支援事業(地域生活支援事業)
	③相談支援におけるケアマネジメント機能の充実
	④民生委員・児童委員による相談活動
	⑤身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談活動
	⑥精神保健相談の推進(別掲4-1-2①)
	⑦サービス等利用計画の作成
	⑧地域移行支援
	⑨地域定着支援
	⑩職員の各種研修への受講促進
	⑪障害者手帳の交付
2-1-3 連携に基づくサービスの調整機能の強化	①支援ネットワークのしくみづくり(再掲1-2-3①)
	②関係各課の連携強化
	③連絡調整機能の充実
	④サービス等利用計画の作成(再掲2-1-2⑦)

★重点的に取り組む事業

施策2-1-1 各種サービス等に関する情報提供

住民が必要とするサービスを適切に利用できるよう、保健・医療・福祉をはじめ各種サービスや行政施策に関する情報を広く、きめ細かく提供します。

情報提供にあたっては、誰にも分かりやすい表現・デザインの工夫やその人に適した多様な媒体を活用するとともに、視覚や聴覚に障がいのある人に配慮した伝達の充実に努めます。

発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人及び難病患者等については、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付の対象となることの周知に努めます。

また、障がいのある人が自ら情報にアクセスできる環境づくりを進めます。

事業の概要と方針

①広報紙・パンフレットの発行（再掲1-1-3①）

②町のホームページの活用（再掲1-1-3②）

③出前講座「まちしるベエ」の実施（再掲1-1-2①）

施策2-1-2 相談しやすい体制整備とニーズの的確な把握

障がい者、障がい児、その家族が抱える問題に的確に対応するとともに、誰もが気軽に相談でき、適切な助言や支援が受けられる体制の整備充実に努めます。そのため、新たに重層的支援体制整備事業を推進します。

また、相談窓口の専門性の向上を図るとともに、多岐にわたる相談窓口の連携、一元化を図り、その人にあったきめ細かな相談が受けられるよう、体制強化に努めます。

事業の概要と方針

①相談の一元化（地域生活支援事業）★

対象	障がいのある人	担当課	福祉課
事業概要	基幹相談支援センターを中心にすべての障がいある人に適切に対応できる総合的な相談支援体制を整備構築する。 虐待や差別に関する相談についてもワンストップで対応できる体制を整備する。	今後の方針	充実 ・重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討
現況	基幹相談支援センターの運営 近隣市町との広域的な連携に基づき委託により実施		

★重点的に取り組む事業

②相談支援事業（地域生活支援事業）

対象	障がいのある人	担当課	福祉課
事業概要	障がいのある人やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助、生活支援を行う。 また、障がいのある人が地域で生活していくことができるよう、必要な支援を行う。	今後の方針	継続
現況	相談支援事業の実施。近隣市町との広域的な連携に基づき委託により実施		

③相談支援におけるケアマネジメント機能の充実

対象	障がいのある人	担当課	福祉課
事業概要	障がいのある人の生活全体を総合的に捉え、さまざまな課題に対して、ケアマネジメントを展開し、効果的なサービスを提供する。	今後の方針	継続
現況	・相談支援業者に相談支援専門員を配置 ・医療的ケア児コーディネーターを4人配置		

④民生委員・児童委員による相談活動

対象	住民	担当課	福祉課
事業概要	障がいのある人をはじめ、住民が日常生活上での不安を解消し、安心した暮らしができるよう、訪問、相談を通じて支援に繋がります。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 活動日数 4,427日		

⑤身体障害者相談員・知的障害者相談員による相談活動

対象	障がいのある人、その家族	担当課	福祉課
事業概要	身近なところで障がいのある人やその家族等の相談に応じ、関係機関等との連携のもとに必要な助言・援助等を行う。	今後の方針	継続
現況	相談員数 身体障害者相談員 2人 知的障害者相談員 1人		

⑥精神保健相談の推進（別掲4-1-2①）

⑦サービス等利用計画の作成

対象	障がいのある人	担当課	福祉課
事業概要	全てのサービス利用者に対するサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成できるよう相談支援事業者、サービス提供事業者等と連絡・調整を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 77人		

⑧地域移行支援

対象	障がいのある人	担当課	福祉課
事業概要	障がい者支援施設等、精神科病院に入所または入院している障がい者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 1人		

⑨地域定着支援

対象	障がいのある人	担当課	福祉課
事業概要	居宅において単身で生活している障がいのある人等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 5人		

⑩職員の各種研修への受講促進

対象	関係職員	担当課	福祉課、健康介護課
事業概要	相談時に適切かつ迅速に対応できるよう、職員の資質向上を図るため、各種研修等を積極的に受講する。	今後の方針	継続
現況	適宜受講		

⑪障害者手帳の交付

対象	障がいのある人	担当課	福祉課
事業概要	サービスの提供は、手帳の所持を要件とすることが多いことから、障がいの状況に応じて適切に利用できるよう、手帳取得について支援を行う。	今後の方針	継続
現況	手帳所持者数 令和4年度末 身体障害者手帳 959人 療育手帳 298人 精神障害者保健福祉手帳 372人		

施策2-1-3 連携に基づくサービスの調整機能の強化

相談活動等を通じて把握された課題やニーズ等をふまえ、最も必要とされるサービスを包括的、継続的に提供できるよう、事業者や関係機関等と連携したサービス調整機能を充実します。

事業の概要と方針

①支援ネットワークのしくみづくり（再掲1-2-3①）

②関係各課の連携強化

対象	障がいのある人	担当課	福祉課、健康介護課 子育て支援課
事業概要	総合的な生活支援の観点から、迅速かつ適切なサービスを提供するために、関係各課の横断的、総合的な調整を行う。	今後の 方針	継続
現況	適宜サービス等の調整		

③連絡調整機能の充実

対象	障がいのある人	担当課	福祉課、健康介護課 子育て支援課
事業概要	施策の推進に際し、県や近隣市町相互の各種サービスの制度面の充実や運用の円滑化に関する情報交換等を行う。	今後の 方針	継続
現況	東部ブロック福祉連絡協議会等への参加		

④サービス等利用計画の作成（再掲2-1-2⑦）

2-2 社会資源を有効に活用する

住民、地域団体等に期待する取り組み

社会資源を有効に活用するために…

- ・専門機関や支援施設などをおして、さまざまな人的資源や地域資源を活用しながら、積極的な社会参加や自立した生活に努めます。

事業の体系

施策	事業・方策等
2-2-1 広域的な連携によるサービスの確保	①相談支援事業(地域生活支援事業)(再掲2-1-2②)
	②地域自立支援協議会の開催(再掲1-2-3②)
	③地域活動支援センター事業(地域生活支援事業)(別掲3-1-2⑧)
	④社会参加促進事業(奉仕員養成研修事業)(地域生活支援事業)(別掲3-1-5⑤)
2-2-2 人材の確保と資質の向上	①地域福祉を支える人材の確保★
	②有資格者の計画的な確保
	③職員の各種研修への受講促進(再掲2-1-2⑩)
2-2-3 地域拠点施設の有効活用	①福祉交流センター「陽だまりサロン」の実施(再掲1-1-1①)
	②公民館、郷土資料館、体育館、児童施設等の活用

★重点的に取り組む事業

施策2-2-1 広域的な連携によるサービスの確保

専門性が高いサービスや町単位では需要の規模が小さいサービス等、広域での実施が効率的で望ましいと思われる事業等については、広域で設置している地域自立支援協議会等を通じて、近隣市町との連携により共同実施します。新たなサービスについても、地域自立支援協議会において検討を進めます。

事業の概要と方針

①相談支援事業（地域生活支援事業）（再掲2-1-2②）

②地域自立支援協議会の開催（再掲1-2-3②）

③地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）（別掲3-1-2⑧）

④社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）（地域生活支援事業）（別掲3-1-5⑤）

施策2-2-2 人材の確保と資質の向上

新たな人材の確保・育成を進めるとともに、住民各層の地域福祉活動への参加を促進します。

また、障がい者福祉制度の動向に対応できるよう、職員の資質向上に努めるとともに、定員適正化計画等を考慮しながら庁内体制の充実に努めます。

事業の概要と方針

①地域福祉を支える人材の確保★

対象	住民、事業者	担当課	福祉課
事業概要	住民各層の知識や経験を活かす機会を提供し、地域福祉の担い手となる多様な人材の育成・確保を図る。 また、福祉サービスを担う人材の確保を図るため、関係機関と連携し、研修や職場環境の整備等にかかる支援を検討する。	今後の 方針	継続
現況	自立支援協議会等を通じた研修の実施		

★重点的に取り組む事業

②有資格者の計画的な確保

対象	職員	担当課	福祉課
事業概要	障がいの多様化に伴い、より専門化する相談への対応やサービス調整ができるよう、有資格者の確保・適正な配置に努める。	今後の方針	継続
現況	有資格者の適正配置を実施		

③職員の各種研修への受講促進（再掲2-1-2⑩）

施策2-2-3 地域拠点施設の有効活用

福祉交流センター「陽だまりサロン」など、町の福祉の拠点となる各施設の特色を活かした事業の充実を図ります。また、町内各地域に配置されている公民館等の既存施設についても、障がいのある人に配慮した事業を実施します。

事業の概要と方針

①福祉交流センター「陽だまりサロン」の実施（再掲1-1-1①）

②公民館、郷土資料館、体育館、児童施設等の活用

対象	住民	担当課	教育推進課
事業概要	障がいのある人をはじめ住民の利便性を向上させるとともに、社会資源の有効活用を図るため、各課の連携のもと、既存施設の有効活用、多目的利用を図る。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 ・公民館 利用者数 42,701人 ・郷土資料館 利用者数 8,503人		

(3) 福祉サービス

この施策でめざす将来のイメージ

- ①住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なサービスの選択が可能となり、誰もがいきいきと生活しています。
- ②家族支援が充実したことにより、家族の介護の負担も少なくなり、不安が解消されています。
- ③質の高い福祉サービスを安心して利用することができ、個々の状況に応じた生活の維持・向上が図られます。

「福祉サービス」施策の体系

施策の柱	政策	施策
3 福祉サービス	3-1 在宅での生活を支える	3-1-1 訪問系サービスの推進 3-1-2 日中活動系サービスの促進 3-1-3 日常生活及び家族介護の支援 3-1-4 移動・外出の支援 3-1-5 社会参加の支援
	3-2 ケアと暮らしの場を提供する	3-2-1 居住系サービスの提供 3-2-2 安心して暮らせる住居の確保支援

3-1 在宅での生活を支える

住民、地域団体等に期待する取り組み

在宅での生活を続けるために…

- ・在宅生活を維持・継続するために各種サービスの情報を得て、必要なサービスを効果的に利用します。
- ・住み慣れた地域で相談や日常生活上の支援を受けながら、安心して暮らすための環境整備を地域ぐるみで進めます。
- ・移動や外出支援を利用し、行動範囲を広げ積極的に地域や社会参加を進めます。

事業の体系

施策	事業・方策等
3-1-1 訪問系サービスの推進	①居宅介護(障害福祉サービス) ②重度訪問介護(障害福祉サービス) ③同行援護(障害福祉サービス) ④行動援護(障害福祉サービス) ⑤重度障害者等包括支援(障害福祉サービス) ⑥居宅訪問型児童発達支援(障害児通所支援等)
3-1-2 日中活動系サービスの促進	①療養介護(障害福祉サービス) ②生活介護(障害福祉サービス) ③自立訓練(機能訓練・生活訓練)(障害福祉サービス) ④就労選択支援(障害福祉サービス) ⑤就労移行支援(障害福祉サービス) ⑥就労継続支援(A型・B型)(障害福祉サービス) ⑦就労定着支援(障害福祉サービス) ⑧地域活動支援センター事業(地域生活支援事業) ⑨児童発達支援(障害児通所支援等) ⑩放課後等デイサービス(障害児通所支援等) ⑪保育所等訪問支援(障害児通所支援等)

施策	事業・方策等
3-1-3 日常生活及び家族介護の支援	①補装具費の給付 ②日常生活用具給付等事業(地域生活支援事業) ③短期入所(障害福祉サービス) ④日中一時支援事業(地域生活支援事業) ⑤意思疎通支援事業(地域生活支援事業) ⑥身体障害者補助犬の啓発 ⑦在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業(地域生活支援事業) ⑧生活サポート事業 ⑨紙おむつ支給事業(地域生活支援事業) ⑩緊急時通報システム事業 ⑪給食配食サービス事業
3-1-4 移動・外出の支援	①同行援護(障害福祉サービス)(再掲3-1-1③) ②行動援護(障害福祉サービス)(再掲3-1-1④) ③移動支援事業(地域生活支援事業) ④福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成事業 ⑤福祉有償運送の利用促進 ⑥町内循環バスの利用促進(別掲7-1-2①) ⑦鉄道・バスの施設改善要請(別掲7-1-2②)
3-1-5 社会参加の支援	①意思疎通支援事業(再掲)(地域生活支援事業) ②社会参加促進事業(レクリエーション活動等支援)(地域生活支援事業) ③社会参加促進事業(芸術文化活動振興)(地域生活支援事業) ④社会参加促進事業(点字・声の広報等発行)(地域生活支援事業) ⑤社会参加促進事業(奉仕員養成研修事業)(地域生活支援事業) ⑥自動車運転免許取得費用・自動車改造費用の助成(地域生活支援事業)

施策3-1-1 訪問系サービスの推進

障がい者や障がい児に対して、在宅での自立した生活を支えるため、障がいの状況や生活支援の必要度に応じたホームヘルパーの派遣、移動介護等の訪問系サービスが十分に提供できる体制の推進に取り組みます。

事業の概要と方針

①居宅介護（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 32人		

②重度訪問介護（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	重度の肢体不自由又は知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を必要とする人に対して、居宅介護や外出時における移動中の介護を総合的に行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 0人		

③同行援護（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	視覚障がいにより、移動が困難な人に、外出時に同行し、同行し必要な援助を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 2人		

④行動援護（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	知的障がいや精神障がいにより常時介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な支援、外出時の必要な援助を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 6人		

⑤重度障害者等包括支援（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 0人		

⑥居宅訪問型児童発達支援（障害児通所支援等）

対象	障がい児	担当課	福祉課
事業概要	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 0人		

施策3-1-2 日中活動系サービスの促進

障がいのある人を地域全体で支えるため、就労支援の更なる充実をはじめ、自立訓練の場等を確保・提供するなど、日中活動の機会を充実します。

事業の概要と方針

①療養介護（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 5人		

②生活介護（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	常時介護を必要とする人に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 81人		

③自立訓練（機能訓練・生活訓練）（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	<p>【機能訓練】 理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。</p> <p>【生活訓練】 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う。</p>	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 11人		

④就労選択支援（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、能力や適性等に合った選択ができるように支援する。	今後の方針	新規
現況	未実施		

⑤就労移行支援（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	一般企業等への就労を希望する人に一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 30人		

⑥就労継続支援（A型・B型）（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	<p>【A型】 事業所において雇用契約に基づく就労機会を提供し、就労に必要な知識能力の向上を図り、一般就労への移行を支援する。</p> <p>【B型】 年齢や体力の面で雇用されることが困難な方に対し、雇用契約は結ばない就労機会を提供し、就労に必要な知識能力の向上を図り、一般就労への移行を支援する。</p>	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 80人		

⑦就労定着支援（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者に、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要になる支援を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 7人		

⑧地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者等で、日中活動を希望する人に、日中の創作活動、生産活動の機会の場を提供し、障がい者の地域での生活を支援する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 16人		

⑨児童発達支援（障害児通所支援等）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	児童発達支援センター等の施設に通い、基本的動作の指導や集団生活への適応訓練（福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」も含む。）等を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 47人		

⑩放課後等デイサービス（障害児通所支援等）

対象	障がい児	担当課	福祉課
事業概要	就学している障がい児が、放課後や休業日に児童発達支援センター等に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流等を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 66人		

⑪保育所等訪問支援（障害児通所支援等）

対象	障がい児	担当課	福祉課
事業概要	障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 4人		

施策3-1-3 日常生活及び家族介護の支援

障がい者、障がい児が在宅で快適な暮らしを送ることができるよう支援するとともに、家族の介護への負担を軽減するため、障害者総合支援法に基づく給付や地域生活支援事業を通じたサービスの充実を図ります。

事業の概要と方針

①補装具費の給付

対象	身体障がい者	担当課	福祉課
事業概要	身体障がい者が日常生活や職業生活等を送るために必要な補装具の費用を支給する。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 56人		

②日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	重度の障がい者等に、日常生活上の便宜を図るため、自立支援用具等の日常生活用具の購入及び住宅改修に必要な費用を支給する。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 699人		

③短期入所（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 15人		

④日中一時支援事業（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	日中一時的(緊急的)に見守り等の支援が必要な場合に、障がい者等の活動の場を提供する。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 3人		

⑤意思疎通支援事業（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	聴覚・言語機能等の障がいのため意思疎通に支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行う。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 23人		

⑥身体障害者補助犬の啓発

対象	身体障がい者、住民	担当課	福祉課
事業概要	身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を必要とする人の社会参加を促進するため、身体障害者補助犬に対する理解を深め、公共施設等の利用を円滑にする。	今後の方針	継続
現況	適宜実施		

⑦在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	家庭において入浴することが困難な重度の障がい者等に、入浴サービスを提供する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 2 人 利用件数 97件		

⑧生活サポート事業

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者やその家族の暮らしを支援するため、一時預かりや送迎、外出援助等のサービスを提供する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 11人 提供団体 3団体		

⑨紙おむつ支給事業（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	在宅で排せつ介助が必要な障がい者等に、紙おむつを支給する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 39人		

⑩緊急時通報システム事業

対象	身体障がい者	担当課	健康介護課、福祉課
事業概要	障がいのある人等の日常生活上の緊急事態における不安を解消するため、緊急通報装置を設置する。自宅での急病・事故等で救急要請が必要な場合は、緊急通報端末機の「緊急ボタン」を押すことで、緊急通報センターにつながり症状等を確認したうえで速やかに消防署へ救急要請を行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用者数 66人		

⑪給食配食サービス事業

対象	障がい者	担当課	健康介護課、福祉課
事業概要	重度の障がい者に対し、安否確認を兼ねた給食配食のサービスを行う。	今後の方針	継続
現況	令和4年度実績(月平均) 96.8人		

施策3-1-4 移動・外出の支援

障がいのある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進する取組を強化します。交流の機会を増やすため、バス・タクシー等公共交通機関の利用や自家用車利用の支援とともに、外出時の移動支援の充実に努めます。

事業の概要と方針

①同行援護（障害福祉サービス）（再掲3-1-1③）

②行動援護（障害福祉サービス）（再掲3-1-1④）

③移動支援事業（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	単独では外出困難な視覚障がい者、全身性障がい者、知的障がい者及び精神障がい者等が、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動や社会参加のための外出等をするための移動を支援する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 469人		

④福祉タクシー利用料金・自動車燃料費助成事業

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者の社会参加を促進するため、タクシー利用料金または自動車燃料費の助成を行う。	今後の方針	継続
現況	初乗り料金相当額タクシー券の交付または自動車燃料費の支給 令和4年度 福祉タクシー券 5,582枚 自動車燃料費助成券 5,578枚		

⑤福祉有償運送の利用促進

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	心身の障がい等により単独では公共交通機関を利用することが困難な方を対象とした福祉有償運送サービスを提供するNPO法人等の活動を支援する。	今後の方針	継続
現況	埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会による運営		

⑥町内循環バスの利用促進（別掲7-1-2①）

⑦鉄道・バスの施設改善要請（別掲7-1-2②）

施策3-1-5 社会参加の支援

すべての障がいのある人の社会参加を促進するため、地域生活支援事業等の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動等のサービス提供に努めます。

事業の概要と方針

①意思疎通支援事業（再掲）（地域生活支援事業）

②社会参加促進事業（レクリエーション活動等支援）（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者の体力増進、交流、余暇等に資するため、関係団体との協力によるスポーツ・レクリエーション活動を促進する。	今後の方針	継続
現況	・障がい者スポーツ大会参加の支援 ・水泳教室の実施		

③社会参加促進事業（芸術文化活動振興）（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者の文化・芸術活動の振興を図るため、関係団体との協力による、障がい者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。	今後の方針	継続
現況	障害者週間に「こころをつなぐ展示会」を開催		

④社会参加促進事業（点字・声の広報等発行）（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課、総務課
事業概要	視覚障がい者が情報を入手しやすくするため、朗読テープ、点字による町広報等の提供を行う環境を整備する。	今後の方針	継続
現況	社会福祉協議会に登録するみやしろ音訳ボランティアに町広報紙のデータを提供し、音訳CDを作成		

⑤社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）（地域生活支援事業）

対象	身体障がい者	担当課	福祉課
事業概要	手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 手話奉仕員養成講座(基礎課程)の実施		

⑥自動車運転免許取得費用・自動車改造費用の助成（地域生活支援事業）

対象	身体障がい者	担当課	福祉課
事業概要	運転免許の取得を希望する障がい者や自動車改造を必要とする障がい者に対し、要した費用を助成する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 助成件数 1件		

3-2 ケアと暮らしの場を提供する

住民、地域団体等に期待する取り組み

ケアと暮らしの場を確保するために…

- ・在宅での生活が維持・確保できるよう、訪問系サービスの活用に加えて、住宅改修や賃貸住宅にかかる支援などの各種制度を積極的に利用します。
- ・在宅での生活が困難となった場合（もしくはなりそうな場合）であっても、安心して暮らせるよう、グループホームや入所施設、ケア付き住宅など、さまざまな選択肢の中から、最適な環境を選択します。
- ・地域資源を活用し、創意工夫により地域の中で住まいの確保に努めます。

事業の体系

施策	事業・方策等
3-2-1 居住系サービスの提供	①共同生活援助(グループホーム)(障害福祉サービス) ②施設入所支援(障害福祉サービス) ③生活ホーム事業 ④自立生活援助 ⑤障害児入所支援 ⑥地域生活支援拠点の運営★
3-2-2 安心して暮らせる住居の確保支援	①障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導 ②住宅入居等支援事業(地域生活支援事業) ③重度障害者居宅改善整備費補助事業 ④一般住宅の耐震対策の推進

★重点的に取り組む事業

施策3-2-1 居住系サービスの提供

障がいのある人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、生活の拠点となる住まいを確保し、自立を支援します。

事業の概要と方針

①共同生活援助（グループホーム）（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活上の援助を行う。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 38人		

②施設入所支援（障害福祉サービス）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 39人		

③生活ホーム事業

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者の地域生活、自立生活を維持するため、生活拠点施設となる生活ホームの入居にかかる支援を行う。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 0人		

④自立生活援助

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する者などについて、定期的に巡回訪問し、必要な助言や連絡調整を行う。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 利用人数 1人		

⑤障害児入所支援

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与(福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」も含む。)等を行う。	今後の方針	継続
現況	障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請		

⑥地域生活支援拠点の運営★

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	①相談②緊急時の受け入れ対応③体験の機会・場④専門人材の確保・要請⑤地域の体制づくりの機能を持つ地域生活拠点等を運営する。	今後の方針	継続
現況	近隣市町との広域的な連携に基づき委託により実施		

★重点的に取り組む事業

施策3-2-2 安心して暮らせる住居の確保支援

将来にわたって安心して住み続けることができる住まいを確保し、在宅での生活の維持を支援するため、重度障がい者にも対応したグループホーム等の整備を促進するとともに、民間住宅等の入居支援や住宅改修の支援等を進めます。

事業の概要と方針

①障害者支援施設・グループホーム等の整備誘導

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障害者支援施設、グループホーム等の設置を地域内で促進するため、必要な支援策等の検討や地域生活への移行に必要なサポート体制づくりを進める。	今後の方針	継続
現況	検討		

②住宅入居等支援事業（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	賃貸契約による一般住宅への入居を希望している障がい者に、不動産業者への物件のあっ旋依頼、家主との入居契約手続き等入居にかかる支援を行う。	今後の方針	継続
現況	相談支援事業所に委託実施		

③重度障害者居宅改善整備費補助事業

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	重度の障がい者が住み慣れた自宅での生活を維持できるように、住宅改修にかかる費用の一部を補助する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 補助件数 0件		

④一般住宅の耐震対策の推進

対象	障がい者、住民	担当課	まちづくり建設課
事業概要	住民の命と財産を守るため、昭和56年以前に建築された住宅を対象に耐震診断や耐震改修工事(建替え含む)費用の一部を補助する。特に高齢者や障がい者の世帯等に対しては補助金を上乘せし、負担軽減を図る。	今後の方針	継続
現況	令和4年度実績なし		

3-3 制度の円滑な運営を図る

住民、地域団体等に期待する取り組み

制度の適切な運営を図り、サービスの適正な利用をすすめるために…

- ・障がい者が必要なサービスを利用し、安定した生活ができるよう、見守ります。
- ・地域生活支援事業や成年後見制度など、権利擁護にかかる制度を理解し、適切なサービスにつなげます。

事業の体系

施策	事業・方策等
3-3-1 質の高いサービス提供体制の整備	①障害福祉サービスの確保 ②事業者評価の実施 ③権利擁護の推進(再掲1-1-4④)
3-3-2 サービスの適正な利用促進	①介護給付費等支給審査会の適正な運営 ②相談支援におけるケアマネジメント機能の充実(再掲2-1-2③) ③サービス等利用計画の作成(再掲2-1-2⑦)

施策3-3-1 質の高いサービス提供体制の整備

サービス提供事業者のサービスの質の向上を促進するための体制整備、しくみづくりを進めます。

また、可能な限り自己決定を尊重しつつも、自らの判断能力が十分でないことでサービスの活用が難しい障がい者の権利を擁護するための取組について周知を徹底し、サービスの利用の促進を図ります。

事業の概要と方針

①障害福祉サービスの確保

対象	事業者	担当課	福祉課
事業概要	必要な障害福祉サービスを提供するため、事業を行う意向を有する事業所の把握に努め、情報提供やその他必要な支援を行い、参入促進を図る。 また、必要なサービスにつなげていけるよう、適切なサービス提供体制整備を進める。	今後の方針	継続
現況	・事業者等への情報提供の実施 ・超重症心身障がい児の短期入所等施設へ助成の実施		

②事業者評価の実施

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	事業者が自らサービスの評価を行えるよう支援するとともに、サービスを利用しようとする方が、事業者の質を判断するために必要な情報開示を事業者に求める。	今後の方針	継続
現況	検討		

③権利擁護の推進（再掲1-1-4④）

施策3-3-2 サービスの適正な利用促進

専門的な相談支援やケアマネジメント機能を充実させることにより、効果的なサービス利用を促進するなどして、障がい者の生活機能の維持・向上を支援します。

また、その人に最適なサービスが提供されるよう、公平かつ適切な認定制度の運営に努めます。

事業の概要と方針

①介護給付費等支給審査会の適正な運営

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者一人ひとりの状況に応じて必要とするサービスが適切に利用できるよう、介護給付費等支給審査会の適正な運営を行う。	今後の 方針	継続
現況	月1回実施		

②相談支援におけるケアマネジメント機能の充実（再掲2-1-2③）

③サービス等利用計画の作成（再掲2-1-2⑦）

(4) 保健・医療サービス

この施策でめざす将来のイメージ

- ①心身の健康づくりを進める体制が充実し、健康への関心が高まっています。
- ②疾病や障がいの早期発見、予防体制からリハビリテーションまでの保健・医療体制が充実しています。
- ③障がいのある人も、十分かつ専門的な医療のバックアップのもとに安心して生活しています。
- ④障がい児に対する継続的な地域療育体制が確立され、その保護者や家族への支援体制が充実しています。

「保健・医療サービス」施策の体系

施策の柱	政策	施策
4 保健・医療サービス	4-1 障がいの発 生予防・早期発見	4-1-1 生涯にわたる健康づくりの支援 4-1-2 精神保健活動の推進 4-1-3 医療給付費の充実
	4-2 療育体制を 確立する	4-2-1 障がいの早期発見 4-2-2 地域療育体制の充実

4-1 障がいの発生予防・早期発見

住民、地域団体等に期待する取り組み

障がいの発生予防や早期発見をするために…

- ・各種健診（検診）や保健指導・相談を積極的に活用し、自己の健康管理と生活習慣の改善に努めます。
- ・精神保健を含め、健康管理に関する正しい知識を得るため、さまざまな学習機会に積極的に参加し、その知識を自己の健康管理や家庭・地域に活かします。
- ・医療的なりハビリテーションのみならず、自立的な生活のために必要な社会的なりハビリテーション体制について提案します。

事業の体系

施策	事業・方策等
4-1-1 生涯にわたる健康づくりの支援	①乳幼児健康診査の実施(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)(別掲4-2-1①) ②母子保健事業としての訪問指導・育児相談の充実(別掲4-2-1②) ③特定健康診査(特定健診)・健康診査・各種検診の実施 ④健康手帳の交付 ⑤健康相談・栄養相談・訪問指導の実施
4-1-2 精神保健活動の推進	①精神保健相談の推進★ ②精神保健活動の普及・啓発
4-1-3 医療給付費の充実	①在宅重度心身障害者医療費助成事業の充実(別掲6-2-1④) ②自立支援医療費の給付

★重点的に取り組む事業

施策4-1-1 生涯にわたる健康づくりの支援

住民が生涯の各ライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、乳幼児期から就学期にいたる子どもの健康の保持増進を図るための各種健診事業を充実するとともに、成人期から高齢期にいたるまでの各種保健事業等の充実に取り組みます。

また、これら事業の実施に際しては、障がいの特性に配慮するなど、住民一人ひとりに応じて受けやすい事業をめざします。

事業の概要と方針

①乳幼児健康診査の実施（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）（別掲4-2-1①）

②母子保健事業としての訪問指導・育児相談の充実（別掲4-2-1②）

③特定健康診査（特定健診）・健康診査・各種検診の実施

対象	住民	担当課	健康介護課、住民課
事業概要	各種検診等の実施において、障がい者をはじめ住民の利便性に配慮した実施体制の構築や、実施方法、実施時期等の検討を行い、受診率の向上を図る。	今後の方針	継続
現況	集団（胃・肺・子宮・乳）と個別（大腸・子宮・乳）でがん検診を実施 令和4年度特定健診受診率47.0%（令和5年9月末現在） 集団健診（予約含む）において、障がいがある方に対し、個別対応		

④健康手帳の交付

対象	住民（40歳以上）	担当課	健康介護課
事業概要	自らの健康管理と適切な医療につながるよう、健康診査の結果やその他検診結果等、自らの健康管理のために必要な事項を記録する健康手帳を交付し、その活用を促進する。 健康手帳がダウンロードできるようになったことからダウンロード先の周知活動の強化も図る。	今後の方針	縮小 （冊子は在庫がなくなり次第交付終了）
現況	令和4年度交付数5冊		

⑤健康相談・栄養相談・訪問指導の実施

対象	住民	担当課	健康介護課
事業概要	個々の状態に対応した健康相談・栄養相談・訪問指導を実施する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度件数 健康相談792件 栄養相談 60件		

施策4-1-2 精神保健活動の推進

心の健康を保持・増進するための施策を実施し、精神保健相談等相談体制の充実を図るとともに、あらゆる機会を捉えて精神保健福祉や精神障がいに対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進します。

また、ゲートキーパーの養成を推進するなど、支えあえる地域づくりを進めます。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

事業の概要と方針

①精神保健相談の推進★

対象	障がい者、住民	担当課	健康介護課、福祉課
事業概要	保健所、相談支援事業者等の関係機関との連携の上、精神保健相談・受診前相談の充実を図り、精神保健相談を推進する。	今後の方針	継続
現況	精神ケース検討会議を年6回実施。 幸手保健所管内市町精神保健福祉担当者連絡会議へ参加。		

★重点的に取り組む事業

②精神保健活動の普及・啓発

対象	障がい者、住民	担当課	健康介護課、福祉課
事業概要	心の健康づくりのための健康教育、健康相談を実施する。 また、精神保健が正しく認識されるよう、広く住民各層に対する普及・啓発活動を推進する。	今後の方針	継続
現況	ゲートキーパー養成講座2回 こころの健康講座1回実施。		

施策4-1-3 医療給付費の充実

自立支援医療の普及啓発と利用促進を図るとともに、重度の障がいがある人を対象とした重度心身障害者医療費の助成を実施します。

事業の概要と方針

①在宅重度心身障害者医療費助成事業の充実（別掲6-2-1④）

②自立支援医療費の給付

対象	住民	担当課	福祉課
事業概要	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療費の助成制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）が一本化された自立支援医療として、指定の医療機関で医療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担分の一部を助成する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用者数 更生医療 55人 育成医療 9人		

4-2 療育体制を確立する

住民、地域団体等に期待する取り組み

療育体制を確立するために…

- ・乳幼児期からの各種健診事業などとおして、障がいの早期発見に努めるとともに、発達段階に応じた適切な療育が受けられるよう、積極的に相談機会を活用します。このため、すべての乳幼児に受診を促進します。

事業の体系

施策	事業・方策等
4-2-1 障がいの早期発見	①乳幼児健康診査の実施(4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児) ②母子保健事業としての訪問指導・育児相談の充実
4-2-2 地域療育体制の充実	①母と子の幼児学級の実施 ②ことばの相談の実施 ③心理相談の実施 ④保護者の情報・交流支援 ⑤保健・医療・療育機関との連携 ⑥児童発達支援(障害児通所支援等)(再掲3-1-2⑨) ⑦居宅訪問型児童発達支援(障害児通所支援等)(再掲3-1-1⑥) ⑧放課後等デイサービス(障害児通所支援等)(再掲3-1-2⑩) ⑨保育所等訪問支援(障害児通所支援等)(再掲3-1-2⑪) ⑩地域の中核機能を有する児童発達支援センターの整備★

★重点的に取り組む事業

施策4-2-1 障がいの早期発見

4か月、10か月、1歳6か月、3歳の乳幼児健診や新生児訪問、育児相談、育児学級等を通じて、障がいの多様化に応じた、障がいの早期発見、障がい児の把握に努めます。学齢期においても、適切な治療や療育につなげることができるよう、各種健診事業の充実や関係機関との連携による早期発見の体制づくりを進めます。

事業の概要と方針

①乳幼児健康診査の実施（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）

対象	乳幼児、保護者	担当課	健康介護課
事業概要	各種の乳幼児健康診査を実施し、乳幼児期における健康の保持・増進を図る。また、疾病や障がいの早期発見により、適切な指導や早期治療・早期療育につなげる。	今後の方針	継続
現況	各乳幼児健康診査を毎月実施し、乳幼児の発育発達の確認や育児支援を実施		

②母子保健事業としての訪問指導・育児相談の充実★

対象	乳幼児、保護者	担当課	健康介護課
事業概要	妊娠・出産・育児にわたる相談機会を充実し、乳幼児や保護者(母体)の健康の保持・増進を支援するとともに、育児不安の解消を図る。	今後の方針	継続
現況	健康相談、訪問支援、随時面接、電話相談を実施		

★重点的に取り組む事業

施策4-2-2 地域療育体制の充実

妊娠期や乳幼児期からの各種健診事業や家庭訪問、健康教育・相談事業等を通じて発達や育ちの遅れがある子どもを早期に発見し、支援が必要な子どもに対して、地域で適切な療育が行えるよう、継続的な支援体制を確立します。

また、障がいの特性に応じた障がい児の保護者への相談体制の充実や仲間づくりの支援、障がい児通所支援の提供等に取り組みます。

事業の概要と方針

①母と子の幼児学級の実施

対象	乳幼児、保護者	担当課	健康介護課
事業概要	ことばや発達の遅れ等がある幼児や子どもとの接し方に悩みをもつ保護者に対して保健師をはじめ保育士、言語聴覚士、臨床心理士が遊びを通じて指導する「母と子の幼児学級」を実施する。	今後の方針	継続
現況	毎月1回実施		

②ことばの相談の実施

対象	乳幼児、保護者	担当課	健康介護課
事業概要	言語機能に問題がある乳幼児に対しては、言語聴覚士による相談を実施する。	今後の方針	継続
現況	58回実施。(延べ196人)		

③心理相談の実施

対象	乳幼児、保護者	担当課	健康介護課
事業概要	発達の遅れがみられる乳幼児や障がいのある乳幼児をかかえる保護者、あるいは子どもへの接し方に悩みをもつ保護者を対象に、臨床心理士による相談を実施する。	今後の方針	継続
現況	74回実施。(延べ104人)		

④保護者の情報・交流支援

対象	障がい児、保護者	担当課	健康介護課
事業概要	障がい児をかかえる保護者の悩みや不安等を解消するため、情報交換や交流が図れる場を提供する。	今後の方針	継続
現況	就学に向けての保護者交流会を1回実施(13人参加)		

⑤保健・医療・療育機関との連携

対象	障がい児	担当課	健康介護課、 教育推進課、福祉課 子育て支援課
事業概要	乳幼児や就学期の子どもの健康増進と障がいの発見、早期治療・早期療育のため、保健・医療・療育の関係機関の連携を強化し、定期的な情報交換や協議を行う等、総合的な支援体制を確立する。	今後の 方針	継続
現況	・就学支援委員会 3回/年 ・ケース対応会議 6回 ・随時、他機関等とケース連絡実施		

⑥児童発達支援（障害児通所支援等）（再掲3-1-2⑨）

⑦居宅訪問型児童発達支援（障害児通所支援等）（再掲3-1-1⑥）

⑧放課後等デイサービス（障害児通所支援等）（再掲3-1-2⑩）

⑨保育所等訪問支援（障害児通所支援等）（再掲3-1-2⑪）

⑩地域の中核機能を有する児童発達支援センターの整備★

対象	障がい児	担当課	福祉課
事業概要	埼玉北地区地域自立支援協議会圏域に中核的な機能を有する児童発達支援センターを整備する。	今後の 方針	新規 ・地域の中核的機能を有する児童発達支援センター整備について検討
現況	未整備		

★重点的に取り組む事業

(5) 教育（保育）・生涯学習

この施策でめざす将来のイメージ

- ①障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域の中で“ともに育ちともに学び”、地域につながりを広げています。
- ②誰もが生涯学習活動、スポーツ・レクリエーションなどに気軽に参加できるサービスが充実しています。

「教育（保育）・生涯学習」施策の体系

施策の柱	政策	施策
5 教育（保育）・生涯学習	5-1 とともに育ちともに学ぶ機会を充実する	5-1-1 就学前児童の育成支援 5-1-2 一人ひとりに応じた就学指導・相談体制の整備 5-1-3 障がいに応じた就学支援体制とともに学ぶ環境の充実 5-1-4 発達障がい児支援の充実
	5-2 生涯を通じた学習等の活動を支援する	5-2-1 人材バンクの活用 5-2-2 生涯学習・スポーツ活動の促進

5-1 ともに育ちともに学ぶ機会を充実する

住民、地域団体等に期待する取り組み

ともに育ちともに学ぶ機会を共有するために…

- ・障がいのあるなしにかかわらず、次代を担う子どもたちが地域の中でともに育ち、ともに学び、お互いの理解を深めます。
- ・専門家による相談や、就学支援の場を活用しながら、最も望ましい就学の機会が得られるよう努めます。
- ・発達障がいにかかる正しい理解を深め、必要な相談や支援をとおして、一人ひとりに応じた教育環境を確保します。

事業の体系

施策	事業・方策等
5-1-1 就学前児童の育成支援	①保健・医療・療育機関との連携(再掲4-2-2⑤) ②障がい児保育を進めるための環境の整備 ③通園による療育事業の実施 ④保育所等への巡回相談(地域生活支援事業)★ ⑤障がい児の幼稚園への通園及び自立支援 ⑥一時保育と子育て支援センターの充実 ⑦生活サポート事業(再掲3-1-3⑧)
5-1-2 一人ひとりに応じた就学指導・相談体制の整備	①幼少連絡協議会の実施 ②就学前相談の充実 ③就学支援委員会の運営(多様な教育機会の選択)
5-1-3 障がいに応じた就学支援体制とともに学ぶ環境の充実	①特別支援教育の推進 ②特別支援教育サポーターの配置 ③専門家による巡回相談の充実 ④通級指導の実施 ⑤支援籍による共同学習等の実施 ⑥交流教育の推進★ ⑦進路指導の実施 ⑧学童保育(児童クラブ)の充実 ⑨教職員研修の実施 ⑩学校施設の改善
5-1-4 発達障がい児支援の充実	①発達障がいに関する理解促進 ②発達障がい児等の教育支援体制の充実★

★重点的に取り組む事業

施策5-1-1 就学前児童の育成支援

就学前の障がい児が、発達段階に応じて必要な知識や技能を身につけられるよう、継続的な支援体制を充実するとともに、町立施設をはじめとして保育園・幼稚園における受入体制の整備充実に努めます。また、地域の中で、より多くのかかわりを持ち、お互いに理解し、協力し合える環境づくりを進めます。

事業の概要と方針

①保健・医療・療育機関との連携（再掲4-2-2⑤）

②障がい児保育を進めるための環境の整備

対象	障がい児	担当課	子育て支援課
事業概要	保育園において、集団保育が可能な障がい児の受け入れを進め、その発達状況や個性をふまえながら集団の中での成長を支援する。 また、障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、楽しく集団生活できるよう、保育環境を整備・充実する。	今後の方針	継続
現況	みやしろ保育園 1人受入、国納保育園 1人受入、 私立保育園 11人受入		

③通園による療育事業の実施

対象	障がい児	担当課	子育て支援課
事業概要	障がい児が、発達段階に応じて必要な知識や技能を身につけられるよう、通園により、基本的動作の指導・訓練及び給食保健衛生並びに集団生活への適応訓練等の療育を実施し、健やかな発育を支援する。	今後の方針	継続
現況	・障がい児デイサービス事業 ・のびのびルーム 5人		

④保育所等への巡回相談（地域生活支援事業）★

対象	保育所、幼稚園	担当課	福祉課
事業概要	集団生活が可能な障がい児の受け入れを行っている保育園等に対し、より専門的な支援を行える職員が訪問し、障がい児の適切な発育を支援する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 保育所等への巡回 対象児童 25人 (委託により実施)		

★重点的に取り組む事業

⑤障がい児の幼稚園への通園及び自立支援

対象	障がい児	担当課	子育て支援課
事業概要	保護者の負担軽減を図り、幼児教育の振興に資するため、心身障がい児就園人数と補助単価に基づき、予算の範囲内において助成金を交付する。	今後の方針	継続
現況	助成者数 令和4年度 5人		

⑥一時保育と子育て支援センターの充実

対象	児童、保護者	担当課	子育て支援課
事業概要	児童の保護者が、家族の看病や冠婚葬祭等のために一時的に保育ができない場合に対応できるよう、一時保育事業の充実を図る。 また、子育てに関する悩みの相談に応じるとともに、親子で気軽に遊ぶ場を提供する子育て支援センターを充実する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 ・一時保育実施数 2か所 ・子育て支援センター 3か所 コロナ禍の影響が緩和され、利用者数は増加傾向		

⑦生活サポート事業（再掲3-1-3⑧）

施策5-1-2 一人ひとりに応じた就学指導・相談体制の整備

障がい児が地域とかかわりあいながら、社会性を身につけ、人間関係の拡がりを持つよう、また、障がいのあるなしにかかわらず子どもたちが互いに成長していけるよう、“ともに学ぶ”を基本に、障がい児本人や保護者の意向を尊重しながら、一人ひとりに応じた適切かつ多様な学習機会の確保に努めます。

事業の概要と方針

①幼少連絡協議会の実施

対象	障がい児	担当課	教育推進課
事業概要	就学前の障がい児に対し、その状況に応じた適切な支援を継続的に行えるよう、就学直前に学校と保育園・幼稚園の担任等の関係者による情報交換等を行い、相互理解を図る。	今後の方針	継続
現況	各小学校において、保幼小連絡会を実施		

②就学前相談の充実

対象	障がい児、保護者	担当課	教育推進課
事業概要	障がい児の保護者と学校等の関係者が就学に向けた話し合いの場をもち、障がい児にとって最も望ましい就学のあり方について保護者が判断できるよう、相談支援を行う。	今後の方針	継続
現況	年間を通して、就学相談を実施 全小学校で就学時健康診断(健康診断や発達検査等)を実施		

③就学支援委員会の運営(多様な教育機会の選択)

対象	小・中学生、保護者	担当課	教育推進課
事業概要	就学予定者も含めLD(学習障がい)やADHD(注意欠陥/多動性障がい)等、教育上特別な支援を必要とする児童生徒の最適な教育的支援のあり方について、保護者等が判断できるよう、教育・医療・福祉等専門的分野からの助言を行う。 また、障がい児一人ひとりへの支援を具体化する「個別支援計画」の作成に関する助言指導等を行う。	今後の方針	継続
現況	年間3回就学支援委員会を実施		

施策5-1-3 障がいに応じた就学支援体制とともに学ぶ環境の充実

障がいに応じて適切な学習支援を受け、持てる能力や可能性を最大限伸ばすことができるよう、障がいのある児童生徒・保護者の意向や状況を尊重しながら、関係機関の連携による多様な教育機会の確保に努めます。

また、教育施設のバリアフリー化など施設面の改善、整備を進めます。さらに、障がい児の放課後における居場所を確保し、保護者の負担の軽減も図ります。

事業の概要と方針
①特別支援教育の推進

対象	障がい児	担当課	教育推進課
事業概要	障がい児の一人ひとりの教育的ニーズに応じて、そのもてる力を高めることができるよう、町内の小中学校の「特別支援学級」の適正な配置を進める。 また、特別支援学級や通常学級に在籍する障がい児童生徒に対し、一人ひとりに応じた「個別支援計画」を作成し、特別支援学校との連携を図りながら適切な指導・支援を行う。	今後の方針	継続
現況	個別の支援計画・指導計画を作成し、一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を実施		

②特別支援教育サポーターの配置

対象	障がい児	担当課	教育推進課
事業概要	小学校において、障がい児への生活、学習活動のサポート等を行う特別支援教育支援員や介助員を配置する。	今後の方針	継続
現況	個別の支援計画・指導計画を作成(一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援)		

③専門家による巡回相談の充実

対象	障がい児	担当課	教育推進課
事業概要	障がい児に対する適切な指導・支援を行うため、特別支援学校のコーディネーター等によるサポートチームが各学校を訪問し、実態の把握や担当教職員への指導・助言等を行う。	今後の方針	継続
現況	サポートチーム学校訪問 年2回		

④通級指導の実施

対象	障がい児	担当課	教育推進課
事業概要	通常の学級に在籍する児童生徒に対し、通級指導教室を活用して、障がいの状態に応じた特別な指導を行う。	今後の方針	継続
現況	通級指導教室(ことばの教室)において、支援計画を作成し、指導を実施		

⑤支援籍による共同学習等の実施

対象	児童・生徒	担当課	教育推進課
事業概要	特別支援学校に在籍する児童生徒が、住所を有する通学区域の小中学校に支援籍を置き、同じクラスメイトとして、ともに行事・授業を受けることにより、相互理解を深める機会を提供する。	今後の方針	継続
現況	オンラインで交流するなど、交流内容を工夫し、感染症対策を講じながら実施		

⑥交流教育の推進★

対象	児童・生徒	担当課	教育推進課
事業概要	障がいのあるなしにかかわらず互いを認めあい、理解を深め、支えあえるインクルーシブ教育を推進するため、特別支援学校と町内の小中学校において行事や交流事業を実施する。	今後の方針	継続
現況	オンラインで交流するなど、交流内容を工夫し、感染症対策を講じながら実施		

★重点的に取り組む事業

⑦進路指導の実施

対象	障がい児・保護者	担当課	教育推進課
事業概要	高等教育機関、特別支援学校、障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携のもとに、障がい児の発達状況や家族等の意向をふまえた適切な進路指導を行う。	今後の方針	継続
現況	高等教育機関や特別支援学校等、関係機関から得た情報を学校に情報提供		

⑧学童保育（児童クラブ）の充実

対象	障がい児、保護者	担当課	子育て支援課
事業概要	集団保育が可能な場合で、放課後保育を必要とする障がい児を受け入れる学童保育を充実し、障がい児の放課後の居場所づくりを進めるとともに、障がい児をもつ保護者等の社会参加を支援する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用者 13人		

⑨教職員研修の実施

対象	教職員	担当課	教育推進課
事業概要	障がいに対する深い理解と認識をもち、一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じたきめ細かな指導を実施するため、教職員に対する研修を行う。	今後の方針	継続
現況	感染症対策のため、オンラインで実施		

⑩学校施設の改善

対象	障がい児	担当課	教育推進課
事業概要	小中学校施設のバリアフリー化について、引き続き整備を促進する。	今後の方針	継続
現況	実施なし		

施策5-1-4 発達障がい児支援の充実

LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥／多動性障がい）等全般的な知的発達に遅れはないものの、特定の分野で困難のある児童生徒に対し、発達障害者支援センター等の関係機関と連携、調整を図りながら、適切な支援を実施します。

事業の概要と方針

①発達障がいに関する理解促進

対象	住民	担当課	福祉課、健康介護課 教育推進課
事業概要	広く住民に対し、発達障がいに関する正しい知識と理解を深めるため、広報紙や町のホームページの活用、パンフレット等による周知を行うとともに、学校教育や生涯学習、保健事業等関連事業との連携を図り、多くの機会を捉えながら理解促進を図る。	今後の方針	継続
現況	ことばの相談や個別相談などで、適宜関係機関との連携や、発達障がいへの理解を深める支援を行った。		

②発達障がい児等の教育支援体制の充実★

対象	障がい児、保護者	担当課	教育推進課
事業概要	発達障がい児童生徒に対し、特別支援学校のコーディネーター等で構成されたサポートチームによる指導助言体制の充実や、各小中学校への発達障害者等特別支援教育指導者の配置等、教育支援体制を推進する。	今後の方針	継続
現況	感染症対策を講じながら、計画通りに実施		

★重点的に取り組む事業

5-2 生涯を通じた学習等の活動を支援する

住民、地域団体等に期待する取り組み

生涯を通じた学習等の活動のために…

- ・生涯を通じて自己を高め、世代や性別を超えた地域との交流を深めるため、さまざまな生涯学習機会を積極的に利用します。

事業の体系

施策	事業・方策等
5-2-1 人材バンクの活用	①スポーツ指導者の確保
5-2-2 生涯学習・スポーツ活動の促進	①自主サークルの支援 ②出前講座「まちしるべ」の実施(再掲1-1-2①) ③図書館サービスの提供 ④地域活動等への参加支援(再掲1-2-2①) ⑤障がい者団体・家族会の活動支援(再掲1-2-2②) ⑥社会参加促進事業(芸術文化活動振興)(地域生活支援事業)(再掲3-1-5③) ⑦社会参加促進事業(奉仕員養成研修事業)(地域生活支援事業)(再掲3-1-5⑤) ⑧社会参加促進事業(レクリエーション活動等支援)(地域生活支援事業)(再掲3-1-5②)

施策5-2-1 人材バンクの活用

障がい者スポーツの参加意向に対応するため、町の人材バンクなどを活用し、スポーツ指導者を確保するとともに、活用を進めます。

事業の概要と方針

①スポーツ指導者の確保

対象	住民、障がい者	担当課	福祉課
事業概要	さまざまな種目のスポーツ指導者を確保し、障がい者のスポーツに対する参加意欲を高める。	今後の方針	継続
現況	埼玉県スポーツリーダーバンク制度の活用		

施策5-2-2 生涯学習・スポーツ活動の促進

自分の学びたいことを見つけるきっかけとして、出前講座や自主グループの育成を支援します。自主的に学習や文化活動を続けていくことができるよう、図書館サービス等、施設の充実を図ります。また、障がいのあるなしにかかわらずスポーツやレクリエーションをとおしてふれあいや交流を図り、障がいや障がい者への理解を深められる取組を推進します。

事業の概要と方針

①自主サークルの支援

対象	住民、障がい者	担当課	各担当課
事業概要	自主的に文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行うグループ等を支援する。また、障がい者の多様なニーズの把握に努めるとともに、ボランティア等の支援により、障がい者が参加しやすい環境づくりを進める。	今後の方針	継続
現況	自主サークルの相談に応じ、各活動に応じた人材、施設や各種制度の紹介を実施		

②出前講座「まちしるベエ」の実施（再掲1-1-2①）

③図書館サービスの提供

対象	住民、障がい者	担当課	教育推進課
事業概要	住民の文化・教養・調査・研究・レクリエーション等活動に資するため、図書館サービスを提供する。また、視覚等の障がいに対応する図書館サービスを引き続き提供する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 貸出者数 75,679人 貸出冊数 266,832冊 ①視覚障がい者用音声読み上げ機能付きPCの設置 ②対面朗読の実施 ③「やさしい利用案内」の作成 ④リーディングトラッカーの導入 ⑤リーディングルーペの導入		

④地域活動等への参加支援（再掲1-2-2①）

⑤障がい者団体・家族会の活動支援（再掲1-2-2②）

⑥社会参加促進事業（芸術文化活動振興）（地域生活支援事業）（再掲3-1-5③）

⑦社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）（地域生活支援事業）（再掲3-1-5⑤）

⑧社会参加促進事業（レクリエーション活動等支援）（地域生活支援事業）（再掲3-1-5②）

(6) 生活基盤

この施策でめざす将来のイメージ

- ①就労の機会が増大され、それぞれの特性や能力に応じた働き方が地域に広がっています。
- ②「はたらく」を続けるための生活支援が整備されています。
- ③生活の安定に資する経済的支援に取り組んでいます。

「生活基盤」施策の体系

施策の柱	政策	施策
6 生活基盤	6-1 「はたらく」をひろげる	6-1-1 「はたらく」を支援する 6-1-2 「はたらく」場を創出する 6-1-3 「はたらく」を続ける
	6-2 生活の安定を支援する	6-2-1 適正な経済的支援

6-1 「はたらく」をひろげる

住民、地域団体等に期待する取り組み

「はたらく」を実現するために…

- ・自分なりの働き方で地域とかかわり、地域に貢献するとともに、他者の自分らしい働き方を尊重します。
- ・障がいがある人の就労支援のための制度を理解し、障がいのある人への就労機会の提供や就労環境の充実に努めます。
- ・障がいのある人とともに働き、障がいのある人の「はたらく」を応援します。

事業の体系

施策	事業・方策等
6-1-1 「はたらく」を支援する	①就労支援センター等の充実 ②就労訓練の場の提供 ③障害者職業センター等での訓練の促進 ④福祉の店の支援 ⑤就職支度金支給事業(地域生活支援事業) ⑥知的障害者職親委託事業(地域生活支援事業) ⑦就労移行支援(障害福祉サービス)(再掲3-1-2⑤) ⑧就労継続支援(A型・B型)(障害福祉サービス)(再掲3-1-2⑥) ⑨就労定着支援(障害福祉サービス)(再掲3-1-2⑦)
6-1-2 「はたらく」場を創出する	①障がい者の雇用の場の創出 ②福祉施設等の受注機会の拡大 ③新しい村を活用した雇用促進 ④障がい者雇用の普及・啓発
6-1-3 「はたらく」を続ける	①相談支援事業(地域生活支援事業)(再掲2-1-2②) ②就労支援センター等の充実(再掲6-1-1①) ③障害者職業センター等での訓練の促進 ④就労定着支援(障害福祉サービス)(再掲3-1-2⑦)

施策6-1-1 「はたらく」を支援する

就労の選択支援をはじめとした就労につなげる支援の充実はもとより、就労の定着・継続にも重点を置くなど、支援のしくみづくりを進めます。

事業の概要と方針

①就労支援センター等の充実

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、さまざまなニーズに応えた、就労と生活の支援の充実を図る。	今後の方針	継続
現況	市町間の協定により久喜市就労支援センターにて就労支援を実施		

②就労訓練の場の提供

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	就労移行支援後、就労継続支援事業所等と連携を図り、就労訓練の場を整備する等、就労前の訓練の充実を図る。	今後の方針	継続
現況	役場庁舎で訓練を実施		

③障害者職業センター等での訓練の促進

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者の就労の促進に向け、技能の習得を図ることを目的に障害者職業センター等での訓練について周知する。	今後の方針	継続
現況	適宜実施		

④福祉の店の支援

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	福祉作業所の就労訓練の場として、また、在宅の障がい者の社会参加や地域コミュニティへの参加機会の場となっている福祉の店の支援を行う。	今後の方針	継続
現況	庁舎、進修館等に福祉の店を開設		

⑤就職支度金支給事業（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	就労移行支援事業等の訓練を終了し、就職等により自立する者に、就職支度金を給付し、社会参加を促進する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用者数 0人		

⑥知的障害者職親委託事業（地域生活支援事業）

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	知的障がい者に生活指導・技能習得訓練を行い、就職に必要な基礎とともに雇用の促進と職場への定着率を高める。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用者数 1人		

⑦就労移行支援（障害福祉サービス）（再掲3-1-2⑤）

⑧就労継続支援（A型・B型）（障害福祉サービス）（再掲3-1-2⑥）

⑨就労定着支援（障害福祉サービス）（再掲3-1-2⑦）

施策6-1-2 「はたらく」場を創出する

働き方は個人の障がいの状況によって多様であることから、障がいの特性や本人の希望に応じたさまざまな働き方を尊重していく必要があります。

このため、関係機関との連携を強化し、障がいのある人が長く地域で働いていけるように、職場の理解を促し、意識を高めるほか、障がい者雇用に積極的な企業誘致など、障がい者の受入体制の確保・整備を進めます。

事業の概要と方針

①障がい者の雇用の場の創出★

対象	障がい者	担当課	福祉課、総務課
事業概要	町と商工会、特別支援学校、ハローワーク、そして福祉関係機関等との連携を強化し、障がい者の雇用の場を拡大していく。	今後の方針	継続
現況	職員採用試験において障がい者の募集を実施		

★重点的に取り組む事業

②福祉施設等の受注機会の拡大

対象	事業所等	担当課	福祉課、各担当課
事業概要	福祉施設等の受注を拡大し、障がい者の仕事を確保することにより、職業的自立を進める。	今後の方針	継続
現況	障害福祉サービス事業所へ郷土資料館、保健センターの清掃業務を発注等随時実施		

③新しい村を活用した雇用促進

対象	障がい者	担当課	産業観光課
事業概要	「新しい村」での物品の販売、イベントへの出店など、障がい者の就労機会の提供を行う。	今後の方針	継続
現況	クラフト品の販売		

④障がい者雇用の普及・啓発

対象	事業所等	担当課	福祉課、産業観光課
事業概要	事業者等に対し、障がい者雇用にかかる各種制度の周知とともに、多様な勤務形態の推進を働きかけ、障がい者雇用の理解を広げていく。	今後の方針	継続
現況	制度案内の啓発文書の配布		

施策6-1-3 「はたらく」を続ける

「はたらく」支援や「はたらく」場の創出とともに、「はたらく」ことを続けていくためには、相談窓口の充実や職場の意識の醸成、支援者の確保などの環境整備が必要であり、関係各所との連携体制を構築することにより、障がいのある人が長く働けるよう支援します。

事業の概要と方針

①相談支援事業（地域生活支援事業）（再掲2-1-2②）

②就労支援センター等の充実（再掲6-1-1①）

③障害者就業・生活支援センターの利用促進

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	障がい者の就労の促進に向け、技能の習得を図ることを目的に障害者職業センター等での訓練について周知する。	今後の方針	継続
現況	適宜実施		

④就労定着支援（障害福祉サービス）（再掲3-1-2⑦）

6-2 生活の安定を支援する

住民、地域団体等に期待する取り組み

生活の安定を図るために…

- ・経済的な不安の解消や負担軽減のため、各種の手当や助成事業、貸付制度について町に相談し、利用条件に応じた活用を図ります。
- ・民生委員・児童委員や社会福祉協議会等が、障がい者の相談に応じ、町とつなぐ役割を果たします。

事業の体系

施策	事業・方策等
6-2-1 適正な経済的支援	①各種貸付・割引制度の周知 ②特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の事務 ③在宅重度心身障害者手当の支給 ④在宅重度心身障害者医療費助成事業の充実 ⑤自立支援医療の給付(再掲4-1-3②) ⑥障害年金の周知

施策6-2-1 適正な経済的支援

介護、治療等に伴う経済的負担を軽減するため、各種手当給付等について周知を図るとともに、各種制度の充実を図ります。

事業の概要と方針

①各種貸付・割引制度の周知

対象	住民、障がい者、その家族	担当課	福祉課
事業概要	障がい者やその家族の経済的負担を軽減するため、広報紙等を通じて各種貸付・割引制度の周知を図る。	今後の 方針	継続
現況	適宜実施		

②特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当の事務

対象	障がい者、障がい児	担当課	福祉課 子育て支援課
事業概要	重度の障がい者や障がい児またはその養育者に対する各手当の受給事務を行う。	今後の 方針	継続
現況	適宜実施		

③在宅重度心身障害者手当の支給

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	在宅の重度の障がい者に対し、在宅重度心身障害者手当を支給する。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 延べ6,035人		

④在宅重度心身障害者医療費助成事業の充実

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	重度の心身障がい児者が負傷疾病等により医療給付を受けた場合、保険診療の自己負担分を助成する。	今後の 方針	継続
現況	令和4年度 延べ15,598人		

⑤自立支援医療の給付（再掲4-1-3②）

⑥障害年金の周知

対象	障がい者	担当課	福祉課
事業概要	制度を周知し、経済的負担の軽減を図る。	今後の 方針	継続
現況	適宜実施		

(7) 生活環境

この施策でめざす将来のイメージ

- ①人にやさしい生活環境、都市基盤が整備されるなど福祉のまちづくりが進められ、障がい者の社会参加が容易になっています。
- ②誰にとっても、安全で安心して暮らせるまちとなっています。

「生活環境」施策の体系

施策の柱	政策	施策
7 生活環境	7-1-1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり	7-1-1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり 7-1-2 移動しやすい公共交通手段の整備促進 7-1-3 減災と災害被害を予防できる環境づくり

7-1 誰もが安心して暮らせるまちをめざす

住民、地域団体等に期待する取り組み

誰もが安全で安心して暮らすために…

- ・障がいのある人をはじめ、すべての住民にとっても安全・快適な地域となるよう、福祉のまちづくりへの理解を深め、自らができることの実践に心がけます。
- ・住み慣れた地域が、誰にとっても安心した生活の場となるよう、地域の自主的な防犯・防災活動などに積極的に取り組みます。また、災害時の助けあいに努めます。

事業の体系

施策	事業・方策等
7-1-1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり	①福祉のまちづくりの推進 ②公共施設等の改善 ③学校施設の改善(再掲5-1-3⑩)
7-1-2 移動しやすい公共交通手段の整備促進	①町内循環バスの利用促進 ②鉄道・バスの施設改善要請
7-1-3 減災と災害被害を予防できる環境づくり	①自主防災組織の支援 ②防災訓練の充実 ③避難行動要支援者支援体制の整備★ ④災害・防災時の情報提供の促進 ⑤防犯体制の整備 ⑥交通安全教育の実施 ⑦交通安全施設の充実 ⑧消費者保護の充実

★重点的に取り組む事業

施策7-1-1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくり

公共施設や公園・緑地・道路等の改善・整備にあたっては、障がいのある人等へ配慮した整備を実施するとともに、ユニバーサルデザインに基づく改善・整備を行い、利用しやすい施設づくりを進めます。また、思いやり駐車場の確保と利用促進に努めます。

事業の概要と方針

①福祉のまちづくりの推進

対象	住民	担当課	各施設担当課
事業概要	歩道の確保や段差の解消、公共施設のバリアフリー化等、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、誰もが使いやすく整備されたまちづくりを進める。また、福祉のまちづくりについて周知を図る。	今後の方針	継続
現況	多目的トイレ等の利用 歩道の新たな設置、段差の解消の実施		

②公共施設等の改善

対象	住民	担当課	各施設担当課
事業概要	公共施設や公園・緑地・道路等の改善にあたっては、誰でも使いやすい施設となるよう、ユニバーサルデザインを取り入れ整備する。	今後の方針	継続
現況	多目的トイレ等の利用 歩道の新たな設置、段差の解消の実施		

③学校施設の改善（再掲5-1-3⑩）

施策7-1-2 移動しやすい公共交通手段の整備促進

鉄道・バスの施設においては、ユニバーサルデザインに基づく改善が図られるよう引き続き要請し、誰にとっても利用しやすい環境づくりを進めるとともに、輸送力増強に向けた要請活動を推進します。

町内循環バスについては、身近な交通手段として障がい者ニーズに沿った利便性の向上に努めます。

事業の概要と方針

①町内循環バスの利用促進

対象	障がい者、住民	担当課	企画財政課
事業概要	障がい者等の外出、社会参加を支援するため、公共交通サービスである町内循環バスの利便性の向上に努め、その利用を促進する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 利用者数 63,248人		

②鉄道・バスの施設改善要請

対象	住民	担当課	企画財政課
事業概要	鉄道等の公共交通機関が誰にとっても安全で利用しやすいものとなるよう、施設の改善を働きかける。	今後の方針	継続
現況	東武鉄道(株)等関係機関に対して鉄道施設の整備促進や輸送力増強等に関する要望・陳情活動を実施		

施策7-1-3 減災と災害被害を予防できる環境づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における自主防災組織及び自主防犯組織の活動等を支援します。

防災訓練などに障がい者や障がい児が積極的に参加し、普段から災害時の避難方法を地域住民や支援者と共に相互理解し、地域住民と助け合える関係性を構築できるよう、地域防災活動を支援します。

事業の概要と方針

①自主防災組織の支援

対象	住民	担当課	町民生活課
事業概要	災害による被害を最小限にし、また、災害時に障がい者等の安全を確保できるよう、自主防災組織を育成・支援する。	今後の方針	継続
現況	令和4年5月末 自主防災組織率100% 補助金等支援 22団体		

②防災訓練の充実

対象	住民、障がい者	担当課	町民生活課
事業概要	災害弱者である障がい者等の安全の確保と、適切かつ迅速な救出・援護が図れるよう、防災訓練の充実に努めるとともに、災害弱者の積極的な参加促進を図る。	今後の方針	継続
現況	令和4年度防災訓練実績 町主催1回 自主防災会 12回(19団体)		

③避難行動要支援者支援体制の整備★

対象	障がい者	担当課	健康介護課、福祉課 町民生活課
事業概要	障がい者等が災害時に適切かつ迅速に避難誘導され、必要な支援が受けられる体制を整備する。	今後の方針	継続
現況	・避難行動要支援者支援制度における情報提供同意者数 612人(うち身体障がい者226人) ・個別避難計画作成84人 (令和5年4月1日)		

★重点的に取り組む事業

④災害・防災時の情報提供の促進

対象	障がい者、住民	担当課	町民生活課
事業概要	災害時における避難場所の周知や防災情報メール、ファックス、データ放送等を活用した情報提供を図る。	今後の方針	継続
現況	令和3年度に(株)バカンと協定を締結し、詳細な避難所開設情報を令和4年度から提供		

⑤防犯体制の整備

対象	住民	担当課	町民生活課
事業概要	防犯計画に基づき、住民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めるとともに、関係機関との協力のもと地域住民と連携した防犯活動を実施する。また、防犯灯を整備する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 ・年1回防犯のまちづくり推進協議会の実施(書面) ・自主防犯組織数 9団体 ・防犯灯新設数 11か所		

⑥交通安全教育の実施

対象	住民	担当課	町民生活課
事業概要	交通安全に関する意識啓発等により、障がい者等を交通災害から未然に防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう環境づくりを推進する。	今後の方針	継続
現況	人通りのある商業施設にて啓発品を配布		

⑦交通安全施設の充実

対象	住民	担当課	町民生活課
事業概要	交通事故多発箇所を改善するとともに、ドライバーへの注意を喚起するため、道路反射鏡の設置や道路照明灯の修繕等交通事故を未然に防ぐ環境づくりを推進する。	今後の方針	継続
現況	令和4年度 道路反射鏡3箇所設置		

⑧消費者保護の充実

対象	住民	担当課	産業観光課
事業概要	悪徳商法や契約トラブル、架空請求等から消費者の利益を擁護し、被害からの救済、被害の未然防止を図るため、専門の消費生活相談員による相談窓口を開設するとともに、関係機関と連携し、各種情報の提供や講習会等を開催する。	今後の方針	継続
現況	宮代町で週2回、杉戸町で週3回の相互利用相談窓口を開設(宮代町窓口の相談件数119件)		

第3章 宮代町障がい福祉計画及び障がい児福祉計画

1. 目標値の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の考え方	・令和4年度末時点の施設入所者の令和8年度末までの地域生活への移行割合6%以上とする。
宮代町の考え方	・国や県の考え方をふまえ、令和4年度末時点での施設入所者数から令和8年度末までの地域生活への移行割合を7.7%（3人）とします。

項目	数値
令和4年度末の施設入所者数	39人
令和8年度目標値	地域生活移行者数 3人

②施設入所者の削減

国の考え方	・施設入所者削減割合 5%以上とする。
宮代町の考え方	・埼玉県では、強度行動障がいや重度の重複障がい等による地域生活が困難な方が多数入所待ちをしている状況であることから、障がい者施設入所者の削減数の数値目標は設定していません。従って、県同様の状況にある本町においても設定しません。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

国の考え方	・令和8年度における精神病床からの退院後1年以内における平均生活日数 325.3日以上とする。 ・入院後3か月時点の退院率 68.9%達成などを目標とする。
宮代町の考え方	・本目標については、県で設定し、本町では設定しません。

②精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率

国の考え方	・入院後3か月時点の退院率 68.9%達成などを目標とする。
宮代町の考え方	・本目標については、県で設定し、本町では設定しません。

数値目標			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	250人	250人	250人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	有 2回	有 2回	有 2回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援	6人	6人	6人
精神障がい者の共同生活援助	17人	17人	17人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	6人	6人	6人

(3) 地域生活支援の充実

①地域生活支援拠点等の確保・充実、運用状況の検証・検討の実施

国の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。 令和8年度末までに、運用状況の検証・検討実施回数 年1回以上とする。
宮代町の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、埼玉北地区地域自立支援協議会構成市町と連携し、地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制を構築します。 令和8年度末までに、埼玉北地区地域自立支援協議会構成市町と連携し、複数のコーディネーターを配置します。 令和8年度末までに、年2回の運用状況の検証・検討を行います。

数値目標			
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有		
運用状況の検証・検討実施回数	年2回		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置数	1箇所	1箇所	1箇所
地域生活支援拠点等のコーディネーター配置人数	1人	1人	2人
地域生活支援拠点等における機能の検証及び検討の実施回数	8回	8回	8回

②強度行動障がい有する者に対する支援体制の整備

国の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。
宮代町の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に向けた検討を行う。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の考え方	<p>令和3年度末を基準に令和8年度末の目標を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労移行増加割合 1.28倍以上 ・(就労移行支援事業) 一般就労移行増加割合 1.31倍以上 ・(就労継続支援A型) 一般就労移行増加割合 1.29倍以上 ・(就労継続支援B型) 一般就労移行増加割合 1.28倍以上 ・一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合(%) 5割以上 ・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合 2.5割以上 ・就労定着支援事業の利用者数の増加割合 1.41倍以上
宮代町の考え方	<p>・国の考え方を踏まえながら、これまでの実績を鑑み、就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者を11人と設定し、そのうち就労定着支援事業利用者数を6人とします。</p>

	【基準値】 令和3年末の実績	【目標値】
一般就労移行者数	8人	11人 (1.38倍)
就労移行支援における一般就労移行者数	8人	11人 (1.38倍)
就労継続支援A型における一般就労移行者数	0人	1人 (皆増)
就労継続支援B型における一般就労移行者数	0人	1人 (皆増)
就労移行支援事業所のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	全9事業所	5事業所 (55.6%)
就労定着支援事業所のうち就労定着率7割以上の事業所数	全9事業所	3事業所 (33.3%)
就労定着支援事業の利用者数	4人	6人 (1.5倍)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

国の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置することを基本とする。 ・令和8年度末まで、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を各市町村に構築する。
宮代町の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、埼葛北地区地域自立支援協議会圏域に地域の中核的な機能を有する児童発達支援センターを1か所設置します。 ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制として、近隣市に保育所等訪問支援事業所が設置されていることから、利用促進を図ります。

数値目標	
地域の中核的な機能を有する児童発達支援センターの設置	1か所
地域社会への参加・包摂を推進する体制の構築	有

②医療的ケア児への対応

国の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町村（圏域設置可）に1か所以上確保する。 ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村（圏域設置可）に1か所以上設置する。 ・令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場を各市町村（圏域設置可）に設置する。 ・令和8年度末までに、医療的ケア児に関するコーディネーターを各市町村（圏域設置可）に配置する。
宮代町の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・埼葛北地区地域自立支援協議会構成市町と連携し、令和8年度末までに、事業者と協力して、重症心身障がい児が利用可能な児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を1か所設置します。 ・埼葛北地区地域自立支援協議会構成市町と連携し、令和8年度末までに、保健、医療、障がい者福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。 ・埼葛北地区地域自立支援協議会構成市町と連携し、令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを4名以上配置します。

数値目標	
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場	有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。 令和8年度末までに、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する
宮代町の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 埼玉葛北地区地域自立支援協議会構成市町で設置した基幹相談支援センターを運営するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

数値目標	
令和8年度末まで、基幹相談支援センターの設置	設置
協議会における個別事例検討の実施体制の確保	有

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の考え方	・令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。
宮代町の考え方	・障害福祉サービス等の質を向上させるため、利用状況を把握・検証する体制を構築します。

数値目標			
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	有		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無	無	無	無
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	0回	0回	0回

2. 障害福祉サービス等の体系

障がい福祉サービス

サービス名	詳細サービス名
(1) 訪問系サービス	・ 居宅介護
	・ 重度訪問介護
	・ 同行援護
	・ 行動援護
	・ 重度障害者等包括支援
(2) 日中活動系サービス	・ 生活介護
	・ 自立訓練（機能訓練）
	・ 自立訓練（生活訓練）
	・ 就労選択支援【新設】
	・ 就労移行支援
	・ 就労継続支援A型
	・ 就労継続支援B型
	・ 就労定着支援
	・ 療養介護
・ 短期入所（福祉型・医療型）	
(3) 居住系サービス	・ 自立生活援助
	・ 共同生活援助
	・ 施設入所支援
(4) 地域相談	・ 計画相談支援
	・ 地域移行支援
	・ 地域定着支援

障害児福祉サービス

サービス名	詳細サービス名
(1) 障がい児通所支援	・ 児童発達支援
	・ 放課後等デイサービス
	・ 保育所等訪問支援
	・ 居宅訪問型児童発達支援
	・ 居宅訪問型児童発達支援
(2) 障がい児相談支援	・ 障害児相談支援
	・ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

3. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは第6期中の利用状況を踏まえ、第7期では、居宅介護は減少を、行動援護は増加を見込んでいます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	546	542	467	480	460	440
	実人/月	27	28	25	24	23	22
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	20
	実人/月	0	0	0	0	0	1
同行援護	時間/月	22	63	90	90	90	90
	実人/月	1	1	1	1	1	1
行動援護	時間/月	29	73	134	175	225	275
	実人/月	1	4	5	7	9	11
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	20
	実人/月	0	0	0	0	0	1
計	時間/月	597 (547)	678 (566)	691 (586)			
	実人/月	29 (27)	33 (28)	31 (29)			

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、第6期中にサービス量が減少しているものもありますが、第7期のサービス量は横ばいから微増傾向を見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,668 (1,476)	1,543 (1,497)	1,625 (1,517)	1,600	1,640	1,680
	人/月	74 (72)	75 (73)	78 (74)	80	82	84
	うち重度障がい者				77	79	81
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0 (21)	2 (21)	12 (21)	24	24	36
	人/月	0 (1)	1 (1)	1 (1)	2	2	3
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	131 (256)	79 (274)	141 (292)	200	220	260
	人/月	5 (14)	4 (15)	8 (16)	10	11	13
就労選択支援	人/月				1	1	1
就労移行支援	人日/月	354 (409)	309 (462)	266 (515)	280	280	280
	人/月	20 (23)	18 (26)	14 (29)	14	14	14
就労継続支援 (A型)	人日/月	230 (211)	281 (230)	282 (250)	280	300	320
	人/月	11 (11)	13 (12)	13 (13)	14	15	16
就労継続支援 (B型)	人日/月	945 (808)	920 (827)	951 (845)	954	954	954
	人/月	53 (43)	55 (44)	53 (45)	53	53	53
就労定着支援	人/月	3 (2)	4 (3)	4 (4)	5	5	6
療養介護	人/月	4 (5)	4 (6)	4 (7)	4	4	4
福祉型短期入所	人日/月	195 (196)	112 (196)	149 (196)	160	176	192
	人/月	7 (10)	7 (10)	9 (10)	10	11	12
	うち重度障がい者				8	9	10
医療型短期入所	人日/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0
	うち重度障がい者				0	0	0

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、共同生活援助については第6期中のサービス量の実績から、第7期中は増加を見込みます。施設入所支援については、毎年度減少傾向にありますが、見込みについては横ばいを見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
共同生活援助	人/月	25 (24)	30 (26)	35 (28)	40	45	50
うち重度障がい者	人/月				24	28	33
施設入所支援	人/月	35 (39)	38 (39)	38 (39)	38	38	38

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

(4) 相談支援

指定相談支援については、第7期中は微増傾向を見込んでいます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	46 (27)	51 (28)	55 (29)	60	64	69
地域移行支援	人/月	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
地域定着支援	人/月	3 (3)	5 (3)	5 (3)	6	7	8

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

4. 障がい児福祉サービス

(1) 障がい児通所支援

児童発達支援や放課後等デイサービスについては、おおむね増加傾向を見込みます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	207 (201)	273 (211)	325 (222)	396	432	480
	人/月	22 (19)	28 (20)	29 (21)	33	36	40
放課後等デイサービス	人日/月	538 (505)	607 (541)	722 (577)	852	924	1,008
	人/月	51 (42)	55 (45)	64 (48)	71	77	84
保育所等訪問支援	人日/月	1 (1)	1 (2)	3 (2)	4	5	6
	人/月	1 (1)	1 (2)	2 (2)	3	3	4
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	3
	人/月	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	1

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

(2) 障がい児相談支援

障害児相談支援の見込み量については、障害児相談支援が第6期で増加傾向であったため、引き続き増加を見込みます。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、横ばいとします。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	19 (22)	25 (27)	31 (38)	37	43	49
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/月	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4	4	4

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

5. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた事業を市町村が実施するものです。

事業実施が必須とされている事業のほか、市町村の判断により任意に必要な事業を実施することができます。

①理解促進研修・啓発事業

障がいや、障がいのある人の理解を深めるため啓発資料の配布や研修、イベントを行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

②自発的活動支援事業

障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

③相談支援事業

障がいのある人やご家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行います。相談支援事業は、広域5市町の広域事業として実施します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有
相談支援機能強化事業	有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有 (有)	有 (有)	有 (有)	有	有	有

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

④成年後見制度利用支援事業

障がいのある人の権利擁護のために、成年後見制度を利用することが有効である知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の町長による成年後見審判の申立てを行うほか、成年後見人等への報酬に対する費用助成を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人数	2 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1	2

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無 (検討)	無 (検討)	無 (検討)	無	無	無

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能等意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件数	3 (2)	3 (2)	3 (2)	3	3	3
要約筆記者派遣事業	件数	1 (0)	1 (1)	1 (1)	1	1	1
手話通訳者設置事業	人数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのある人等に対し、日常生活用具の購入及び住宅改修に要した費用の給付を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	給付件数	2 (1)	2 (1)	(1)	2	2	2
自立生活支援用具	給付件数	1 (7)	5 (8)	(9)	7	8	9
在宅療養等支援用具	給付件数	3 (2)	2 (2)	(2)	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	給付件数	15 (6)	15 (6)	(6)	15	15	15
排泄管理支援用具	給付件数	750 (351)	675 (399)	(436)	700	700	700
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数	1 (4)	0 (4)	(4)	1	1	1

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

⑧手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うのに必要な手話を習得するための研修を実施します。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	講習修了見込み者数	8 (15)	6 (15)	(15)	10	10	10

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等に、外出のための支援を行います。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	人数	11 (14)	9 (18)	(20)	10	10	10
	時間数	100 (210)	95 (236)	(264)	100	100	100

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

⑩地域活動支援センター事業

障がいのある人等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの充実に努めます。

サービス名	単位	実績			見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/月	22 (17)	16 (17)	(17)	17	17	17
宮代町内事業所数	か所	1 (1)	1 (1)	(1)	1	1	1
宮代町外事業所数	か所	2 (2)	2 (2)	(2)	2	2	2

※カッコ内は第6期計画、令和5年度実績は見込み

(2) 任意事業

	今後3年間の 方針	第6期障がい者 基本計画の位置付け
在宅重度障害者等訪問入浴サービス事業	継続	継続
就職支度金支給事業	継続	継続
知的障害者職親委託事業	継続	継続
日中一時支援事業	継続	継続
紙おむつ支給事業	継続	継続
社会参加促進事業（レクリエーション活動等支援）	継続	継続
社会参加促進事業（芸術文化活動振興）	継続	継続
社会参加促進事業（点字・声の広報等発行）	継続	継続
自動車運転免許取得費用・自動車改造費用の助成	継続	継続
保育所等への巡回相談	継続	継続

資料編

1. 例規

(1) みやしろ健康福祉事業運営委員会条例

平成14年3月29日
条例第8号

(設置)

第1条 介護、健康及び福祉(以下「福祉等」という。)に関する施策を町民の意見を十分に反映しながら適正かつ円滑に実施するため、みやしろ健康福祉事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定による介護保険事業計画、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定による高齢者福祉計画、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定による障害者基本計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定による障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定による障害児福祉計画を統合する計画(以下「みやしろ健康福祉プラン」という。)の策定又は変更に関する審議
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1号の規定による地域福祉計画の策定又は変更に関する審議
- (3) 前2号に規定する計画に基づく事業運営の点検及び評価
- (4) その他福祉等に関する重要事項の審議

(組織)

第3条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから町長が任命する者をもって組織する。

- (1) 福祉等に関し識見を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) 関係行政機関に属する者
- (4) その他町長が特に必要と認めたる者

(定数)

第4条 委員の定数は、35人以内とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(高齢者福祉部会及び障害者福祉部会)

第8条 第2条に規定する事項の専門的な検討を行うため、委員会に、委員のうちから委員長が指名する者をもって構成する高齢者福祉部会及び障害者福祉部会を置く。

2 高齢者福祉部会及び障害者福祉部会に部会長を置き、当該部会を構成する委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、高齢者福祉部会及び障害者福祉部会の委員を兼ねることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉課及び健康介護課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(2) みやしろ健康福祉プラン策定委員会設置規程

平成18年6月20日

訓令第16号

(設置)

第1条 この訓令は、宮代町の障害者施策、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を円滑かつ計画的に推進することを目的とするみやしろ健康福祉プラン(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な調査・検討を行うため、みやしろ健康福祉プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 基礎資料の収集及び町民意向の把握に関すること。

(2) 現行計画の進行管理並びに事業計画との整合及び調整に関すること。

(3) 計画策定についての調査研究に関すること。

(4) 各種施策の評価及び立案に関すること。

(5) 計画素案の作成に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか計画の策定に関し必要となる事務。

2 委員会は、計画策定にあたり、関連する他の委員会及び懇話会等と連携を図り、計画内容その他必要事項の整合性に努めなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、宮代町課設置条例(平成6年宮代町条例第8号)第1条に掲げる課の長、議会事務局長、教育推進課長及び会計管理者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、健康介護課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるときは、副委員長が招集することができる。

2 会議を招集した委員長又は副委員長は、会議の議長となる。

(作業部会)

第6条 委員会の補助機関として、みやしろ健康福祉プラン策定委員会作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は、委員会の指導及び助言の下に計画策定に必要な準備作業を行う。

3 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第7条 作業部会に、部会長及び副部会長2人を置く。

2 部会長及び副部会長は、委員長が指名する者をもって充てる。

3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会の招集)

第8条 作業部会は、必要に応じ、部会長が招集する。

(委員以外の者からの意見聴取)

第9条 委員長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その者から意見等を求めることができる。

(副町長等の出席)

第10条 副町長及び教育長は、必要に応じ委員会に出席し、計画の策定に関し、指導及び助言等を行う。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、福祉課及び健康介護課において処理する。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

2. 委員名簿

(1) みやしろ健康福祉事業運営委員会委員

(2) みやしろ健康福祉プラン策定委員会委員

3. 計画の策定経過

年月日	会議等	内容等